常 滑 市 地 域 防 災 計 画

－ 附 属 資 料 －

（令和６年２月修正）

常 滑 市 防 災 会 議

〔 関 係 条 例、 協 定 書 等 〕

1　常滑市防災会議条例……1
2　常滑市防災会議運営要綱……3
3　常滑市防災会議委員……5
4　常滑市災害対策本部条例……6
5　常滑市災害対策本部要綱……7
6　常滑市地震災害警戒本部条例……10
7　常滑市地震災害警戒本部要綱……11
8　災害応急対策等のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例……13
9　災害救助法の適用基準……14
10　災害救助法施行細則（愛知県）……15
11　海水浴場における遊泳禁止措置等に関する基準……33
12　大規模災害時の相互応援に関する協定（伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、
唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、周南市、津市、戸田市、鳴門市、府中市、
丸亀市、坂井市、箕面市）……35
13　災害時相互応援協定（川崎町）……37
14　知多地域災害時相互応援協定書（半田市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、
東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）……39
15　災害応急対策活動の相互応援に関する協定（越前町、瀬戸市、篠山市、
備前市、甲賀市）……41
16　災害時における物資調達に関する協定書（有限会社常滑給食）……44
17　災害時における物資調達に関する協定書（株式会社カインズ）……46
18　災害時における物資調達に関する協定書（株式会社ベイシア）……48
19　災害時における物資調達に関する協定書（コストコホールセールジャパン
株式会社）……50
20　災害時における物資調達に関する協定書（イオンリテール株式会社）……52
21　災害時における物資調達に関する協定書（あいち知多農業協同組合）……54
22　災害等発生時における物資調達に関する協定書（株式会社ヘルスビューティー）……56
23　災害時における物資調達に関する協定書（株式会社スギ薬局）……58
24　災害等発生時における物資調達に関する協定書（フルハシ EPO 株式会社）……60
25　災害等発生時における物資調達に関する協定書（神原段ボール株式会社）……62
26　災害等発生時における物資調達に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）……64
27　災害時における緊急物資輸送等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社）……66
28　名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資
供給等の協力に関する協定（生活協同組合コープあいち）……68
29　災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書（一般社団法人
愛知県ＬＰガス協会中央支部知多西分会）……69
30　水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会の正会員でその愛知県支部に
所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促
進連盟に所属するもの）……71
31　災害時における応急復旧に関する応援協定書（常滑安全防災協議会）……75
32　災害時の応急対策の協力に関する基本協定書（社団法人愛知県公共嘱託

登記土地家屋調査士協会）・・・

62　災害時の歯科医療救護に関する協定書（知多郡歯科医師会、常滑市歯科医師会）・・・・・・・・・158
63　災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目（知多郡歯科医師会、
常滑市歯科医師会）・・・・・・・・・

〔　　付　　属　　資　　料　　〕

Ⅰ　市土の自然条件……225
1　地形・地質……225
2　河川（都市下水路を含む）……225
3　海岸……225
4　気象……225
第１表　常滑市の地質（総括的な層序及び岩相特徴）……228
Ⅱ　災害……229
1　風水害……229
(1)　台風
(2)　大雨
(3)　山崩れ・がけ崩れ
(4)　異常潮位浸水
第２表　台風の大きさと強さの分類……230
(1)　大きさの表現
(2)　強さの表現
(3)　過去の主な風水害
2　地震災害……232
(1)　既往の地震とその被害
(2)　地盤と家屋倒壊
(3)　地震火災
(4)　津波
(5)　社会的条件
第３表　気象庁震度階級関連解説表……236
第４表　マグニチュード（M）と地震の程度……237
3　火災……237
4　伊勢湾シーバース等による災害……237
5　その他の災害……238
(1)　交通災害
(2)　ガス爆発事故等
(3)　流出油事故
Ⅲ　防災上注意すべき自然条件及び社会的条件……240
1　ため池……240
2　急傾斜地崩壊危険箇所……243
3　土砂災害警戒区域等……245
4　山腹崩壊危険箇所……252
5　土砂・山地災害区域内の要配慮者関連施設……252
6　道路注意箇所……252
7　危険物施設状況表……253
8　高圧ガス等主要事業所……253
9　津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設……254
10　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設……254
11　高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設……254

Ⅳ　防災上重要な施設・設備等……255
1　気象等観測施設……255
2　消防用施設・設備……255
(1)　消防本部保有消防力
(2)　消防団保有消防力
(3)　化学消火薬剤の備蓄
(4)　流出油防除資機材
(5)　自衛消防隊消防力
3　通信施設・設備・連絡簿等……258
(1)　無線局等
(2)　災害時優先電話一覧（公共施設）
(3)　災害時優先電話一覧（区長）
(4)　災害時優先電話一覧（消防団）
(5)　ケーブルテレビ放送施設の概要
(6)　非常信号（サイレン）
ア　津波警報等の標識
イ　火災信号
ウ　地震防災信号
(7)　Ｊアラートの自動放送の基準一覧
4　救出用施設・設備等……261
(1)　救出用資機材・設備等一覧表
(2)　災害救出用資機材
(3)　災害拠点病院
(4)　特定感染症指定医療機関
(5)　第２種感染症指定医療機関
(6)　防疫用資器材
(7)　ごみ・し尿処理施設・運搬車両（ごみ、し尿施設は組合運営）
5　給水用施設・資器材……262
(1)　上水道施設
(2)　応急給水用資器材
(3)　応急給水栓設置場所
6　排水施設……264
(1)　ポンプ場
(2)　公共下水道処理施設
(3)　農業集落家庭排水処理施設
7　道路施設……265
(1)　道路状況
(2)　橋梁状況
8　文教施設……265
9　備蓄非常食・地震防災設備等……266
(1)　備蓄非常食
(2)　耐震貯水槽配備
(3)　小型動力ポンプ配備一覧（区防災班）

(4)　災害救出用資機材配置一覧
(5)　防災用井戸
10　避難所……268
(1)　避難所
(2)　福祉避難所
(3)　ペットと同行避難が可能な避難所
11　避難場所等……271
(1)　一時避難場所
(2)　広域避難場所
(3)　津波避難ビル
(4)　医療救護所
(5)　大震災時の救援物資配送センター
(6)　大震災時の仮設住宅建設可能場所
(7)　大震災時の災害廃棄物仮置場予定地
12　愛知県及び消防庁への連絡先……276
(1)　愛知県への連絡先
(2)　消防庁への連絡先
13　地区防災計画策定状況……277
(1)　瀬木区防災計画
Ⅴ　輸送車両等……278
1　市所有車両……278
2　警察船舶（常滑警察署所管）……278
3　漁業協同組合所管登録漁船……278
4　ヘリコプター場外発着場……278
Ⅵ　気象予報警報等の種類と発表基準……280
1　気象及び水象に関する予報警報……280
2　津波注意報及び警報等の発表基準……283
3　火災警報の発令並びに解除の基準……283

〔書　式〕

(№１）伝達確認簿（様式２）
(№２）災害通報・処理票（第３号様式)
(№３）災害概況即報（様式１）
(№４）災害発生状況等（速報・確定報告）（様式２）
(№５）被害認定基準
(№６）人的被害（様式３）
(№７）避難状況・救護所開設状況（様式４）
(№８）公共施設被害（様式５）
(№９）応急用米穀の売却依頼書（例文）（様式１）
(№ 10）災害派遣要請書様式
(№ 11）災害派遣撤収要請書様式
(№ 12）緊急通行車両等届出書（別記様式１）
(№ 13）緊急通行車両確認証明書（別記様式２）
(№ 14）標章（別記様式４）

（№. 15）緊急輸送車両確認証明書（別記様式３）
（№. 16）緊急通行車両等事前届出書（様式第１）
（№. 17）《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》速報用（様式１）
（№. 18）《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》（様式２）

〔別 添　資　料〕

緊急輸送道路図

１　常滑市防災会議条例

（昭和38年４月11日条例第７号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項及び水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定に基づき、常滑市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　常滑市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　水防計画その他水防に関する重要な事項の調査及び審議を行うこと。

（５）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員50人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

（１）　愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

（２）　市長がその部内の職員のうちから指名する者

（３）　市の教育委員会の教育長

（４）　市の消防団の団長及び副団長

（５）　市長が特に必要と認めて任命する者

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第５条　防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

２　防災会議は、委員の総数の２分の１以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

３　防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（雑則）

第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年10月５日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年７月１日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年３月24日条例第11号）

（施行期日）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（常滑市水防協議会条例の廃止）

2　常滑市水防協議会条例（昭和35年常滑市条例第15号）は、廃止する。

附　則（平成17年６月27日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年９月21日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

２ 常滑市防災会議運営要綱

（昭和39年４月１日要綱第１号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、常滑市防災会議条例（昭和38年常滑市条例第７号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、常滑市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長代理）

第２条　会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

（委員の代理者）

第３条　委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

２　委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

（異動等の報告）

第４条　条例第３条第５項第１号の委員に異動等があった場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

（会議の招集）

第５条　会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

（会議録）

第６条　会長は、必要に応じて、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　出席者の職名及び氏名

（３）　会議に付した案件及び議事の経過

（４）　議決した事項

（５）　その他参考事項

（専決処分）

第７条　会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

（１）　災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（２）　災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

（３）　関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

２　会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

（事務局）

第８条　防災会議の事務を処理させるため、事務局を防災危機管理課に置く。

２　事務局に事務局長並びに書記を置く。

３　事務局長は、防災危機管理監をもって充てる。

４　書記は、防災危機管理課の職員のうちから市長が指名する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附　則

この要綱は、昭和39年４月１日から施行する。

附　則（平成10年７月14日）

この要綱は、平成10年７月14日から施行する。

附　則（平成18年６月１日）

この要綱は、平成18年６月１日から施行し、改正後の常滑市防災会議運営要綱の規定は、平成18年４月１日から適用する。

附　則（平成19年４月１日）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成24年４月１日）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日要綱第52号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

3 常滑市防災会議委員（会長他委員 48 人）

会　長　市　　長
委　員　市議会議長
〃　市議会総務委員長
〃　陸上自衛隊第35 普通科連隊重迫撃砲中隊長
〃　大阪航空局中部空港事務所広域空港管理官
〃　中部空港海上保安航空基地長
〃　愛知県常滑警察署長
〃　愛知県中部空港警察署長
〃　愛知県知多県民事務所長
〃　愛知県知多建設事務所長
〃　愛知県衣浦港務所長
〃　愛知県知多保健所次長
〃　常滑市医師団　団長
〃　常滑市歯科医師会　防災会議担当
〃　常滑市薬剤師会　防災委員
〃　常滑市社会福祉協議会長
〃　代表区長（三和）
〃　〃　（大野）
〃　〃　（鬼崎）
〃　〃　（常滑）
〃　〃　（西浦）
〃　〃　（小鈴谷）
〃　消防団長
〃　消防団副団長
〃　消防団副団長
〃　常滑商工会議所会頭
〃　あいち知多農業協同組合代表理事組合長
〃　常滑市水産振興会長

委　員　西日本電信電話㈱東海支店フィールドサービスセンタ長
〃　知多半島ケーブルネットワーク㈱代表取締役社長
〃　中部電力パワーグリッド㈱常滑営業所長
〃　東邦ガス㈱刈谷導管課長
〃　常滑市赤十字奉仕団委員長
〃　常滑市防火危険物安全協会長
〃　愛知県ＬＰガス協会常滑ブロック長
〃　愛知県石油業協同組合第１地区常滑グループ長
〃　日本郵便㈱　常滑郵便局長
〃　愛知県道路公社事業課道路管制室長
〃　中部国際空港㈱ 防災・危機管理担当部長
〃　名古屋鉄道㈱　常滑駅長
〃　〃　中部国際空港駅長
〃　常滑安全防災協議会長
〃　常滑市民生委員児童委員連絡協議会長
〃　常滑市防災ボランティアリーダー会長
〃　常滑市子どもを守る会連絡協議会長
〃　副　市　長
〃　病院事業管理者
〃　教　育　長
〃　消　防　長

４　常滑市災害対策本部条例

（昭和38年４月11日条例第８号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、常滑市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（災害対策本部長及び災害対策副本部長）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部）

第３条　本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

２　部に部長及び部員を置く。

３　部長は、災害対策本部員のうちから、部員は、その他の職員のうちから、本部長が指名する。

４　部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

５　部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

（雑則）

第４条　この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月25日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年９月21日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

５　常滑市災害対策本部要綱

昭和56年７月１日要綱第２号

（趣旨）

第１条　この要綱は、常滑市災害対策本部条例（昭和38年常滑市条例第８号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、常滑市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員及び部員）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第２項の規定により市長をもって充てる。

２　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、部長職の者及びその他本部長が必要と認める者をもって充てる。

４　部員は、常滑市職員定数条例（昭和36年常滑市条例第16号）第２条に規定する職員（再任用職員を含む。）、消防団員並びに社会福祉協議会及び指定管理者の職員をもって充てる。

（本部室、本部員会議及び情報連絡室）

第３条　本部に本部室を置き、本部室に本部員会議及び情報連絡室を置く。

２　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は本部長が総理する。

３　本部員会議は、災害応急対策に関する基本的事項について協議決定し、その実施を推進する。

（１）　本部の非常配備体制の切替え及び解除に関すること。

（２）　災害情報及び被害状況の分析並びにそれに伴う対策の決定に関すること。

（３）　被災調査の方法及び基準に関すること。

（４）　災害救助法（昭和22年法律第118号）発動についての意見に関すること。

（５）　区長、公共団体等に対する応急対策の要請又は避難の指示に関すること。

（６）　応急救助に関すること。

（７）　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

（８）　県、他市町、行政機関及び公共機関に対する応援の要請に関すること。

（９）　災害対策経費に関すること。

(10)　私有の土地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。

(11)　消防団に対する出動命令並びに警察官及び海上保安官に対する出動要請に関すること。

(12)　その他災害対策に関する重要な事項

４　情報連絡室は、情報連絡室長（以下「室長」という。）及び情報連絡室員（以下「室員」という。）をもって組織し、室長は防災危機管理監を、室員は常滑市地域防災計画（以下「防災計画」という。）第２編別表第１に掲げる職員及び各部長が指名する職員をもって充てる。

５　情報連絡室は、次の事務処理に当たる。

（１）　本部員会議及び各部の連絡調整に関すること。

（２）　各部の所掌する被害状況等の収集に関すること。

（３）　気象注意報、警報、地震情報等の収集及び伝達に関すること。

（４）　その他本部長が必要と認めること。

６　本部室（情報連絡室を含む。）の事務局は、防災危機管理課に置く。

（部、支部及び班）

第４条　本部は、条例第３条第１項の規定に基づき、防災計画第２編別表第１に掲げる部、支部及び班で組織する。

２　部及び支部の所掌事務は、防災計画第２編別表第２の業務分担表に定めるほか、法令の定め

るところにより所掌する事務で災害応急対策の実施に関し、必要な事務とする。

3　部及び支部は、その所掌する事務を遂行するに当たって、相互に協力し、他の部及び支部と緊密な連絡の下に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。

4　部長、支部長及び班長は防災計画第２編別表第２に掲げる者を充て、部員は部及び支部を構成する組織の職員とする。

5　この要綱に規定するもののほか、部及び支部の運営に関し必要な事項は、部長及び支部長が別に定める。

（非常配備）

第５条　本部の非常配備は、第１非常配備、第２非常配備及び第３非常配備とし、本部の各組織は、防災計画第２編別表第３に定める非常配備基準に基づき、非常配備体制を取り、職員を合理的に配備し、災害応急対策の強力かつ円滑な実施を図るものとする。

2　非常配備要員は、防災計画第２編別表第４に定める非常配備職員配置基準によるものとするが、各部長の責任において適宜増減員をすることができる。

（臨時又は特別な業務の処理）

第６条　本部長は、臨時又は特別な業務について、この要綱において定めるもののほか、必要な組織の設置及び職員を指定し、処理させることができる。

（その他）

第７条　災害の状況により、防災危機管理監を消防長、防災危機管理課を消防本部に読み替えて運用することができる。

第８条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が定める。

附　則

この要綱は、昭和56年７月１日から施行する。

附　則（平成８年７月９日）

この要綱は、平成８年７月９日から施行する。

附　則（平成10年７月14日）

この要綱は、平成10年７月14日から施行する。

附　則（平成12年７月12日）

この要綱は、平成12年７月12日から施行する。

附　則（平成18年６月１日）

この要綱は、平成18年６月１日から施行し、改正後の常滑市災害対策本部要綱の規定は、平成18年４月１日から適用する。

附　則（平成19年４月１日）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年４月１日）

この要綱は、平成20年４月１日から施行し、改正後の常滑市災害対策本部要綱の規定は、平成20年３月23日から適用する。

附　則（平成24年４月１日）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月28日）

この要綱は、平成25年３月28日から施行する。

附　則（平成27年５月13日要綱第23号）

この要綱は、平成27年５月15日から施行する。

附　則（令和４年３月31日要綱第53号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年６月30日要綱第48号）

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

６　常滑市地震災害警戒本部条例

（平成14年６月28日条例第19号）

（趣旨）

第１条　この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第４項の規定に基づき、常滑市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部の職員を指揮監督する。

２　警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

３　副本部長は、本部員のうちから市長が指名する。

４　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

（２）　市の区域において業務を行う法第２条第７号に規定する指定公共機関又は同条第８号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

（３）　市の教育委員会の教育長

（４）　市長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）　その他市長の委嘱する者

６　本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

７　副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから市長が指名する。

８　本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（部）

第３条　本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

２　前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

３　第１項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

４　前項の部長に事故があるときは、第１項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（雑則）

第４条　この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

７　常滑市地震災害警戒本部要綱

（平成14年７月８日要綱第５号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、常滑市地震災害警戒本部条例（平成14年常滑市条例第19号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、常滑市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（地震災害警戒本部長、副本部長、本部員及び本部職員）

第２条　地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第18条第１項の規定により市長をもって充てる。

２　地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

３　地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、常滑市地域防災計画（以下「防災計画」という。）第２編第３別表第１に掲げる者をもって充てる。

４　条例第２条第７項の職員（以下「本部職員」という。）は、常滑市職員定数条例（昭和36年常滑市条例第16号）第２条に規定する職員及び消防団員をもって充てる。

（本部室、本部員会議及び情報連絡室）

第３条　警戒本部に、本部室を置き、本部室に本部員会議及び情報連絡室を置く。

２　本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は本部長が総理する。

３　本部員会議は、次に掲げる事務をつかさどり、当該事務を推進する。

（１）　地震防災応急対策等に関する関係市町村、関係機関等との連絡調整に関すること。

（２）　地震予知情報等の収集及び伝達に関すること。

（３）　警戒宣言、地震予知情報等の広報に関すること。

（４）　その他地震防災応急対策等に関すること。

４　情報連絡室は、情報連絡室長（以下「室長」という。）及び情報連絡室員（以下「室員」という。）をもって組織し、室長は防災危機管理監を、室員は防災計画第２編第３別表第２に掲げる者及び各本部員が指名する者をもって充てる。

５　情報連絡室において収集し、及び伝達する地震予知に関する情報等の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）　警戒宣言、地震予知情報等

（２）　避難状況等

（３）　地震防災応急対策等の実施状況

（４）　道路交通情報

（５）　部、警備消防部、支部、地域警戒本部（以下「部等」という。）及び公共機関の対策情報

（６）　その他本部長が必要と認める情報

６　前項に規定する地震予知に関する情報等の収集及び伝達の要領は、別に定めるところによる。

７　本部室の事務局は、防災危機管理課に置く。

（部、警備消防部及び支部の設置等）

第４条　条例第３条第１項の規定により、警戒本部に部を置く。

２　警戒本部に、前項の部のほか、警備消防部及び支部を置く。

３　部等は、その所掌する事務を遂行するに当たっては、他の部等との緊密な連絡の下に、地震防災応急対策等が的確かつ円滑に行われるようにしなければならない。

４　前３項に規定するもののほか、部等の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

（部、警備消防部及び支部の組織及び所掌事務）

第５条　部等の組織は、防災計画第２編第３別表第３に掲げるとおりとする。

２　前項の組織の所掌事務は、防災計画第２編第３別表第４に掲げるもののほか、地震防災応急対策等の実施の推進に関し必要な事務とする。

（地震災害警戒本部非常配備体制）

第６条　警戒本部の地震災害警戒本部非常配備は、第３非常配備とし、防災計画第２編第３別表第５に定める地震災害警戒本部非常配備基準に基づくものとする。

２　非常配備要員は、防災計画第２編第３別表第６に定める地震災害警戒本部非常配備職員配置基準によるものとする。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成14年７月８日から施行する。

附　則（平成18年６月１日）

この要綱は、平成18年６月１日から施行し、改正後の常滑市地震災害警戒本部要綱の規定は、平成18年４月１日から適用する。

附　則（平成19年４月１日）

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年４月１日）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。ただし、改正後の第２条第２項の規定は、平成20年３月23日から適用する。

附　則（平成24年４月１日）

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日要綱第54号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年６月30日要綱第49号）

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

８　災害応急対策等のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例

（昭和38年４月11日条例第10号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第１項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第１項の規定に基づき、災害応急対策、災害復旧、災害からの復興、武力攻撃災害、感染症対策等のため、派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当に関する事項を定めるものとする。

（災害派遣手当）

第２条　派遣職員が住所又は居所を離れて常滑市内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

（支給方法）

第３条　前条に規定する災害派遣手当の支給方法は、常滑市職員に支給される諸手当の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年７月１日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年12月26日条例第31号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の廃止）

２　災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年常滑市条例第９号）は、廃止する。

附　則（平成19年３月28日条例第９号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月26日条例第28号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日から施行する。

附　則（平成26年３月26日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

施設の利用区分 派遣を受けた常滑市内の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（１日につき）	その他の施設（１日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

9　災害救助法の適用基準

1　適用の要件

(1)　災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。

(2)　法による救助の要否は市単位で判定すること。

(3)　原則として同一の原因による災害であること。

2　適用基準（災害救助法施行令第１条第１項）

(1)　住家等への被害が生じた場合

ア　市内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が 80 世帯数以上に達したとき（第１号）。

（人口 50,000 人以上 100,000 人未満の市）

イ　被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合であって、市の住家滅失世帯数が 40 世帯以上に達したとき（第２号）。（人口 50,000 人以上 100,000 人未満の市）

ウ　被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市で多数の世帯の住家が滅失したとき（第３号前段）。

エ　被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市で多数の世帯の住家が滅失したとき（第３号後段）。

・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（注）適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

①　住家の減失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の減失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては２世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の減失した一の世帯とみなす。

②　被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は１戸であっても、３世帯が居住していれば３世帯として計算する。

③　飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

④　多数の世帯とは、周囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低５世帯以上をいう。

(2)　生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第４号）。

・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

10　災害救助法施行細則

昭和 40 年 10 月 29 日規則第 60 号
最終改正　令和２年 12 月 28 日規則第 80 号

（趣旨）

第１条　この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第１号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第２条　削除

削除〔平成 12 年規則 77 号〕

（救助実施区域の公告）

第３条　知事は、法による救助（「以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する

市区町村の区域を公告するものとする。

第４条　削除

削除〔平成 12 年規則 77 号〕

（救助の程度、方法及び期間）

第５条　令第３条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正〔平成 12 年規則 77 号・13 年１号・26 年４号・29 年 33 号〕

（物資の保管等に関する公用令書等）

第６条　規則第１条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第８条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

(1)　物資の保管を命ずる場合の公用令書　　様式第１

(2)　物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書　様式第２

(3)　公用変更令書　　様式第３

(4)　公用取消令書　　様式第４

（受領書）

第７条　前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

（強制物件台帳）

第８条　第６条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第５）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

（受領調書）

第９条　規則第２条第３項の受領調書は、様式第６による。

２　当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成 19 年規則 29 号〕

（損失補償請求書）

第 10 条　規則第３条第１項の損失補償請求書は、様式第７によらなければならない。

（従事命令に関する公用令書等）

第 11 条　規則第４条第１項及び第３項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

(1)　公用令書　　様式第８

(2)　公用取消令書　　様式第９

（受領書に関する規定の準用）

第 12 条　第７条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

（救助従事者台帳）

第 13 条　第 11 条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第 10）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

（従事不能の場合の届出）

第 14 条　規則第４条第２項の規定による届出は、従事不能届（様式第 11）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1)　負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。

ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

(2)　天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

（実費弁償の程度）

第 15 条　法第７条第５項の規定による実費弁償の程度は、別表第２のとおりとする。

一部改正〔平成 26 年規則４号〕

（実費弁償請求書）

第 16 条　規則第５条の実費弁償請求書は、様式第 12 によらなければならない。

（身分を示す証票）

第 17 条　法第 10 条第３項において準用する法第６条第４項の身分を示す証票は、様式第 13 による。

一部改正〔平成 26 年規則４号〕

（扶助金支給申請書）

第 18 条　規則第６条第１項の扶助金支給申請書は、様式第 14 によらなければならない。

２　前項の扶助金支給申請書には、規則第６条第２項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第８条第２項の支給基礎額の認定に必要な書類

(2)　休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

(3)　打切扶助金支給申請書については、第１号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成 26 年規則４号〕

（扶助金の支給基礎額）

第19条　令第８条第２項第２号及び第３号の扶助金の支給基礎額は、別表第２のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則４号・29年33号〕

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第５条関係）

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類等		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	１　避難所は、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 ２　避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。	避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。 (1) 基本額 １日当たり 320 円 (2) 加算額 ア　高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地 域における通常の実費 イ 冬季（10 月から３月まで）の場合 別に定める額	避難所を開設する期間は、災害発生の日から７日以内とする。
	応急仮設住宅	１　応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものとする。 ２　応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置するものとする。	１　応急仮設住宅の１戸当たりの規模は 29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み 2,660,000 円以内とする。 ２　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の１施設当たりの規模及びその設置のために支出する費用は、１にかかわらず別に定める。	応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第３項又は第４項の規定による期限内とする。

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類等		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
避難所及び応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅	3　老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置することがある。 4　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することがある。		
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	1　炊出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。 2　炊出しその他による食品の給与は、被害者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。	炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、１人１日当たり 1,110 円以内とする。	炊出しその他に よる食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。 ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に３日分以内を現物により支給することがある。
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を 実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		1　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができ	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により、一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする

<table>
<tr><th colspan="3">救　助　の　程　度　及　び　方　法</th><th rowspan="2">救助の期間</th></tr>
<tr><th>救助の種類等</th><th>救助の対象及び方法</th><th>費用の種類及び限度額</th></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>ない状態となつたものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
2　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
(1) 被服、寝具及び身の回り品
(2) 日用品
(3) 炊事用具及び食器
(4) 光熱材料</td><td>(1)　住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯
<table><tr><th>季別
世帯区分</th><th>夏　季
(4月から
9月まで)</th><th>冬　季
(10月から
3月まで)</th></tr><tr><td>1人世帯</td><td>18,400円</td><td>30,400円</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>23,700円</td><td>39,500円</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>34,900円</td><td>54,900円</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>41,800円</td><td>64,200円</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>52,900円</td><td>80,800円</td></tr><tr><td>6人世帯以上</td><td>52,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額</td><td>80,800円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,100円を加算した額</td></tr></table>
(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により損害を受けた世帯
<table><tr><th>季別
世帯区分</th><th>夏　季
(4月から
9月まで)</th><th>冬　季
(10月から
3月まで)</th></tr><tr><td>1人世帯</td><td>6,000円</td><td>9,800円</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>8,100円</td><td>12,700円</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>12,100円</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>4人世帯</td><td>14,700円</td><td>21,400円</td></tr><tr><td>5人世帯</td><td>18,600円</td><td>27,000円</td></tr><tr><td>6人世帯以上</td><td>18,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額</td><td>27,000円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,500円を加算した額</td></tr></table>
(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯
その都度内閣総理大臣に協議して決定する額</td><td></td></tr>
</table>

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類等		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
医療及び助産	医療	1　医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。 2　医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和 45 年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。 3　医療は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 診察 (2) 薬剤及び治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費 (2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額 (3) 施術者による場合 協定料金の額	医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

救助の種類等		救助の程度及び方法 救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	救助の期間
医療及び助産	助産	1　助産は、災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。 2　助産は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (1) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 (2) 助産師による場合 慣行料金の８割に相当する額	助産を実施する期間は、分べんした日から７日以内とする。
被災者の救出		被災者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。	被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から３日以内とする。
被災した住宅の応急修理		1　被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 2　被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。	被災した住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等全ての経費を含み、１世帯当たり 574,000 円以内とする。	被災した住宅の応急修理 は、災害発生の日から１月以内に完了するものとする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であって、具体的な事業計画を持ち、生業の見込みが確実であって、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。	生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、１件（１世帯）当り生業費については30,000円以内、 就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。 (1) 貸与期間 ２年以内 (2) 利子 無利子 (3) 担保 連帯保証人１人	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から１箇月以内に完了するものとする。
学用品の給与	１　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により、学用品を喪失し、又は損傷し、修学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）中学校生徒（義務教育学校の前期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をい	学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 教科書代 教科書の実費 (2) 文房具費及び通学用品費 小学校児童１人当たり 4,400円 中学校生徒１人当たり 4,700円 高等学校等生徒１人当たり 5,100円	学用品の給与は、災害発生の日から教科書については１箇月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。

救助の種類等	救助の程度及び方法 救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	救助の期間
学用品の給与	う。以下同じ。）に対して行うものとする。 2　学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 教科書（小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあっては教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材であって、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあっては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。） (2) 文房具 (3) 通学用品		
埋葬	1　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。 2　埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。 (1) 棺（附属品を含む。）又は棺材 (2) 火葬又は土葬 (3) 骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。 満 12 歳以上の者１体当たり 210,200 円 満 12 歳未満の者１体当たり 168,100 円	埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものする。
死体の捜索	死体の捜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

救助の種類等	救助の程度及び方法 救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	救助の期間
死体の処理	1　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。 2　死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は原則として救護班により行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案	死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり 3,400 円 (2) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額（ドライアイスの購入等が必要な場合にあっては、この購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額） ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費 イ 既存建物を利用することができない場合 1体当たり 5,300 円 （輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。） (3) 検案のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額	死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
障害物の除去	障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運びこまれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当 135,100 円以内とする。	障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。 (1) 被災者の避難の場合 (2) 救済用物資の整理及び配分の場合 (3) 飲料水の供給の場合 (4) 医療及び助産の場合 (5) 被災者の救出の場合 (6) 死体の捜索の場合 (7) 死体の処理の場合	救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

別表第２（第 15 条関係）

１　令第４条第１号から第４号までに規定する者

日当	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内
時間外勤務手当	日当の額を８で除して得た額を勤務１時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第３号）第 15 条の規定の例により算定される額以内
旅費	職員等の旅費に関する条例（昭和 29 年愛知県条例第１号）別表第１の１による一般職員相当額以内

２　令第４条第５号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 100 分の３の額を加算した額以内

別表第３（第 19 条関係）

対　象　者	扶　助　金　の　支　給　基　準　額
法第７条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者でない者	事故発生の年の前１年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を 365 で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前１年間における所得の額の平均額を 365 で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第８条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）	１　8,800 円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回るときは、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は 14,100 円とする。 ２　次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第１号に該当する者については 433 円を、第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については、１人につき 217 円（協力者に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については 367 円）をそれぞれ加算して得た額 (1) 配偶者 (2) 満22歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子及び孫 (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある弟妹 (5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの ３　扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の４月１日から満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、167 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額

様式第１（第６条関係）

物資保管　第　号

公　用　令　書

住　所
氏　名

名称及び
代表者氏名

災害救助法第９条第１項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。

年　月　日

愛知県知事　氏　　名　印

種　類	数　量	保管場所	保管期間	備　考

注　この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

物資保管　第　号

受　領　書

年　月　日

愛知県知事　殿

住　所
氏　名　印

名称及び
代表者氏名

公用令書を受領しました。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５の２枚接続とする。

様式第２（第６条関係）

物資収用
施設管理
土地
家屋使用
物資
第　号

公　用　令　書

住　所
氏　名

名称及び
代表者氏名

災害救助法第９条第１項の規定により、次のとおり　収容　管理　使用　します。

年　月　日

愛知県知事　氏　　名　印

種類名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備考

注　この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

物資収用
施設管理
土地
家屋使用
物資
第　号

受　領　書

年　月　日

愛知県知事　殿

住　所
氏　名　印

名称及び
代表者氏名

公用令書を受領しました。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５の２枚接続とする。

様式第３（第６条関係）

第　号

公用変更令書

住　所
氏　名

名称及び
代表者氏名

災害救助法第９条第１項の規定による処分（公用令書
年　月　日第　号）を、次のとおり変更しました。

年　月　日

愛知県知事　氏　　名　印

変更前の処分の内容	変更後の処分の内容

注　この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

公用変更令書　第　号

受　領　書

年　月　日

愛知県知事　殿

住　所
氏　名　印

名称及び
代表者氏名

公用変更令書を受領しました。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５の２枚接続とする。

様式第４（第６条関係）

第　　号

公　用　取　消　令　書

住　所
氏　名
［名称及び代表者氏名］

災害救助法第９条第１項の規定による処分（公用令書　年　月　日第　　号）を取り消しました。

年　月　日

愛知県知事　氏　　名　印

注　この令書を受領したときは，右の受領書を直ちに提出してください。

公用取消令書　第　　号

受　領　書

年　月　日

愛知県知事　殿

住　所
氏　名　　印
［名称及び代表者氏名］

公用取消令書を受領しました。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５の２枚接続とする。

様式第５（第８条関係）

強制物件台帳

公用令書	物資保管 物資収用 施設管理 土地使用 土家物	第　　号	年　月　日																				
所有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）																							
占有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）																							
公用令書の内容	種類名称	数量	保管場所又は所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備考															
変更事項及びその理由																							
取消理由																							
損失補償	種類名称	請求額	請年月日	求日	請求者	補償額	補年月日	償日	備考														

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第６（第９条関係）

受　領　調　書

収用
災害救助法第９条第１項の規定により　する物資を、次のとおり受領
使用
しました。

よって、受領調書２通を作成し、それぞれ１通を所持するものとします。

年　月　日

受領者
愛知県職員
氏　　名　印

物資の所有者又は占有者
氏　　名　印

公用令書	物資収用 物資使用	第　　号	年　月　日																				
種類及び数量																							
受領年月日	年　月　日																						
受領場所																							
備考																							

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第７（第10条関係）

損失補償請求書

年　月　日

愛知県知事　殿

住　所
氏　名　印
〔名称及び代表者氏名〕

災害救助法第９条第２項において準用する同法第５条の２第３項の規定による損失補償として、下記の金額を請求します。

記

請求金額　　円

請求理由

公用令書	物資保管	物資収用	年　月　日
	施設管理	土地建物使用	号

添付書類
１．算出明細書
２．受領書（写し）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第８（第11条関係）　（表）

従事命令：第　号

公用令書

住　所
職　業
氏　名
年　月　日生
〔名称及び代表者氏名〕

災害救助法第７条第１項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。

年　月　日

愛知県知事　氏　名　印

従事する業務	
従事する場所	
従事する期間	年　月　日から 年　月　日まで　日間
出頭する日時及び場所	
備考	

従事命令：第　号

受領書

年　月　日

愛知県知事　殿

住　所
職　業
氏　名　印
年　月　日生
〔名称及び代表者氏名〕

公用令書を　午前／午後　時　分受領しました。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５の２枚接続とする。

（裏）

公用令書の交付を受けた者の心得

1　この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、記名押印のうえ、直ちに知事に提出してください。
2　あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。
3　あなたが負傷、病気等により指定の日時に出頭できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。
4　あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。
5　あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により６カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

様式第９（第11条関係）

取消従事命令　第　　号

公用取消令書

住　所
職　業
氏　名
［名称及び代表者氏名］

災害救助法第７条第１項の規定による処分（公用令書　年　月　日第　　号）を取り消しました。

年　月　日

愛知県知事　氏　　名　印

注　この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。

取消従事命令　第　　号

受　領　書

年　月　日

愛知県知事　殿

住　所
氏　名　　印
［名称及び代表者氏名］

公用取消令書を受領しました。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５の２枚接続とする。

様式第10（第13条関係）

救助従事者台帳

公用令書　第　　号　　年　月　日

従事者　住所　職業
氏名［名称及び代表者氏名］　生年月日

従事する業務
従事する場所
従事する期間　年　月　日から　年　月　日まで　日間
出頭する日時及び場所
公用令書取消理由
負傷、疾病、死亡等従事年の日時及び場所
事故発生の原因及び状況
傷病名、傷病の程度及び身体の状況
備考

事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考
			・・		
			・・		

実費弁償	実費弁償の内訳				支給年月日	備考
円	日当	超過勤務手当	旅費	計	・・	
	円	円	円	円		

扶助金	扶助金の種類	金額	支給年月日	備考
円			・・	
			・・	
			・・	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第11（第14条関係）

従事不能届

年　月　日

愛知県知事　殿

住　所
職　業
氏　名　　印
［名称及び代表者氏名］　年　月　日生

災害救助法第７条第１項の規定による公用令書（　年　月　日従事命令等　　号）の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事することができないので、関係書類を添えてお届けします。

記

理由

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第14（第18条関係）

療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切　扶助金支給申請書

年　月　日

愛知県知事　殿

住所
氏名　印

災害救助法第12条の規定による扶助金として、下記の金額を支給してくださるよう関係書類を添えて申請します。

申請金額　円

公用令書		第　号	年　月　日	
従事者又は協力者	住所		職業	
	氏名		生年月日	・　・
従事又は協力していた救助業務				
事故発生の日時及び場所				
事故発生の原因及び状況				
傷病名、傷病の程度及び身体の状況				
療養又は休業を要する見込期間				

事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考
			・　・		
			・　・		
			・　・		
			・　・		

添付書類
算出明細書

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第13（第17条関係）　（表）

第　号

証票

所属
職名氏名

上記の者は、災害救助法第10条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。

なお、この証票の有効期間は、　年　月　日までとする。

年　月　日交付

愛知県知事　氏名　印

備考　用紙の大きさは、縦６センチメートル，横９センチメートルとする。

（裏）

災害救助法抜粋
（都道府県知事の立入検査等）
第10条　前条第１項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
２　都道府県知事は、前条第１項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
３　第６条第３項から第５項までの規定は、前２項の場合に準用する。

（指定行政機関の長等の立入検査等）
第６条　１及び２　略
３　前２項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
４　当該職員が第１項又は第２項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
５　第１項及び第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意１　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
２　この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第12（第16条関係）

実費弁償請求書

年　月　日

愛知県知事　殿

住所
職業
氏名　印
（名称及び代表者氏名）

災害救助法第７条第５項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。

請求金額　円

公用令書	従事命令	第　号	年　月　日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年　月　日から 年　月　日まで		日間

添付書類
算出明細書

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

11　海水浴場における遊泳禁止措置等に関する基準

常　滑　市

（目的）

第１条　この基準は、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）第５条の規定に基づき、市内の海水浴場における海水浴客の生命、身体の安全を守るため遊泳禁止措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）海水浴客　　海水浴場において遊泳する者又は海辺にて遊戯する者をいう。

（2）遊泳注意報　強風、波浪、津波、高潮、その他異常な自然現象等により遊泳環境が悪化し、又は悪化すると予想されるとき、市長が海水浴客に対し遊泳の自粛を勧告するための意思表示をいう。

（3）遊泳禁止令　強風、波浪、津波、高潮、その他異常な自然現象等により遊泳環境が著しく悪化すると予想されるとき、市長が海水浴客に対し遊泳及び海辺における遊戯を禁止するための意思表示をいう。

（遊泳時間）

第３条　市内の海水浴場における遊泳時間は、午前８時から午後５時までとし、午後５時から翌日の午前８時までの間は遊泳を禁止するものとする。

（遊泳注意報及び遊泳禁止令）

第４条　市長は、次の各号の１に該当すると認められるときは遊泳注意報を発するものとする。

(1) 気象業務法（昭和 27 年６月２日法律第 165 号）第 13 条に基づく各注意報の１以上が発令され、海水浴場における遊泳環境が悪化し、又は悪化すると予想されるとき。

(2) 予期しない事態が海水浴場又は海水浴場付近に突発し、海水浴客に被害をおよぼすことが予想されるとき。

(3) 上記以外で市長が特に必要と認めたとき。

２　市長は、次の各号の１に該当すると認められるときは、遊泳禁止令を発するものとする。

(1)　気象業務法第 13 条に基づく各注意報及び警報の１以上が発令され、海水浴場における遊泳環境が著しく悪化し、又は著しく悪化すると予想され、海水浴客に被害をおよぼすことが予想されるとき。

(2)　予期しない重大な事態が海水浴場又は海水浴場付近に突発し、海水浴客に被害をおよぼすことが予想されるとき。

(3)　上記以外で市長が特に必要と認めたとき。

（遊泳注意報等の解除）

第５条　市長は、次の各号に該当すると認められるときは、遊泳注意報又は遊泳禁止令の解除をするものとする。

(1)　気象業務法第 13 条に基づく各注意報、警報が解除され、海水浴場の遊泳環境が良好となったとき。

(2)　上記以外で市長が特に必要と認めたとき。

２　前項の規定にかかわらず遊泳注意報又は遊泳禁止令が第３条に定める遊泳禁止時刻に達したときは、当該注意報又は禁止令は自動的に解除されたものとする。

（遊泳注意報等の周知）

第６条　市長は、第４条に定める遊泳注意報又は遊泳禁止令を発したときは、ただちに警察署長、消防長、消防団長、観光協会支部長等に通知するものとする。発令を解除したときも同様とす

る。

２　前項の通告を受けた関係者は、ただちにその通知された事項を別図に基づき管轄する機関、組織の構成員に周知し、かつ通知された事項の実施に関し必要な措置をとるものとする。

（海水浴客等の協力義務）

第７条　海水浴客は、第３条に定める遊泳時間内で遊泳しなければならない。また、第４条に定める遊泳注意報又は遊泳禁止令が発せられたときは、遊泳等を自粛し、又は中止しなければならない。

２　海水浴客を対象にする営業者は、第４条に定める遊泳注意報又は遊泳禁止令が発せられた後は、海水浴客に対し遊泳を誘発するような行為をしてはならない。

（委任）

第８条　第４条の場合において、市長は同条に規定する遊泳注意報又は遊泳禁止令を発するいとまのないとき、又は発することができないと認めるときは、警察官、消防団正副分団長、観光協会支部長等に対し当該命令等の発令を委任することができるものとする。発令の解除についても同様とする。

２　前項の場合において、警察官、消防団正副分団長、観光協会支部長等は、第４条に定める命令を発令したときは、ただちにその旨を市長に報告しなければならない。発令を解除したときも同様とする。

附　則

この基準は、裁決の日から施行し、昭和 59 年７月１日から適用する。

別　図

第６条に定める発令等の連絡網

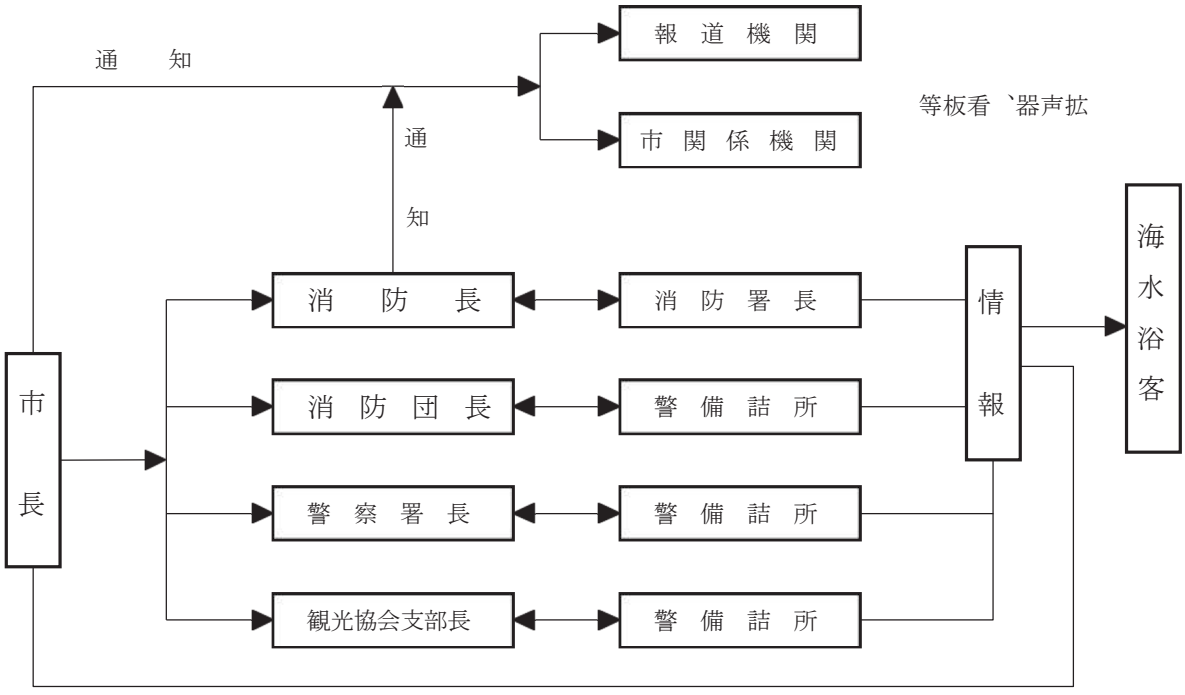

12　大規模災害時の相互応援に関する協定（伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、常滑市、周南市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市、箕面市）

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第８条第２項第 12 号の規定に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、常滑市、周南市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市及び箕面市（以下「協定市町」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定市は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請）

第３条　協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需品の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

(4)　災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

（応援の経費）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

（災害補償等）

第６条　応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）

第７条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定めるものとする。

附　則

この協定は、平成９年４月１日から効力を生ずる。

附　則

この協定は、平成 15 年４月 21 日から施行する。

附　則

この協定は、平成 19 年４月２日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を 17 通作成し、協定市町は、記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成 19 年４月２日

伊丹市長
青梅市長
大竹市長
岡崎市長
唐津市長
蒲郡市長
桐生市長
倉敷市長
周南市長
津市長
常滑市長
戸田市長
鳴門市長
府中市長
丸亀市長
坂井市長
箕面市長

13　災害時相互応援協定（川崎町）

川崎町と常滑市は、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類、内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣

(5)　ボランティアの斡旋

(6)　児童生徒の受入れ

(7)　被災者に対する住宅の斡旋

(8)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続き）

第２条　応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

(4)　応援場所及び応援場所への経路

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市町は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

２　応援を要請した市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市町から申し出があった場合は、応援を要請された市町は、一時立替支弁するものとする。

（連絡責任者）

第５条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

(1)　常滑市総務部安全協働課長

(2)　川崎町総務課長

（体制の整備）

第６条　両市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町が協議して定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成 25 年９月 17 日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成 25 年９月 17 日

愛知県常滑市
常滑市長

宮城県川崎町
川崎町長

14　知多地域災害時相互応援協定書（半田市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第５条の２の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「協定市町」という。）の区域において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

(2)　救援及び救助活動に必要な車両、資機材等の提供

(3)　被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧等に必要な物資又は資機材の提供

(4)　救援、救助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣

(5)　被災者の受入れ

(6)　前各号に掲げるもののほか、被災した協定市町から要請があった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第８条第１項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

(4)　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

(5)　応援場所及び応援場所への経路

(6)　応援期間

(7)　その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

２　通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合は、当該被災市町以外の協定市町が連絡調整し、当該被災市町に対し応援を行うことができる。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された職員は、要請市町の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

２　応援市町は、要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第７条　応援に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がい者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

２　応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市町と応援市町との往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当部局）

第８条　相互応援のための窓口（以下「連絡担当部局」という。）は、協定市町の防災担当主管課とする。

２　連絡担当部局は、大規模災害時に備えて連絡を円滑に行うため、常に担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

３　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第９条　この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第 10 条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 10 通を作成し、協定市町が記名押印の上、各１通を保有する。

平成 27 年３月 26 日

半田市
市長　榊　原　純　夫

常滑市
市長　片　岡　憲　彦

東海市
市長　鈴　木　淳　雄

大府市
市長　久　野　孝　保

知多市
市長　宮　島　壽　男

阿久比町
町長　竹　内　啓　二

東浦町
町長　神　谷　明　彦

南知多町
町長　石　黒　和　彦

美浜町
町長　山　下　治　夫

武豊町
町長　籾　山　芳　輝

15　災害応急対策活動の相互応援に関する協定（越前町、瀬戸市、篠山市、備前市、甲賀市）

日本六古窯の窯場を有する越前町、瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市（以下「日本六古窯市町」とい う。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項の規定に基づき、日本六古窯市町において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需品物資並びにその供給に必要な資機材の提供
(2)　被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4)　救助、応急復旧活動に必要な職員の派遣
(5)　ボランティアのあっせん
(6)　被災者の受入れ
(7)　被災者に対する住宅のあっせん
(8)　窯業又は製陶業の復旧又は復興に係る資機材の支援
(9)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）の長は、次に掲げる事項を明らかにして、第７条第 １項に定める連絡担当部局に対して電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　前条第１号から第３号及び第８号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
(4)　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、業務内容及び人数
(5)　前条第６号及び第７号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
(6)　応援場所及び応援場所への経路
(7)　応援期間
(8)　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施等）

第３条　応援を要請された市町（「以下「応援市町」という。）の長は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

２　応援市町の長は、前条の要請に応じることができない場合には、その旨を速やかに要請市町の長に通報するものとする。

（経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

２　要請市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度日本六古窯市町

が協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第５条　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところにより行うものとする。

２　応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市町への往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

（応援の自主出勤）

第６条　災害が発生し、被災市町との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

２　前項の応援に要した経費の負担については、第４条の規定を準用する。

ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

（連絡担当部局）

第７条　日本六古窯市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の交換）

第８条　日本六古窯市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（委任）

第９条　この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、日本六古窯市町が協議して定めるものとする。

（適用）

第 10 条　この協定は、平成 29 年 12 月 2 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書６通を作成し、各市町長が記名のうえ、各１通を保有する。

平成 29 年 12 月 2 日

福井県越前町長

愛知県瀬戸市長

愛知県常滑市長

兵庫県篠山市長

岡山県備前市長

滋賀県甲賀市長

16　災害時における物資調達に関する協定書（有限会社常滑給食）

常滑市（以下「甲」という。）と有限会社常滑給食（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 弁当

(2) その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、出荷要請書（様式第１号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第７条　甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第２号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成 14 年９月 17 日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 14 年９月 17 日

甲　常滑市新開町四丁目１番地
　　常滑市
　　代表者　常滑市長　石　橋　誠　晃

乙　常滑市新開町三丁目 144 番地
　　有限会社常滑給食
　　代表取締役社長　　伊　藤　英　敏

17　災害時における物資調達に関する協定書（株式会社カインズ）

常滑市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 別紙に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、出荷要請書（様式第１号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第７条　甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第２号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 20 年４月１日

甲　常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
代表者　常滑市長　片　岡　憲　彦

乙　群馬県高崎市高関町 308 番地
株式会社カインズ
代表取締役社長　土　屋　裕　雅

別表（第３条関係）

物資の種類	品　　名
食　　糧	米、乾パン、容器入飲料水、離乳食、粉ミルク
医 療 用 品	包帯、ガーゼ、綿花、きずばん
寝具、衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、おむつカバー、※防寒着、タオル
日　用　品	灯油用ポリタンク、ポリバケツ、やかん、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、包丁、まな板、割ばし、ほ乳びん、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ろうそく、トイレットペーパー、ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き、生理用品、紙おむつ、ラップ、ごみ袋、洗剤、石けん、使い捨て懐炉、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具
そ　の　他	ブルーシート、ロープ、カーペット、ござ、※扇風機、※ストーブ

18　災害時における物資調達に関する協定書（株式会社ベイシア）

常滑市（以下「甲」という。）と株式会社ベイシア（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食糧等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別紙に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、出荷要請書（様式第１号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第７条　甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第２号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 20 年４月１日

甲　常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
代表者　常滑市長　片　岡　憲　彦

乙　群馬県前橋市亀里町 900 番地
株式会社ベイシア
代表取締役社長　高　山　正　雄

別表（第３条関係）

物資の種類	品　　名
食　　糧	米、米飯缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水、離乳食、みそ、しょうゆ、食塩、漬物、のり

19　災害時における物資調達に関する協定書（コストコホールセールジャパン株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、中部空港倉庫店における災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況を鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

(1) 災害により供給能力が低減した場合

(2) 災害により他の優先義務が発生した場合

(3) 乙が被災した場合

(4) 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

（要請手続）

第５条　甲は、出荷要請書（様式第１号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第７条　甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第２号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に

期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年８月 26 日

甲　常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　片　岡　憲　彦

乙　神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目１番４号
コストコホールセールジャパン株式会社
日本支社長　ケン　テリオ

別表（第３条関係）

物資の種類	品　　名
食　　糧	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子
医 療 用 品	きずばん、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク
寝具、衣料	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル
日　用　品	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生理用品、紙おむつ、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ
そ　の　他	ブルーシート、※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固形燃料、スコップ、モバイルバッテリー

20　災害時における物資調達に関する協定書（イオンリテール株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有する物資及び調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第４条　甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有する物資及び調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出することができる。

（物資の引渡し）

第６条　物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員等を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が提供した物資の代金及び物資の運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し遅滞なく支払いを行うものとする。

（費用の決定）

第８条　物資の代金及び物資の運搬に要した費用は、乙の提出する出荷報告書等に基づき、甲、乙協議の上、災害が発生する直前における適正な価格をもって決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、有効期間は平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までとする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲、乙いずれから何らかの意思表示がないときには、更に１年延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１

通を保有する。

平成 27 年 11 月 1 日

甲　常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　片　岡　憲　彦

乙　愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 1 号
イオンリテール株式会社
東海･長野カンパニー
支社長　　辻　　晴　芳

別表（第４条関係）

■災害時の主な必要物資一覧表

物資の種類		品　　目
食　糧		おにぎり、弁当、パン、缶詰、飲物、牛乳、粉ミルク、カップ麺、カップ味噌汁、レトルト食品、のり、ふりかけ、お茶漬け、果物類、菓子、ハム・ソーセージ、米、野菜、食肉、魚類、漬物、調味料、めん類
生　活 必需品	食器等	簡易コンロ、鍋、釜、やかん、包丁、まな板、食器、コップ、はし、スプーン、使い捨て食器類、ほ乳びん
	衣料､寝具等	普段着、下着、靴下、スリッパ、靴、毛布、布団、※防寒着
	日用品	タオル、紙おむつ、石けん、洗剤、トイレットペーパー、生理用品、懐中電灯、ライター、乾電池、ラジオ、ウェットティッシュ、キッチンペーパー、ホイル、ラップ、歯ブラシ・歯磨き、カセットボンベ、テープ、ビニールひも、ゴミ袋、ゴム手袋、軍手、※殺虫剤、※香取線香、※使い捨てカイロ
	医療品等 （医薬品 は除く）	包帯、マスク、ガーゼ、救急用ばんそうこう、医療用テープ、殺菌消毒薬、湿布薬、うがい薬、※虫さされ
	その他	固形燃料、簡易トイレ、テント、発電機、防水シート、※扇風機、※ストーブ

21　災害時における物資調達に関する協定書（あいち知多農業協同組合）

常滑市（以下「甲」という。）とあいち知多農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1)　別紙に掲げる物資

(2)　その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第５条　甲は、供給要請書（様式第１号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙が指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第７条　甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する供給確認書（様式第２号）等に基づき、甲及び乙が協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前 １箇月までの間に、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 29 年 7 月 26 日

（甲）　常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　　片　岡　憲　彦

（乙）　常滑市多屋字茨廻間１丁目１１１番地
あいち知多農業協同組合
代表理事組合長　前　田　隆

別表（第３条関係）

物資の種類	品　　名
食　　品	米、真空米飯、パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、容器入飲料水、みそ、しょうゆ、食塩、漬物、のり、牛乳、麺　等
日　用　品	ポリタンク、割り箸、紙皿、紙コップ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ラップ、ごみ袋、洗剤、石けん、使い捨てカイロ、ガムテープ、ロープ、軍手、靴、スリッパ、雨具等
そ　の　他	ビニールシート　等

22　災害等発生時における物資調達に関する協定書（株式会社ヘルスビューティー）

常滑市（以下「甲」という。）と株式会社ヘルスビューティー（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害並びに感染症（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害等発生時において物資を必要とするときは、乙に物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)　別表に掲げる物資

(2)　その他甲が指定する物資

（要請手続）

第４条　甲は、供給要請書（様式第１号）により、乙に対して物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、第２条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限りこれに協力するとともに、その対応の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

(1) 災害により供給能力が低減した場合

(2) 災害により他の優先義務が発生した場合

(3) 乙が被災した場合

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第７条　甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する供給確認書（様式第２号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害等発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、期間満了の日

の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年７月 17 日

（甲）　常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　伊　藤　辰　矢

（乙）　愛知県名古屋市南区菊住二丁目５番８号
株式会社ヘルスビューティー
代表取締役社長　松　田　宗　大

別表（第３条関係）

物資の種類	品　　名
日　用　品	アルコールハンドジェル、シャンプー、ボディーソープ、コンディショナー、入浴剤、ハンドソープ、清浄用品　等
そ　の　他	芳香剤、除菌剤、洗剤　　等

23　災害時における物資調達に関する協定書（株式会社スギ薬局）

常滑市（以下「甲」という。）と株式会社スギ薬局（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)　別表に掲げる物資のうち、主に一般用医薬品

(2)　その他甲が指定する物資

（要請手続）

第４条　甲は、供給要請書（様式第１号）により、乙に対して物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、第２条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な限りこれに協力するとともに、その対応の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

(1)　災害により供給能力が低減した場合

(2)　災害により他の優先義務が発生した場合

(3)　乙が被災した場合

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第７条　甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する供給確認書（様式第２号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（責任制限）

第８条　乙は、第４条に基づく債務のうち供給できない物資がある場合及び第６条に基づく物資の運搬に遅延が発生した場合においても、その責任を負担しないものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年９月 15 日

（甲）　常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　伊　藤　辰　矢

（乙）　大府市横根町新江６２番地の１
株式会社スギ薬局
代表取締役社長　杉　浦　克　典

別表（第３条関係）

物資の種類	品　　名
一般用医薬品	内服薬、外用薬、外用消炎鎮痛剤、目薬、鼻薬、座薬、公衆衛生用剤（医薬品殺虫剤、虫よけスプレー、哺乳びん消毒剤、防疫用消毒剤）等
食糧	米、パン、缶詰、インスタント麺、容器入飲料水、粉ミルク、離乳食、液体ミルク等
日　用　品	オムツ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、乾電池、ガムテープ、軍手、ライター、洗剤、ごみ袋等

24　災害等発生時における物資調達に関する協定書（フルハシＥＰＯ株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）とフルハシＥＰＯ株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害並びに感染症（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害等発生時において物資を必要とする時は、乙に物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に記載するもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定するもので乙が供給可能な物資

（要請手続）

第４条　甲は、供給要請書（様式第１号）により、乙に対して、物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、第２条の規定により、甲の要請を受けた時は可能な限りこれに協力すると共に、その対応の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

(1) 災害により供給能力が低減した場合

(2) 災害により他の優先義務が発生した場合

(3) 乙が被災した場合（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第７条　甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する供給確認書（様式第２号）に基づき、甲乙協議の上、災害等発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（連絡窓口）

第８条　甲及び乙は、この協定に係わる連絡責任者を協定締結後に速やかに選定し、連絡責任者届（様式第３号）により相手方に報告する。また、連絡責任者に変更があった場合についても同様とする。

２　甲及び乙は、毎年４月に連絡責任者の変更の有無について確認をするものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、締結日より３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の１か月前までの間に、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から１年間、この協定を更新するものとし、それ以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年８月４日

（甲）　常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　伊藤　辰矢

（乙）　愛知県名古屋市中区金山一丁目 14 番 18 号
フルハシＥＰＯ株式会社
代表取締役社長　　山口　　直彦

別表（第３条関係）

品　　名
避難所用　段ボールベッド、段ボールパーテーション

25　災害等発生時における物資調達に関する協定書（神原段ボール株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）と神原段ボール株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害並びに感染症（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害等発生時において物資を必要とする時は、乙に物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に記載するもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定するもので乙が供給可能な物資

（要請手続）

第４条　甲は、供給要請書（様式第１号）により、乙に対して、物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、第２条の規定により、甲の要請を受けた時は可能な限りこれに協力すると共に、その対応の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

(1) 災害により供給能力が低減した場合

(2) 災害により他の優先義務が発生した場合

(3) 乙が被災した場合

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第７条　甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する供給確認書（様式第２号）に基づき、甲乙協議の上、災害等発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（連絡窓口）

第８条　甲及び乙は、この協定に係わる連絡責任者を協定締結後に速やかに選定し、連絡責任者届（様式第３号）により相手方に報告する。また、連絡責任者に変更があった場合についても同様とする。

２　甲及び乙は、毎年４月に連絡責任者の変更の有無について確認をするものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙

協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、締結日より３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の１か月前までの間に、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から１年間、この協定を更新するものとし、それ以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年８月 11 日

（甲）　常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　伊藤　辰矢

（乙）　愛知県常滑市久米字池田 201
神原段ボール株式会社
代表取締役社長　井沢 宏道

別表（第３条関係）

品　　名
避難所用　段ボールベッド、段ボールパーテーション

26　災害等発生時における物資調達に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）

常滑市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害並びに感染症（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害等発生時において物資を必要とするときは、乙に物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に記載するもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定するもので乙が供給可能な物資

（要請手続）

第４条　甲は、供給要請書（様式第１号）により、乙に対して、物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第５条　乙は、第２条の規定により、甲の要請を受けたときは可能な限りこれに協力するとともに、その対応の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

(1) 災害により供給能力が低減した場合

(2) 災害により他の優先義務が発生した場合

(3) 乙が被災した場合

（運搬）

第６条　運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第７条　甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

２　甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する物資供給報告書（様式第２号）等に基づき、甲乙協議の上、災害等発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（連絡窓口）

第８条　甲及び乙は、この協定に係わる連絡体制を協定締結後に速やかに定め、連絡体制表により相手方に報告するものとし、変更があった場合についても同様とする。

２　甲及び乙は、毎年４月に連絡体制の変更の有無について確認をするものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙

協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、締結日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の１か月前までの間に、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から１年間、この協定を更新するものとし、それ以後も同様とする。

この協定の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　６年　２月13日

甲　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５
常滑市
常滑市長　伊　藤　辰　矢

乙　新潟県新潟市南区清水4501番地１
NPO法人コメリ災害対策センター
理事長　　捧　　雄 一 郎

別表（第３条関係）

物資の種類	品　　名
作業用品	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール　等
日用品	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ　等
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク　等
冷暖房機器	大型石油ストーブ、木炭､木炭コンロ　等
電気用品	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ　等
トイレ関係	救急ミニトイレ　等

27　災害時における緊急物資輸送等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に可能な限り対応するように努めるものとする。

(1) 甲が管理する備蓄品等の避難所への配送

(2) 甲が管理する物資集積所等から避難所への配送

(3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙が本協定による支援協力として行うことに合意した事項

（要請手続き）

第３条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資輸送及び物資保管等に関する要請書」（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請することができるものとし、事後速やかに「物資輸送及び物資保管等に関する要請書」（様式第１号）を提出するものとする。

（協力実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、緊急輸送等に積極的に努めるものとする。

２　乙は、前条の要請により実施した協力内容について、速やかに別に定める「物資輸送及び物資保管等に関する実績報告書」（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条　甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(1) 輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金

(2) 資機材の使用料については、時価相場相当

(3) 荷役作業の人件費については、日当費相当

（費用の支払い）

第６条　この協定による協力に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第７条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「担当者連絡票」（様式第３号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（免除）

第８条　乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上被害の程度に応じ、第２条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 25 年 12 月 18 日

（甲）　愛知県常滑市新開町４丁目１番地
常　滑　市　長

（乙）　愛知県名古屋市港区藤前５－401－1
ヤマト運輸株式会社
名古屋主管支店長

28　名古屋近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定（生活協同組合コープあいち）

（趣旨）

第１条　この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江市、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生　活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（協定当事者）

第２条　この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

（協力事項の発動）

第３条　この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第２条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

２　前項の要請は、災害救助法第２条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第４条　甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

２　甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 70 条第１項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第５条　乙は、第３条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第６条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

２　甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第７条　乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

２　前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成 26 年７月 22 日から施行する。

この協定を証するため本書 40 通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成 26 年７月 22 日

甲　愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市
　愛西市長
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地
阿久比町
　阿久比町長
愛知県あま市木田戌亥 18 番地１
あま市
　あま市長
愛知県一宮市本町２丁目５番６号
一宮市
　一宮市長
愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市
　稲沢市長
愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市
　犬山市長
愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市
　岩倉市長
愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地
大口町
　大口町長
愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西１番地の１
大治町
　大治町長
愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
大府市
　大府市長
愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地１
尾張旭市
　尾張旭市長
愛知県春日井市鳥居松町５丁目 44 番地
春日井市
　春日井市長
愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目１番地
蟹江町
　蟹江町長
愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地
刈谷市
　刈谷市長
愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
北名古屋市
　北名古屋市長
愛知県清須市須ケ口 1238 番地
清須市
　清須市長
愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市
　江南市長
愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
小牧市
　小牧市長
愛知県瀬戸市追分町 64 番地の１
瀬戸市
　瀬戸市長
愛知県知多郡武豊町字長尾山２番地
武豊町
　武豊町長
愛知県知多市緑町１番地
知多市
　知多市長
愛知県津島市立込町二丁目 21 番地
津島市
　津島市長
愛知県東海市中央町一丁目１番地
東海市
　東海市長
愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴１番地
東郷町
　東郷町長
愛知県常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
　常滑市長
愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目１番地
飛島村
　飛島村長

愛知県豊明市新田町子持松１番地１
豊明市
　豊明市長
愛知県豊田市西町３丁目 60 番地
豊田市
　豊田市長
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
豊山町
　豊山町長
愛知県長久手市岩作城の内 60 番地１
長久手市
　長久手市長
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市
　名古屋市長
愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地
日進市
　日進市長
愛知県半田市東洋町二丁目１番地
半田市
　半田市長
愛知県知多郡東浦町太字緒川字政所 20 番地
東浦町
　東浦町長
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地
扶桑町
　扶桑町長
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ケ坪 18 番地
南知多町
　南知多町長
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地
美浜町
　美浜町長
愛知県みよし市三好町小坂 50 番地
みよし市
　みよし市長
愛知県弥富市前ケ須町南本田 335 番地
弥富市
　弥富市長

乙　愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の１
生協法人　生活協同組合コープあいち
　理事長

29　災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書（ 一般社団法人愛知県ＬＰガス協会中央支部知多西分会 ）

常滑市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県ＬＰガス協会中央支部知多西分会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における液化石油ガス及び燃焼器具（以下「ＬＰガス等」という。）の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災者等に対して行うＬＰガス等の供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行し、被災者等の支援の円滑化を図ることを目的とする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請手続）

第３条　前条の規定による協力の要請は、災害時協力要請書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、災害時協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やか に災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

２　乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（協力の範囲）

第４条　甲が乙に供給の確保を要請するＬＰガス等は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

(1) ＬＰガス

(2) その他甲が必要とする物資

（保安に関する業務）

第５条　ＬＰガス等の供給に必要な保安に関する業務（以下「協力業務」という。）については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（実施報告）

第６条　乙は、第３条の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　第３条の要請により乙から供給を受けたＬＰガス等の費用については、甲が負担するものとし、その価格は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協力体制等の整備）

第８条　乙は、災害時の円滑な協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第９条　乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第 10 条　乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（情報の交換）

第 11 条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成 31 年３月 31 日までとする。ただし、協定期間満了日の１月前までに甲又は乙から書面による申出がないときは、更に同一の内容で１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保管する。

平成 30 年 7 月 2 日

甲　　常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　　片　岡　憲　彦

乙　　愛知県半田市宮路町５３番地　住吉福祉文化会館内
一般社団法人愛知県ＬＰガス協会中央支部知多西分会
分会長　　稲　葉　　豊

30　水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの）

（趣旨）

第１条　この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第２条　会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第３条　会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

２　応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第４条　各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第１次応急復旧作業）

(3) 応急復旧資器材の供出

(4) 工事業者のあっせん

２　前項第１号及び第２号の作業の期間は、原則として７日以内とする。

（要請の方法）

第５条　応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

　地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

　支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、

　地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

(4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という）を設置した場合は、第１号及び第３号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

２　応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
(3) 必要とする職員の職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第６条　応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

２　応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第７条　応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

２　資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第８条　第４条第１項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第１号に要する費用については、応援期間が２日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

２　応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第９条　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

２　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第 10 条　支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第 11 条　会員は、救援体制表（別表第１）10 部を毎年４月末日までに支部長へ提出するものとする。

２　支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第 12 条　この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第 13 条　この覚書は、昭和 53 年３月 29 日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各１通を保有する。

附　則

この覚書は、平成 16 年８月１日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書１通を作成し、会員及び立会人においてその写し各１通を保有する。なお、本書１通は支部長が保管する。

平成 16 年７月 30 日

日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長　　早　川　　勝
愛知県公営企業管理者
企業庁長　　深　谷　憲　彦
名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者
上下水道局長　　山　田　雅　雄
愛知用水北部地域
関係会員　瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市
地域会長　県水道北部ブロック協議会
会長　瀬戸市長　　増　岡　錦　也
愛知用水南部地域
関係会員　半田市　常滑市　東海市　大府市　知多市　阿久比町　東浦町
南知多町　美浜町　武豊町　刈谷市　高浜市　愛知中部水道企業団
地域会長　県水道南部ブロック協議会
会長　常滑市長　　石　橋　誠　晃
尾張地域
関係会員　一宮市　春日井市　津島市　犬山市　江南市　尾西市　小牧市　岩倉市
清洲町　木曽川町　七宝町　美和町　蟹江町　佐織町　春日町　八開村
稲沢中島広域事務組合　西春日井郡東部水道企業団
海部南部水道企業団　丹羽広域事務組合
地域会長　尾張水道連絡協議会
会長　春日井市長　　鵜　飼　一　郎
西三河地域
関係会員　岡崎市　碧南市　刈谷市　豊田市　安城市　知立市　高浜市
西尾幡豆広域連合　幸田町　藤岡町　額田町　小原村　足助町
下山村　旭町　稲武町　愛知中部水道企業団
地域会長　西三河水道事業連絡協議会
会長　岡崎市長　　柴　田　紘　一
東三河地域
関係会員　豊橋市　豊川市　蒲郡市　新城市　田原市　音羽町　一宮町
小坂井町　御津町　渥美町　設楽町　東栄町　豊根村　富山村

津具村　鳳来町　作手村
地域会長　　東三河県営水道受水団体協議会
会長　豊橋市長　　早　川　　勝
立　会　人
愛知県健康福祉部長　　新　家　正　義

31　災害時における応急復旧に関する応援協定書(常滑安全防災協議会)

常滑市（以下「甲」という。）と常滑安全防災協議会（以下「乙」という。）は常滑市内で地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、災害復旧活動に関する応急対策（以下「応急対策」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、応急対策を迅速に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、応急対策を実施するため支援が必要であると認めるときは、応急対策要請書（第１号様式）をもって、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に応急対策要請書を提出するものとする。

（応急対策の実施）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、直ちに乙の会員（以下「会員」という。）に連絡し、応急対策を実施するものとする。

２　乙は、応急対策が完了した場合は、速やかに甲に応急対策報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（経費）

第４条　前条の応急対策に要した費用は、甲が負担する。

２　応急対策に要した費用の請求は、会員が乙を経由して行う。

３　前項の経費は、災害時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。ただし、別途定める「修繕工事単価表」等に該当するものは、これを参考とするものとする。

（防災対策事業への協力）

第５条　乙は、甲が行う防災訓練等の防災対策事業に協力するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲および乙は、応急対策の実施に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第７条　この協定の内容を実施するため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置く。

(1) 甲　常滑市建設部土木課長

(2) 乙　常滑安全防災協議会会長

（補償等）

第８条　応急対策従事者、応急対策業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、当該従事者の所属する会員の負担とする。

２　応急対策従事者が、業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該従事者の所属する会員はその損害を賠償する責めに任ずる。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 22 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲、又は乙から相手方に対し別段の意思表示が無い場合、さらに１年間継続するものとし、以降この例による。

（雑則）

第 10 条　この協定書の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

この協定書の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自１通を保有する。

平成 21 年 7 月 16 日

甲　常滑市新開町４丁目１番地
愛知県常滑市
常滑市長　　片　岡　憲　彦

乙　常滑市金山字大曽 110 番地２
常滑安全防災協議会
会　　長　　三　輪　一　馬

第１号様式

応急対策要請書

平成　　年　　月　　日

様

常　滑　市　長

災害時における応急復旧に関する応援協定書第２条規定により、下記のとおり要請します。
なお、応急対策を実施したときは、同協定書第３条の規定による応急対策報告書を提出して下さい。

記

１　応急対策要請事項

項　　目	内　　容
要請理由	
必要な建設資機材	
活動場所	
活動期間	年　月　日から　年　月　日まで
活動内容	

２　その他指示事項

第２号様式

応急対策報告書

平成　　年　　月　　日

常　滑　市　長　様

住　所
名　称

災害時における応急復旧に関する応援協定書第３条規定により、下記のとおり報告します。

記

１　報告事項

項　　目	内　　容
建設資機材等	
数　　量	
人　　員	
活動場所	
活動期間	年　月　日から　年　月　日まで
活動内容	

２　その他必要な事項

32　災害時の応急対策の協力に関する基本協定書（社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

常滑市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（目的）

第１条　この協定は、常滑市の防災計画に基づき、常滑市の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項に定めるものをいう。

２　その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合

（協力要請の窓口）

第３条　甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策等の内容）

第４条　応急対策の内容は次のとおりとする。

(1)　常滑市内の管理公共施設等の被災状況の調査

(2)　常滑市内の管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元

(3)　登記・境界関係相談所の開設

(4)　平常時における常滑市内の管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等

(5)　前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第５条　甲は、応急対策を実施するため支援が必要であると認めるときは、応急対策要請書（第１号様式）により、乙に対して要請手続きを行う。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭に　より行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

２　乙は、応急対策が完了した場合は、速やかに甲に応急対策報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（協力）

第６条　乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。ただし、愛知県用地調査及び物件調査委託業務積算基準に定めのある場合は、これを参考にするものとする。

（名簿等の提出）

第８条　乙は、毎年１回次の書類を甲に提出するものとする。

(1)　応急対策業務に関する乙の組織図

(2)　応急対策業務に関する連絡担当者
(3)　応急対策業務に従事できる社員名簿
(4)　その他、必要と認められる事項

(資料の交換及び協議)

第９条　甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

(1)　地域防災計画
(2)　公共施設等の筆界管理に関する情報
(3)　その他、必要な事項

(その他)

第 10 条　この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条　この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 23 年８月 10 日

甲　　常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
代表者　常滑市長　　片　岡　憲　彦

乙　　名古屋市中区葵一丁目 27 番 32 号
社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長　　髙　木　秀　夫
知多統轄支所長
理　事　　堀　嵜　祐　史

第１号様式（第５条関係）

応 急 対 策 要 請 書

平成　　年　　月　　日

社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長

常滑市長

災害時の応急対策の協定に関する基本協定書第５条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1　依頼番号

2　名　　称

3　要請場所

4　活動期間

5　要請内容

6　市担当者名及び連絡先

第２号様式（第５条関係）

応 急 対 策 報 告 書

平成　　年　　月　　日

常滑市長　　様

社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長

災害時の応急対策の協定に関する基本協定書第５条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　依頼番号

2　名　　称

3　活動場所

4　活動期間

5　活動内容（写真添付）

6　活動に要した人員・資機材等の内訳

7　実施した社員名、担当者名及び連絡先

33　地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書（公益社団法人愛知建築士会）

常滑市（以下「甲」という。）と公益社団法人 愛知建築士会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、知多地域５市５町で統一した内容とし、地震災害が常滑市内で発生した場合に、甲が乙の半田支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対応する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第２条　この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

(1) 甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認

(2) 震度６弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定

(3) 建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第３条　安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

２　安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第４条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第４条　甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

(1) 災害の状況及び協力を要請する事由

(2) 安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容

(3) その他必要な事項

２　前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第５条　常滑市内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度５強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請があったときは、支援協力を行うものとする。

（安全確認の報告）

第６条　丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

（補償等）

第７条　甲は、第２条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

（協議）

第８条　この協定に定めるもののほか、必要な事項について甲乙協議の上別に定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第９条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 27 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を１年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年２月 21 日

甲　愛知県常滑市新開町四丁目１番地
常滑市長

乙　愛知県名古屋市中区栄四丁目３番 26 号昭和ビル５階
公益社団法人愛知建築士会
会　長

34　地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会）

常滑市（以下「甲」という。）と公益社団法人 愛知県建築士事務所協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における応急対策活動の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、知多地域５市５町で統一した内容とし、地震災害が常滑市内で発生した場合に、甲が乙の知多支部（以下「丙」という。）の支援協力を得て行う被災建築物に対する応急対策活動について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力を要請する応急対策活動）

第２条　この協定により、甲が丙に支援協力を要請する応急対策活動は、次に掲げるものとする。

（1）甲が別に指定する避難施設及び防災上重要な施設への応急危険度判定士による安全確認

（2）震度６弱以上での応急危険度判定士の自動参集及び住宅等の応急危険度判定

（3）建築物の復旧に関する相談業務

（安全確認の基準等）

第３条　安全確認の基準は、「応急危険度判定士業務マニュアル」の基準により行う。

２　安全確認は、「愛知県被災建築物応急危険度判定士登録要綱」第４条の規定に基づき登録された応急危険度判定士が、前項の基準に従い行うものとする。

（支援協力の要請）

第４条　甲は、丙の支援が必要と認めるときは、丙に対し次に掲げる事項を明らかにし、支援協力を要請するものとする。

（1）災害の状況及び協力を要請する事由

（2）安全確認、応急危険度判定及び建築物の復旧に関する相談業務の実施内容

（3）その他必要な事項

２　前項の規定による要請は、別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、事後において当該様式を提出するものとする。

（支援協力要請の発動）

第５条　常滑市内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、丙は甲から支援協力の要請があったものとみなし、支援協力を行うものとする。また、震度５強以下の地震が発生した場合であっても、甲の要請があったときは、支援協力を行うものとする。

（安全確認の報告）

第６条　丙は応急危険度判定士による安全確認を行ったときは、施設管理者等に対し確認結果を報告するものとする。

（補償等）

第７条　甲は、第２条の規定による支援協力に対し必要な補償を行う。

（協議）

第８条　この協定に定めるもののほか、必要な事項について甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協定期間及び更新）

第９条　この協定の期間は、協定締結の日から平成 27 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を１年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 26 年２月 21 日

甲　愛知県常滑市新開町四丁目１番地
常滑市長

乙　愛知県名古屋市中区栄四丁目３番 26 号 昭和ビル２階
公益社団法人 愛知県建築士事務所協会
会　長

35　災害時等応急対策工事（業務）に関する基本協定（株式会社酉島製作所名古屋支店）

常滑市（以下「甲」という。）と（株）酉島製作所 名古屋支店（以下「乙」という。）とは、災害時等応急対策工事（業務）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に災害対策を行うにあたりこれに必要な建設資機材、労力等（以下「建築資機材等」という。）の提供の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的とする。

（工事（業務）の内容）

第２条　甲は災害が発生し、必要と認めるときは、災害状況に応じて乙に応急対策工事（業務）を要請することができるものとする。

２　乙は前項の要請があった時は、特別な理由がない限り甲の指示により応急対策工事（業務）を実施するものとする。

３　応急処置対策工事（業務）の主な内容は、納入ポンプ設備に対する故障等の復旧とする。

（体制等の通知）

第３条　乙はあらかじめ災害時に備え、緊急連絡体制表を甲に書面により、通知するものとする。

２　前項の体制等に著しい変動があった場合は、速やかに甲に書面により通知するものとする。

（出勤及び待機の要請）

第４条　甲は乙に対し、緊急対策工事（業務）のための出勤及び待機を書面又は電話等により要請するものとする。

（契約の締結）

第５条　甲の出動要請等があった場合には、速やかに工事（業務）請負契約を締結するものとする。

（工事（業務）の指示）

第６条　工事（業務）の直接の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

第７条　乙は、第４条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急処置等の工事（業務）を実施するものとする。

２　乙の現場責任者は、出動後遅延なく作業時間及び使用建設資機材等を甲に書面により報告するものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期限は、協定締結の日から１年間とする。

但し、期間満了の日の３ヵ月前迄に甲又は乙から書面による契約終了の申し出のないときは、本協定は更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（協　議）
第９条　この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙と協議して定めるものとする。

（雑　則）
第１０条　この協定の証として、本書２通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２６年１０月２８日

甲　　愛知県常滑市新開町４丁目１番地
常滑市長　片　岡　憲　彦

乙　　名古屋市中区栄二丁目８番１２号（伏見ＫＳビル２階）
株式会社酉島製作所　名古屋支店
支店長　萱　場　治　郎

36　災害時における常滑市と常滑市内郵便局の協力に関する協定書(常滑郵便局)

常滑市（以下「甲」という。）と常滑市内の郵便局（別表のとおり。以下「乙」という。）は、常滑市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、常滑市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況、被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 次に掲げる災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に把握した常滑市内の被災状況や被災者ニーズの甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集、交付等（避難者情報確認シート（避難先届）及び転居届の配付及び回収を含む。）並びにこれらを行うために必要な事項

(7) 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、災害時の対応のために必要な事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、自己の業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適切な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、常滑市民の安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（代表）

第７条　この協定において、常滑郵便局が常滑市内郵便局を代表する。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間を満了する１か月前までに、甲、乙いずれかから協定解約の申し出がないときは、更に１年間効力を有するものとし、以後についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれの代表者が押印の上、各自１通を保有する。

平成 27 年６月３日

甲　常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　片　岡　憲　彦

乙　常滑市栄町１丁目 83 番地
日本郵便株式会社　　常滑郵便局
局長　　加　藤　晃　生

（別表）　　常滑市内の郵便局一覧

郵便局名	所在地
常 滑 郵 便 局	常滑市栄町１丁目 83 番地
尾張大野郵便局	常滑市大野町９丁目 92 番地
尾張三和郵便局	常滑市久米字陸地 73 番地
常滑鬼崎郵便局	常滑市神明町１丁目 51 番地
常滑多屋郵便局	常滑市森西町２丁目 143 番地２
常滑市場郵便局	常滑市市場町１丁目 33 番地
常滑樽水郵便局	常滑市塩田町５丁目 114 番地
尾張西浦郵便局	常滑市古場町７丁目 28 番地１
小鈴谷郵便局	常滑市小鈴谷字梶田 73 番地１

37　災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（ 愛知県行政書士会知多支部 ）

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と愛知県行政書士会 知多支部（以下「乙」という。）は、知多地域に地震、風水害その他の災害 が発生した場合（以下「災害時」という。）における、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時において、甲のうち被災者支援を必要とする市町の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（行政書士業務の範囲）

第３条　甲の要請により乙の会員が行う行政書士業務（行政書士法第１条の２及び第１条の３の業務）は、次に掲げる業務とする。

(1) 甲が開設した被災者支援相談窓口での派遣相談業務

(2) その他甲乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第４条　第２条に規定する要請は、別添の災害時協力要請書により行うものとする。ただし、災害時協力要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

３　甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、行政書士業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第５条　第３条の行政書士業務で必要となった費用は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第６条　甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（協議）

第７条　この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、この協定の成立した日から平成 29 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書 11 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成 28 年２月 10 日

甲

半田市
　市長　　榊　原　純　夫

常滑市
　市長　　片　岡　憲　彦

東海市
　市長　　鈴　木　淳　雄

大府市
　市長　　久　野　孝　保

知多市
　市長　　宮　島　壽　男

阿久比町
　町長　　竹　内　啓　二

東浦町
　町長　　神　谷　明　彦

南知多町
　町長　　石　黒　和　彦

美浜町
　町長　　神　谷　信　行

武豊町
　町長　　籾　山　芳　輝

乙

愛知県行政書士会　知多支部
　支部長　　深　谷　義　彦

38　災害時における応急対策の協力に関する協定書(中部電力パワーグリッド株式会社)

常滑市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、自然災害（地震・台風等）により電力設備に被害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、甲の施設等を乙が電力設備を復旧するための基地（以下「電力設備復旧拠点」という。）として、一時的に使用することについて次のとおり定める。

（使用目的及び使用物件）

第１条　甲は、乙の電力設備に被害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、次の各号の施設及び施設に付帯する衛生設備、事務機器等の諸設備（以下「本施設等」という。）を、電力設備復旧拠点として乙に使用させるものとする。

（１）　青海公民館視聴覚室及び南駐車場

（２）　常滑モーターボート競走場西駐車場

（３）　大曽公園内グリーンスポーツセンター研修棟及びキャンプ場一帯

（４）　その他甲が指定する施設

２　前項の規定により乙に使用させる施設及びその範囲は、被災状況、避難者の状況及び応援部隊の展開状況等を勘案し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（本施設等の使用手続）

第２条　乙は、電力設備復旧拠点として本施設等を使用する必要が生じた場合は、口頭により甲に申出をするものとし、甲も乙による電力設備復旧拠点の設置の必要があると判断した場合は、これを承諾するものとする。

２　乙は、前項の承諾後、速やかに常滑市財産規則第 19 条第１項に基づく行政財産の使用許可又は同第 22 条に基づく普通財産の貸付け等の手続きを行うものとする。

（使用期間）

第３条　甲が乙に本施設等を使用させる期間は、甲が承諾した日から電力設備の復旧が完了する日（完了後の撤収作業に要する時間も含む。）までとする。ただし、甲の災害応急対策の状況により使用期間を短縮する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（使用料）

第４条　甲は、本施設等を乙に無償で使用させるものとする（光熱水費等を含む。）。

（遵守事項）

第５条　乙は、本施設等を善良な使用者の注意をもって使用し、火災、盗難、破損等の防止に努めなければならない。

（本施設等の返還）

第６条　乙は、第３条に定める本施設等の使用期間が満了した場合は、本施設等を使用する前の状態に復し、速やかに甲に返還するものとする。

（損害賠償）

第７条　乙は、故意又は重大な過失により本施設等に損傷を与えた場合は、その損害賠償責

任を負う。ただし、天災地変等の不可抗力により本施設等が損傷した場合は、その責を負わないものとする。

（連絡体制）

第８条　甲及び乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制の確立を図り、あらかじめ相手方に報告するものとする。

２　甲及び乙は、前項の連絡先及び連絡方法に変更があった場合は、速やかに相手方に報告する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期限は、締結の日から１年間とする。ただし、この有効期間満了の日前１か月前までに、甲乙いずれかからの意思表示がないときは、さらに満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和４年６月 14 日

甲　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５
常滑市
常滑市長　伊藤　辰矢

乙　愛知県常滑市字古社 24 番地の８
中部電力パワーグリッド株式会社
常滑営業所長　小田川　尊史

39　災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（ 株式会社アクティオ ）

常滑市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、常滑市内において災害 対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律 223 号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第２条　甲は、災害時において、資機材を必要とするときは、乙に対し、乙が保有し、又は調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

２乙は、前項の規定により、甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第３条　甲が乙に要請することができる資機材は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる資機材

(2) その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する資機材

（協力の要請）

第４条　第２条第１項の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第５条　資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

３　甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が甲にレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払）

第７条　前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第８条　この協定に基づいて業務に従事した乙の職員が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（情報交換及び連絡体制）

第９条　甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、別紙連絡体制表を作成し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 29 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 30 日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から１年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成 28 年４月１日

甲　常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　片　岡　憲　彦

乙　東京都中央区日本橋三丁目 12 番２号
朝日ビルヂング７Ｆ
株式会社アクティオ
代表取締役　小　沼　光　雄

別表（第３条関係）

（例）

○スーパーハウス（1.0 ～ 4.5 坪）	○クールミスト
○コンテナ倉庫	○スポットクーラー
○発電機（2 ～ 3KVA）	○移動式エアコン（12HP・25HP）
○発電機（13 ～ 90KVA）	○ジェットヒーター
○発電機（100 ～ 400KVA）	○ブライトヒーター
○パソコン用発電機（0.9 ～ 2.8KVA）	○ストーブ類（石油ストーブ・ファンヒーター・温風ヒーター）
○超低騒音発電機（25 ～ 60KVA）	○無線機
○三電源仕様発電機（25 ～ 60KVA）	○ダンプ（軽・2T・4T）
○電工ドラム	○トラック（軽・2T・4T）
○エンジンコンプレッサー（25 ～ 100HP）	○トラッククレーン付（2T・4T）
○水中ポンプ普通揚程（2 ～ 8 吋）	○散水車（2T・4T）
○投光機（2 灯式・4 灯式）	○ミニバックホー後方小旋回（0.03 ～ 0.2 ㎥）
○バルーン投光機（400W・1000W）	○バックホー後方小旋回（0.25 ～ 0.7 ㎥）
○簡易水洗トイレ	○スタンドファン
○シャワーユニット	○製氷機
○ポリローリタンク（500 ～ 2000ℓ）	○ウォータークーラー

40　大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書（愛知県社会保険労務士会）

常滑市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした労働・社会保険等の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、常滑市内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害又はこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する相談業務についての必要事項を定めることにより、相談業務を円滑かつ適切に実施し、もって災害時における被災者等の不安解消及び生活の復興支援を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に乙による相談業務を実施する必要があると判断したときは、乙に対して協力要請書（第１号様式）をもって協力の要請をすることとし、乙は社会保険労務士を相談員として派遣するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合、甲は電話等により乙に協力を要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（相談業務の範囲）

第３条　乙は、その専門的知識を活かし、災害時に被災者等の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため、次の相談業務を行うものとする。

(1)　労働保険関係の相談支援

ア　雇用保険（失業保険）の手続きの仕方、離職票の書き方に関する相談等

イ　労災保険における給付の手続きに関する相談等

(2)　健康保険及び年金関係の相談支援

ア　健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談等

イ　遺族年金及び障害年金の手続きの仕方などの年金に関する相談等

ウ　年金手帳の再発行及び年金の各種変更手続きの仕方に関する相談等

（相談業務の実施体制）

第４条　乙は、甲の協力要請に対応できるように、あらかじめこの協定に基づく相談業務を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

２　　乙は、実施体制に変更が生じた場合には、速やかに甲に通知することとする。

３　　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

（報告）

第５条　乙は、相談業務が終了したときは、甲に対して報告するとともに、速やかに協力実施報告書（第２号様式）を提出するものとする。

２　甲は前項の報告書が提出された場合、速やかに乙の業務内容について確認を行うものとする。

（費用の負担）

第６条　相談業務に従事する相談員の人件費及びその他費用については、原則として乙の負担とする。だだし、その他費用の負担については、甲乙の協議により決定することができる。

（相談料）

第７条　この協定により実施する相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

（守秘義務）

第８条　乙は、相談業務の実施において知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。

（損害の補償）

第９条　相談業務の実施において、乙又は乙が派遣した者に損害が生じた場合で、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 31 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、以後この例による。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成 30 年８月６日

甲　　常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　　片　岡　憲　彦

乙　　愛知県名古屋市熱田区三本松町３番１号
愛知県社会保険労務士会
会長　　大　滝　春　義

41　災害時の水道事業支援協力に関する協定書(株式会社フューチャーイン)

常滑市（以下「甲」という。）と株式会社フューチャーイン（以下「乙」という。）は、災害時における水道事業に関する応急給水活動等の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施するために甲と乙が協力することを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は乙に対し、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、対応するように努めるものとする。

（１）応急給水活動

（２）水道事業における電話等窓口対応

（要請手続き）

第３条　甲の乙に対する支援要請は、期間、内容、理由その他必要事項を記載した災害時の水道事業支援協力要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出する方法によることができる。

（協力実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、曜日と祝日にかかわらず 24 時間体制で対応に努めるものとする。ただし、甲の要請において期間、時間等が示された場合はそれに従うものとする。

２　乙は、甲の要請により実施した支援協力の内容について、速やかに災害時の水道事業支援協力報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（費用負担及び支払い）

第５条　甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な額を基準とし、甲と乙が協議の上、決定する。

３　前項により決定した費用について乙の請求があったとき、甲はその内容を確認し、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（支援体制の整備と相互連携）

第６条　甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報伝達及び支援体制を整備し、日ごろから情報交換を行うなど、相互連携の強化に努めるものとする。

（個人情報）

第７条　乙は、この協定に定める協力を通じて知りえた個人情報に関する事項については、これを他の目的に利用し、又は第三者に漏らしてはいけない。この協定の有効期間が終了した後においても同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間を満了する１か月前までに、甲、乙いずれからも協定解約の申し出がないときは、当該期間満了の翌日から起算して更に１年間効力を有するものとし、以降についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれの代表者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成 30 年 10 月 18 日

甲　　常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　　片　岡　憲　彦

乙　　名古屋市千種区内山二丁目６番 22 号
株式会社フューチャーイン
代表取締役社長　伊　藤　利　英

42　災害時における家屋被害認定業務に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会）

常滑市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第３条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第１条　甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

２　乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第２条　第１条第２項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成１３年６月２８日府政防第５１８号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

(2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第３条　甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第１号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第４条　甲は、第２条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第５条　乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第６条　乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（定めのない事項等の処理）

第７条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和３年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書５通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和２年５月 29 日

甲　常滑市新開町四丁目１番地
常滑市長　伊 藤　辰 矢

乙　名古屋市中区錦一丁目１８番２４号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会　長　松 岡　由 紀 夫

名古屋市中区栄二丁目１０番１９号
公益社団法人愛知建築士会
会　長　柳 澤　講 次

名古屋市西区新道一丁目２番２５号
愛知県土地家屋調査士会
会　長　伊 藤　直 樹

名古屋市中区栄四丁目３番２６号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会　長　安 田　商 基

43　災害時における水道管路施設の漏水調査支援に関する協定書（フジテコム株式会社）

常滑市水道事業（以下「甲」という。）とフジテコム株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他災害（以下「災害等」という。）の発生時に、管路の給水機能の早期回復のために甲が行う水道管路施設（以下「本施設」という。）の漏水調査等に必要となる支援（以下「支援業務」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は災害等発生時に、乙が甲の要請に基づいて実施する支援業務に関して基本的な事項を定め、災害時等において被災した本施設の機能の早期復旧するために漏水調査を行うことを目的とする。

（支援要請）

第２条　甲は、災害等発生時の応急復旧（甲が他都市等からの支援要請を受けて実施する応急復旧活動を含む。）に対し、乙が所有する資材、機材（以下「漏水調査資機材」という。）及び人員派遣が必要であると認めるときは、乙に対し、支援要請することができる。

２　前項の支援要請は、甲が乙に対し、要請書（様式１）を提出して行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、文書によらず電話等で行うことができるものとする。この場合、甲は乙に対し、後日速やかに文書を交付するものとする。

（支援の内容）

第３条　本協定により、甲が乙に要請する内容は、次のとおりとする。

(1) 漏水調査業務

(2) 漏水調査資機材の提供

(3) その他本施設等の調査に関する必要な業務

（情報共有）

第４条　災害等発生時における迅速な調査体制を確立するため、甲が乙に対し、応急復旧調査活動に必要となる施設状況等の情報を開示するものとする。

（守秘義務）

第５条　乙は、この協定に定める協力を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを他の目的に利用し、又は第三者に漏らしてはいけない。この協定の有効期間が終了した後においても同様とする。

（報告）

第６条　乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに甲に対し報告書（様式２）を提出することとする。

（費用の負担）

第７条　乙の提供した漏水調査資機材及び人員派遣に要した費用は有償とし、甲が負担するものとする。

２　費用の算出方法については、甲が定める基準により積算した額により、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（損害及び事故対応等）

第８条　乙は、甲が要請した支援業務を行った際に事故が発生したときは、速やかに甲に対しその状況を報告するものとする。

２　支援業務により生じた第三者等への損害の負担は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

３　支援業務により乙の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の責任において行うものとする。

第９条　甲及び乙は、災害等情報の伝達を正確に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（優先順位）

第 10 条　乙は、広域にわたって災害等が発生した場合において、本協定と同様の協定を結ぶ他の事業体から要請があった場合は、原則として、支援要請を受けた順に支援する。

ただし、災害等の規模や被災状況等を勘案し、乙は、支援の順を変更することができるものとし、これにより、甲に対する支援の順が遅くなるときは、甲に対し、その旨通知しなければならない。

（無答責）

第 11 条　乙の支援業務は、災害等発生時の人道的物的支援の一環であり、前条の場合を含め乙が甲から支援要請を受けながら、支援できなかった場合でも、乙は甲に対し、損害賠償等何らかの責を負わないものとする。

（協議）

第 12 条　本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、甲および乙は誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 13 条　本協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 か月前までに甲、乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、その期間満了日の翌日からさらに 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、その各 1 通を保有する。

令和３年３月 11 日

甲　愛知県常滑市新開町四丁目１番地
常滑市水道事業
常滑市長　伊藤　辰矢

乙　東京都千代田区神田佐久間町二丁目２０番地
フジテコム株式会社
代表取締役　森山　慎一

44　災害時における相互連携に関する協定書（中部電力パワーグリッド株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定書を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、常滑市内で地震、風水害、雪害等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この協定の適用範囲は、常滑市内とする。

（連携事項）

第３条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

(1) 甲及び乙は、災害が発生又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

(2) 甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるものとする。特に、甲が管理する緊急輸送道路については、他の道路よりも優先的に通行の確保を行うものとする。

(3) 乙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、他の緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

(4) 甲及び乙は、両者が保有する連絡、通信手段等を利用し、市民に対して停電情報、復旧見通し情報等を適時適切に発信する　ものとする。

(5) 甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認、調整等情報を共有する。

(6) 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。

(7) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、両者が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第４条　前条の連携の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第５条　この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報を、他人に開示し又は漏えいしてはならない。

（安全管理）
第７条　この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、両者の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（期間）
第９条　この協定は、協定締結日から令和４年３月 31 日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から１年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年７月２日

甲　愛知県常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　伊藤　辰矢

乙　愛知県常滑市字古社 24 番地の８
中部電力パワーグリッド株式会社
常滑営業所長　小田川　尊史

45　災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する確認書（中部電力パワーグリッド株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、令和３年７月２日付けで締結した「災害時における相互連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関して、以下のとおり確認する。

（対象道路）
第１条　この確認書において対象とする道路は、甲が管理する道路とする。

（連絡体制）
第２条　協定書第３条第１号において、情報共有を行う際の甲及び乙における各部署の窓口は、災害等緊急連絡先のとおりとする。なお、災害等緊急連絡先に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

（電力設備等の除去）
第３条　乙は、災害時においては、緊急輸送道路等の通行に支障となる電力設備等の除去を、優先して実施するものとする。
２　甲は、乙の作業着手等が遅れ、緊急輸送道路等の通行に乙の電力設備等が支障を来たすと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることとする。
３　前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙は速やかに技術員を派遣し、電気的安全措置等を実施することとする。
４　第２項の甲による電力設備等の除去にあたっては、乙の技術員の立合いのもと実施することとする。

（要請手続）
第４条　乙は、甲に対して道路啓開作業の協力を要請する場合には、あらかじめ次の各号に定める事項を書面に明記の上、要請するものとする。
(1) 作業内容
(2) 場所（住所、地図）
(3) 写真
(4) 作業希望日時
(5) 現地連絡責任者及び電話番号
(6) その他必要な事項
（重要施設リストの共有）
第５条　甲及び乙は、重要施設のリストを平時から作成し、甲乙共有するものとする。なお、当該リストに変更が生じた場合には、随時更新するものとする。

（協議）
第６条　この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年７月２日

甲　愛知県常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　伊藤　辰矢

乙　愛知県常滑市字古社 24 番地の８
中部電力パワーグリッド株式会社
常滑営業所長　小田川　尊史

46　常滑市災害ボランティアセンターの開設・運営等に関する協定書（社会福祉法人常滑市社会福祉協議会）

常滑市（以下「甲」という。）と社会福祉法人常滑市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、常滑市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の開設、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に災害ボランティアセンターの開設及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第２条　甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（災害ボランティアセンターの開設要請）

第３条　甲は、災害ボランティアセンターを開設する必要があると判断したときは、乙に災害ボランティアセンターの開設を要請するものとする。

（災害ボランティアセンターの設置場所）

第４条　災害ボランティアセンターの本部事務所は、乙が管理するとこなめ市民交流センターに設置するものとする。ただし、被災状況によりとこなめ市民交流センターに設置が困難である場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

２　著しい被害を受けた地域や地理的な課題等により災害ボランティアセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（災害ボランティアセンターの運営）

第５条　乙が設置する災害ボランティアセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関、団体等の協力の下、運営を行うものとする。

２　甲は、乙が災害ボランティアセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やか　に連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第６条　乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（災害ボランティアセンターの業務）

第７条　災害ボランティアセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　被災情報の把握
(2)　ボランティアニーズの把握
(3)　災害ボランティアの募集、受付
(4)　災害ボランティア活動の情報発信
(5)　災害ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
(6)　ボランティア活動保険の加入手続

（7） 災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出、保管、管理
（8） 災害ボランティア活動に必要な移動支援
（9） 常滑市災害対策本部等との以下の情報の共有
①被災状況、避難情報
②インフラ等の復旧計画、復旧情報
③ボランティアによる支援活動の状況
④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
⑤その他災害ボランティア活動に必要な情報
（10） 関係機関、団体との間の連絡、調整、仲介等
（11） その他センターの活動に必要な業務

（個人情報の保護）
第８条 乙及び災害ボランティア等は、災害ボランティアセンターの管理運営に当たり、業務上知り得た被災者の個人の情報を漏らしてはならない。
２ 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければなら ない。

（資機材等の確保）
第９条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）
第 10 条 災害ボランティアセンターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。
２ 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。
３ 乙は、前２項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出するものとする。

（請求及び支払）
第 11 条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。
２ 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。
３ 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき５年間保管するものとする。

（災害ボランティアセンターの閉鎖）
第 12 条 甲は、災害の復旧状況等を考慮し災害ボランティアセンターの閉鎖を乙に要請するものとする。

（損害補償）
第 13 条 災害時における応急、復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）
第 14 条 甲は、乙に災害ボランティアセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（訓練の実施）
第 15 条 甲及び乙は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの

立ち上げ訓練を行う。

（連絡責任者）

第16条　甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を連絡責任者届により相手方に報告するものとし、変更があった場合は速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第17条　この協定の有効期間は、協定締結後１年間とし、甲又は乙から異議の申出がない限り、自動更新されるものとする。

（疑義の解決）

第18条　この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年２月１日

甲　常滑市飛香台３丁目３番地の５
常滑市
常滑市長　伊　藤　辰　矢

乙　愛知県常滑市神明町３丁目３５番地
社会福祉法人　常滑市社会福祉協議会
会長　　栗　山　和　弘

47　災害時における相互連携に関する協定（西日本電信電話株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、常滑市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この協定の適用範囲は、常滑市内とする。

（連携事項）

第３条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

（１）　乙は、大規模な通信障害が発生した場合又は発生が予想される場合には、甲に対し通信障害の情報及び復旧見通し等を通知するものとし、甲は、必要に応じ保有している通信障害に係る情報を乙へ伝達するものとする。

（２）　甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。

（３）　乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（４）　乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲は緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（５）　甲及び乙は、双方が保有する連絡手段・通信手段等を利用し、常滑市民に対して情報等を適時適切に発信するものとする。

（６）　甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について、乙と情報共有するとともに、当該情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。

（７）　乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性、緊急性等を総合的に勘案し配置するものとする。

（訓練協力）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第５条　第３条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第６条　この協定に基づいて、甲及び乙が実施した行為に要した費用の負担割合については、甲

乙協議の上、別途決定するものとする。

（秘密保持）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）
第８条　この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（期間）
第 10 条　この協定は、締結の日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から１年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年１月 31 日

甲　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５
常滑市
常滑市長　伊藤　辰矢　（印）

乙　愛知県名古屋市中区大須４丁目９番６０号
西日本電信電話株式会社　東海支店
執行役員東海支店長　安部　真弘　（印）

48　災害時における相互連携に関する確認書（西日本電信電話株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 （以下「乙」という。）は、令和６年１月 31 日付けで締結した「災害時における相互連携に関する協定」（以下「協定」という。）に関して、以下のとおり確認する。

（協定第３条（１）関係））

第１条　甲及び乙における各部署の窓口は別表のとおりとし、変更が生じた場合、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

２　甲は、甲が管理する緊急輸送道路等の優先的に啓開すべき道路についての情報を乙と共有するものとする。

（協定第３条（２）関係））

第２条　乙は、災害時においては、緊急輸送道路等の通行に支障となる通信設備等の除去を優先して実施するものとする。

２　甲は、乙の作業着手等が遅れ、緊急輸送道路等の通行に乙の通信設備が支障を来たすと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる通信設備等の除去を実施することができることとする。

３　前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙は速やかに技術員を派遣し、安全措置等を実施することとする。なお、技術員の派遣に際しては、災害規模状況を勘案し優先的に派遣するものとする。

４　第２項の甲による通信設備等の除去にあたっては、乙の技術員の立会いのもと実施することとする。

（協定第３条（３）関係））

第３条　乙は、甲に対して、通信障害復旧工事に向かうための道路啓開作業を要請する場合、次に定める事項を記載した書面を甲に提出するものとし、これに対し甲は協力の可否について、書面により回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請及び回答を行い、事後速やかに書面を提出するものとする。

（１）啓開要請地点

（２）被災状況等が分かる写真、図面等

（３）作業希望日時

（４）要請に関する連絡先（部署名、担当者名、電話番号）

（５）その他必要な事項

２　甲は、前項の規定により啓開作業を要請された道路が甲の管理する道路外であった場合、可能な限り、甲を通じて関係機関へ協力を依頼するものとする。

（協定第３条（４）関係）

第４条　乙は、甲又は甲を介して関係機関へ、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について協力を要請する場合、次に定める事項を記載した書面を甲に提出するものとし、これに対し甲は協力の可否について、書面により回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請及び回答を行い、事後速やかに書面を提出するものとする。

（１）活動拠点での作業内容

（２）活動拠点場所（所在地番及び地図）

（３）活動拠点場所での使用範囲を示した位置図、図面、写真等

（４）活動拠点使用期間
（５）要請に関する連絡先（部署名、担当者名、電話番号）
（６）その他必要な事項

（協　議）
第５条　この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年１月 31 日

甲　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５
常滑市
常滑市長　伊藤　辰矢

乙　愛知県名古屋市中区大須４丁目９番６０号
西日本電信電話株式会社　東海支店
設備部長　本多　裕治

49　災害時における廃棄物の処理等に関する協定（一般社団法人愛知県産業廃棄物協会）

常滑市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等

に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 大規模災害　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。

(2) 災害廃棄物　がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）並びに災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや租大ごみをいう。

(3) 災害廃棄物処理　災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

２　甲が乙に対して行う協力要請は、様式第１号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

(1) 被災の状況

(2) 災害廃棄物処理の場所

(3) 災害廃棄物処理の内容

(4) 災害廃棄物処理の期間

(5) その他必要な事項

（情報提供等）

第４条　甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

３　乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出動可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第５条　乙は、第３条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

２　乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第２号により、次の事項を甲に報告するものとする。

(1) 災害廃棄物処理を実施した場所

(2) 実施した災害廃棄物処理の内容

(3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等

(4) 災害廃棄物処理に従事した期間

(5) その他必要な事項

（費用負担）

第６条　第３条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 25 年 12 月 17 日

甲　常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
代表者　常滑市長

乙　名古屋市中区金山二丁目 10 番９号
第８フクマルビル５階
一般社団法人　愛知県産業廃棄物協会
代表者　会長

50　災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書(愛知県、県内市町村、下水道管理者、一部事務組合)

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定の締結）

第２条　この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

（応援要請等）

第３条　災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

(1)　一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合

(2)　一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合

(3)　その他特に必要がある場合

２　応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

(1)　災害の発生日時、場所及び災害の状況

(2)　必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み

(3)　必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量

(4)　応援の場所及び期間

(5)　連絡責任者

(6)　その他必要事項

３　要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

４　応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

５　要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

（県の役割）

第４条　県は、第３条第５項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

２　県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

（民間業者の活用）

第６条　県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

（実施細目）

第７条　この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。
２　この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成 26 年１月１日から効力を生ずるものとする。
平成８年３月 12 日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書 126 通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自１通を保管する。
平成 26 年１月１日

愛知県知事
愛知県流域下水道管理者　愛知県知事
名古屋市長
名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市長
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
岡崎市長
岡崎市公共下水道管理者　岡崎市長
一宮市長
一宮市水道事業等管理者
瀬戸市長
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長
半田市長
半田市公共下水道管理者　半田市長
春日井市長
春日井市公共下水道管理者　春日井市長
豊川市長
豊川市公共下水道管理者　豊川市長
津島市長
津島市下水道管理者　津島市長
碧南市長
碧南市公共下水道管理者　碧南市長
刈谷市長
刈谷市公共下水道管理者　刈谷市長
豊田市長
豊田市事業管理者
安城市長
安城市公共下水道管理者　安城市長
西尾市長
西尾市公共下水道管理者　西尾市長
蒲郡市長
蒲郡市公共下水道管理者　蒲郡市長
犬山市長
犬山市公共下水道管理者　犬山市長
常滑市長
常滑市公共下水道管理者　常滑市長
江南市長
江南市公共下水道管理者　江南市長
小牧市長
小牧市公共下水道管理者　小牧市長
稲沢市長
稲沢市公共下水道管理者　稲沢市長
新城市長
新城市公共下水道管理者　新城市長
東海市長
東海市公共下水道管理者　東海市長
大府市長
大府市公共下水道管理者　大府市長
知多市長
知多市公共下水道管理者　知多市長
知立市長
知立市公共下水道管理者　知立市長
尾張旭市長
尾張旭市公共下水道管理者　尾張旭市長
高浜市長
高浜市公共下水道管理者　高浜市長
岩倉市長
岩倉市公共下水道管理者　岩倉市長
豊明市長
豊明市公共下水道管理者　豊明市長
日進市長
日進市公共下水道管理者　日進市長
田原市長
田原市公共下水道管理者　田原市長
愛西市長
愛西市公共下水道管理者　愛西市長

清須市長
清須市公共下水道管理者　清須市長
北名古屋市長
北名古屋市公共下水道管理者 北名古屋市長
弥富市長
弥富市公共下水道管理者　弥富市長
みよし市長
みよし市公共下水道管理者　みよし市長
あま市長
あま市公共下水道管理者　あま市長
長久手市長
長久手市公共下水道管理者　長久手市長
東郷町長
東郷町公共下水道管理者　東郷町長
豊山町長
豊山町公共下水道管理者　豊山町長
大口町長
大口町公共下水道管理者　大口町長
扶桑町長
扶桑町公共下水道管理者　扶桑町長
大治町長
大治町公共下水道管理者　大治町長
蟹江町長
蟹江町公共下水道管理者　蟹江町長
飛島村長
阿久比町長
阿久比町公共下水道管理者　阿久比町長
東浦町長
東浦町公共下水道管理者　東浦町長
南知多町長
美浜町長
武豊町長
武豊町公共下水道管理者　武豊町長
幸田町長
幸田町公共下水道管理者　幸田町長
設楽町長
東栄町長
東栄町公共下水道管理者　東栄町長
豊根村長
愛北広域事務組合管理者　岩倉市長
中部知多衛生組合管理者　常滑市長
東部知多衛生組合管理者　大府市長
衣浦衛生組合管理者　高浜市長
常滑武豊衛生組合管理者　武豊町長
蒲郡市幸田町衛生組合管理者　蒲郡市長
逢妻衛生処理組合管理者　豊田市長
西知多医療厚生組合管理者　東海市長
尾張東部衛生組合管理者　瀬戸市長
海部地区環境事務組合管理者　蟹江町長
小牧岩倉衛生組合管理者　小牧市長
知多南部衛生組合管理者　南知多町長
尾張旭市長久手市衛生組合管理者　尾張旭市長
刈谷知立環境組合管理者　刈谷市長
江南丹羽環境管理組合管理者　江南市長
北設広域事務組合管理者　設楽町長
北名古屋衛生組合管理者　北名古屋市
長尾三衛生組合管理者　東郷町長
日東衛生組合管理者　日進市長
五条広域事務組合管理者　あま市長
知多南部広域環境組合管理者　半田市長

51　災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定(愛知県、県内市町村下水道管理者、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部)

愛知県（以下「甲」という。）及び市町（乙１から乙４９まで）（以下、乙１から乙４９までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第２条　この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

（技術支援協力の要請）

第３条　甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第８条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第１）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第２）により、第８条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を経由せずに丙に要請することができる。

２　丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第３）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を経由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

３　甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を経由して書面（様式第４）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者をとりまとめたうえで、書面（様式第５）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を経由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

（委託契約の締結及び費用）

第４条　甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

２　技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

３　業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

４　第１項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第５条　業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（労災及び損害補償など）

第６条　支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

２　技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

（広域の被災）

第７条　甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

（事務局及び連絡体制）

第８条　技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

（１）甲の事務局は、愛知県建設局下水道課とする。

（２）丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。

（３）連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

（情報の保護）

第９条　甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第１０条　甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

２　前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の有効期間）

第１１条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和６年３月３１日までとする。

２　期間満了の３０日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに１年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。

３　前２項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

（補則）

第１２条　この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意

書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和５年１１月１日

甲　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛知県流域下水道管理者
愛知県知事　大村　秀章　印

乙１　愛知県豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の１
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市上下水道局長　木和田　治伸

乙２　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者
伊藤　茂

乙３　愛知県一宮市本町２丁目５番６号
一宮市水道事業等管理者
小塚　重男

乙４　愛知県瀬戸市追分町 64 番地の１
瀬戸市公共下水道管理者
瀬戸市長　川本　雅之

乙５　愛知県半田市東洋町二丁目１番地
半田市下水道事業
半田市長　久世　孝宏

乙６　愛知県春日井市鳥居松町５目 44 番地
春日井市公共下水道事業
春日井市長　石黒　直樹

乙７　愛知県豊川市諏訪一丁目１番地
豊川市下水道事業
豊川市長　竹本　幸夫

乙８　愛知県津島市立込町２丁目 21 番地
津島市下水道事業
津島市長　日比　一昭

乙９　愛知県碧南市松本町 28 番地
碧南市公共下水道管理者
碧南市長　禰冝田　政信

乙１０　愛知県刈谷市東陽町１丁目１番地
刈谷市長　稲垣　武

乙１１　愛知県豊田市西町３丁目 60 番地
豊田市事業管理者
前田　雄治

乙１２　愛知県安城市桜町 18 番 23 号
安城市長　三星　元人

乙１３　愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市長　中村　健

乙１４　愛知県蒲郡市旭町 17 番１号
蒲郡市下水道事業
蒲郡市長　鈴木　寿明

乙１５　愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市公共下水道管理者
犬山市長　原　欣伸

乙１６　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５
常滑市公共下水道管理者
常滑市長　伊藤　辰矢

乙１７　愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市長　澤田　和延

乙１８　愛知県小牧市堀の内三丁目１番地
小牧市下水道事業
小牧市長　山下　史守朗

乙１９　愛知県稲沢市稲府町１番地
稲沢市公共下水道管理者
稲沢市長　加藤　錠司郎

乙２０　愛知県新城市字東入船 115 番地
新城市下水道事業
新城市長　下江　洋行

乙２１　愛知県東海市中央町一丁目１番地
東海市下水道事業
東海市長　　花田　勝重

乙２２　愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
大府市下水道事業
大府市長　　岡村　秀人

乙２３　愛知県知多市緑町１番地
知多市長　　宮島　壽男

乙２４　愛知県知立市広見三丁目１番地
知立市長　　林　郁夫

乙２５　愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地１
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長　　柴田　浩

乙２６　愛知県高浜市青木町四丁目１番地２
高浜市公共下水道管理者
高浜市長　　吉岡　初浩

乙２７　愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長　　久保田　桂朗

乙２８　愛知県豊明市新田町子持松１番地１
豊明市公共下水道管理者
豊明市長　　小浮　正典

乙２９　愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地
日進市公共下水道管理者
日進市長　　近藤　裕貴

乙３０　愛知県田原市田原町南番場 30 番地１
田原市上下水道事業
田原市長　　山下　政良

乙３１　愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市公共下水道管理者
愛西市長　　日永　貴章

乙３２　愛知県清須市須ケ口 1238 番地

清須市公共下水道管理者
清須市長　　永田　純夫

乙３３　愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長　　太田　考則

乙３４　愛知県弥富市前ケ須町南本田 335 番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長　　安藤　正明

乙３５　愛知県みよし市三好町小坂 50 番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長　　小山　祐

乙３６　愛知県あま市七宝町沖之島深坪１番地
あま市公共下水道管理者
あま市長　　村上　浩司

乙３７　愛知県長久手市岩作城の内 60 番地１
長久手市公共下水道管理者
長久手市長　　佐藤　有美

乙３８　愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴１番地
東郷町公共下水道管理者
東郷町長　　井俣　憲治

乙３９　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
豊山町公共下水道管理者
豊山町長　　鈴木　邦尚

乙４０　愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地
大口町公共下水道管理者
大口町長　　鈴木　雅博

乙４１　愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長　　鯖瀬　武

乙４２　愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西１番地の１
大治町公共下水道管理者
大治町長　　村上　昌生

乙４３　愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目１番地
蟹江町公共下水道管理者

蟹江町長　　横江　淳一

乙４４　愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地
阿久比町下水道事業
阿久比町長　　田中　清高

乙４５　愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町下水道事業
東浦町長　　日髙　輝夫

乙４６　愛知県知多郡武豊町字長尾山２番地
武豊町公共下水道管理者
武豊町長　　籾山　芳輝

乙４７　愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林１番地１
幸田町公共下水道管理者
幸田町長　　成瀬　敦

乙４８　愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
設楽町公共下水道管理者
設楽町長　　土屋　浩

乙４９　愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 25 番地
東栄町公共下水道管理者
東栄町長　　村上　孝治

丙　　愛知県名古屋市中区錦一丁目８番６号

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

支部長　　庄村　昌明　　印

52　災害時の情報交換に関する協定(国土交通省中部地方整備局)

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、常滑市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第２条　整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

一　常滑市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき

二　常滑市災害対策本部が設置されたとき

三　その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第３条　整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること

三　その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は３通作成し、各自１通を保有する。

平成 23 年７月７日

名古屋市中区三の丸二丁目５番１号
国土交通省中部地方整備局長　　富　田　英　治

常滑市新開町４丁目１番地
常滑市長　　片　岡　憲　彦

（立会人）

名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛知県防災局長　　中　野　秀　秋

53　災害に係る情報発信等に関する協定（ ヤフー株式会社 ）

常滑市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、常滑市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、常滑市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 甲が、常滑市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 甲が、常滑市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 甲が、災害発生時の常滑市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 甲が、常滑市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのウェブリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

(7) 甲が、常滑市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

２　甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第１項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成 27 年９月 25 日

（甲）　愛知県常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　　片　岡　憲　彦

（乙）　東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　　学

54　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第１号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1) 甲の区域内で災害対策基 本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)「住宅地図」とは、各市町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)「広域図」とは、各市町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNETTOWN」を意味するものとする。

(4)「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNETTOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

３　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

４　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

５　本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況

を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第１号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。ただし、当該有効期間満了の ３ヵ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定を証するため、本書 11 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成 28 年３月 15 日

甲

半田市
市長　榊　原　純　夫

常滑市
市長　片　岡　憲　彦

東海市
市長　鈴　木　淳　雄

東浦町
町長　神　谷　明　彦

南知多町
町長　石　黒　和　彦

大府市
市長　久　野　孝　保

阿久比町
町長　竹　内　啓　二

知多市

市長　　宮　島　壽　男

武豊町
町長　　籾　山　芳　輝

美浜町
町長　　神　谷　信　行

乙
株式会社ゼンリン

55　災害時の放送等伝達に関する協定書（ 知多半島ケーブルネットワーク株式会社 ）

常滑市（以下「甲」という。）と知多半島ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の放送等伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害及び感染症拡大等による緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が乙に放送等伝達の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送等伝達の依頼）

第２条　甲は、災害時における被害の抑制又は応急対策を実施する上で、乙による放送等が伝達手段として有効なものと判断する場合には、乙に対し放送等伝達の依頼をするものとする。

２　乙は、甲に対し前項の放送等伝達に必要な資料の提供を求めることができる。

（依頼の手続）

第３条　甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送等伝達の依頼をするものとする。

(1) 放送等伝達の内容

(2) 希望する放送等伝達の日時

(3) その他必要な事項

（放送等伝達の実施）

第４条　乙は甲から依頼された事項に関し、自主判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定して放送等により伝達するものとする。

（連絡責任者等）

第５条　第３条に掲げる放送等伝達の依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

２　甲及び乙は、連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（協定の効力及び更新）

第６条　この協定は、締結の日の属する年度の３月 31 日をもって終了するものとする。ただし、終了前 30 日までに、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定を１年間更新するものとし、以後同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年 11 月６日

甲　愛知県常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　伊藤　辰矢

乙　愛知県常滑市かじま台一丁目１６１番地
知多半島ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役　中西　満

56　災害時のデータ放送に関する覚書（知多半島ケーブルネットワーク株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）と知多半島ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の放送等伝達に乙の提供するデータ放送（緊急Ｌ字画面。以下「データ放送」という。）を使用する上で、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第１条　この覚書は、甲及び乙が、令和２年 11 月６日に締結した「災害時の放送等伝達に関する協定」に基づき、甲が乙の提供するデータ放送を使用する際の運用方法を定めるものとする。

（放送基準）

第２条　甲において災害対策本部又は感染症対策本部が設置された場合等、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるときは、乙の提供するデータ放送を使用することができる。

（運用）

第３条　データ放送の運用は、次の各号に定める手順により実施する。

(1) 甲はＬアラート又はデータ放送の専用入力フォームに、災害等に関する情報を入力する。

(2) 乙は甲が入力した情報を受信し、放送設備を自動起動させ、データ放送を開始する。ただし、気象庁から大雨又は洪水警報等が発表されたときは、乙は甲の要請を待たずに、データ放送を開始できるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年 11 月６日

甲　愛知県常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　伊藤　辰矢

乙　愛知県常滑市かじま台一丁目１６１番地
知多半島ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役　中西　満

57　災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定（県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合）

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

（協定市町村等）

第２条　この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

（応援協力の実施）

第３条　この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

(1)　協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合

(2)　協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合

(3)　その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

（応援協力の内容）

第４条　この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

(1)　要請を受けた遺体の火葬

(2)　火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋

(3)　火葬場の業務に係る人員の派遣

(4)　その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

（応援協力の手続等）

第５条　この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

２　前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

（応援協力体制）

第６条　前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を４ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

２　幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

３　幹事から代表幹事を選出する。

４　代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

（協定市町村等の責務）

第７条　第５条第１項の規定により応援協力を行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

２　応援協力市町村等の長は、第５条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

３　協定市町村等は、第４条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

（経費の負担）

第８条　応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

２　経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協定市町村等の協議により、

決定するものとする。

（連絡協議会の設置）

第９条　この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

（協定市町村等の変更に伴う取扱い）

第 10 条　市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

２　この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

（実施細目）

第 11 条　この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

（適用）

第 12 条　この協定は、平成 18 年３月 30 日から適用する。

この協定の証として、本書 31 通を作成し、各自１通を保管する。

平成 18 年３月 30 日

名古屋市長	松　原　武　久	豊橋市長	早　川　　勝
岡崎市長	柴　田　紘　一	一宮市長	谷　　一　夫
瀬戸市長	増　岡　錦　也	津島市長	三　輪　　優
刈谷市長	榎　並　邦　夫	安城市長	神　谷　　学
蒲郡市長	金　原　久　雄	常滑市長	石　橋　誠　晃
稲沢市長	服　部　幸　道	新城市長	穂　積　亮　次
知多市長	加　藤　　功	知立市長	本　多　正　幸
田原市長	白　井　孝　市	愛西市長	八　木　忠　男
蟹江町長	横　江　淳　一	飛島村長	久　野　時　男
弥富町長	川　瀬　輝　夫	一色町長	都　築　　譲
設楽町長	加　藤　和　年	東栄町長	森　田　昭　夫
知多中部広域事務組合管理者		愛北広域事務組合管理者	
半田市長	榊　原　伊　三	江南市長	堀　　元
衣浦衛生組合管理者		豊川宝飯衛生組合管理者	
高浜市長	森　　貞　述	豊川市長	中　野　勝　之
知多南部衛生組合管理者		豊田三好事務組合管理者	
南知多町長	森　下　利　久	豊田市長	鈴　木　公　平
尾張東部火葬場管理組合		知北平和公園組合管理者	
春日井市長	鵜　飼　一　郎	東海市長	鈴　木　淳　雄
西尾幡豆広域連合長			
	中　村　晃　毅		
立会人	愛知県健康福祉部長	今　井　秀　明	

別　表

ブロック	市　　町　　村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、 津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町、 飛島村、弥富町	愛北広域事務組合、 尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、 知多南部衛生組合、 知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、 一色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、 西尾幡豆広域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、 設楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

58　災害時の医療救護活動に関する協定書(常滑市薬剤師会)

災害時において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び常滑市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき常滑市が実施責任を負う医療救護の万全を期するため常滑市（以下「甲」という。）と常滑市薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時の医療救護に関し協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動について、必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を実施するため、災害救助法及び防災計画に基づき、必要に応じ乙に対して薬剤師の派遣を要請する。

２　乙は、前項により、甲から要請を受けたときは、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し派遣する。

（薬剤師班の活動場所）

第３条　薬剤師班は、避難所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第４条　薬剤師班の行う業務は、次のとおりとする。

(1) 医薬品等の供給への協力

(2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力

(3) 医薬品等の保管・管理への協力

（指揮命令及び連絡調整）

第５条　乙が派遣する薬剤師班の医療活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医薬品等の供給）

第６条　医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携帯するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

（活動記録及び報告）

第７条　薬剤師班の代表者（班長）は、医療救護活動に係る記録を行うとともに、甲及び乙に報告する。

（業務災害報告）

第８条　乙または薬剤師班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告する。

（実費弁償等）

第９条　災害救助法に基づき、の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動で要した次の実費弁償は、同法の定めるところにより甲が負担する。

(1) 薬剤師班の派遣に要する実費弁償

(2) 緊急の場合に、薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用した場合の実費弁償

（扶助費）

第 10 条　災害救助法に基づき、甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係る業務災害に対しては、同法に定めるところにより甲が扶助金を支給する。

（細目）

第 11 条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議のうえ決定する。

（雑則）

第 13 条　この協定は、平成 24 年４月１日から適用する。

２　この協定の有効期限は、協定の締結の日から平成 25 年３月 31 日までとする。

３　前項の有効期限を満了する１箇月前までに、甲または乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の翌日から更に１年間延長され、以降同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成 24 年１月４日

甲　　常 滑 市 長　　片 岡 憲 彦

乙　　常滑市薬剤師会長　関　　正 喜

59　災害時の医療救護活動実施細目（常滑市薬剤師会）

常滑市（以下「甲という。」）と常滑市薬剤師会（以下「乙という。」）との間において平成 24 年４月１日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書（常滑市薬剤師会）」（以下「協定書という。」）第 11 条に基づく細目は、次のとおりとする。

（薬剤師班の派遣体制）

第１条　乙は、甲の要請に応じて直ちに薬剤師が派遣できるよう常に体制を整備する。

（薬剤師班の編成）

第２条　協定書第２条に規定する薬剤師班は、原則として薬剤師３名を１班とし、そのうち１名を班長とする。ただし、人数が不足するときは、薬剤師２名を１班とし、そのうち１名を班長とする。

（派遣要請）

第３条　甲は乙に対し薬剤師班を要請する場合は、薬剤師班派遣要請書（様式１）により行う。なお、緊急に口頭又は電話等で派遣要請を行った場合は、後日あらためて薬剤師班派遣要請書（様式１）により文書で行う。

２　甲は、災害救助法第 24 条第１項の規定に基づいて、乙に薬剤師班の派遣を要請する場合は、同法の定めるところにより公用令書を交付する。

（派遣報告）

第４条　乙は、甲の要請により薬剤師班を派遣するときは、速やかに薬剤師班員の氏名、生年月日及び住所を甲に報告する。

（記録及び報告）

第５条　薬剤師班の班長は、協定書第７条に基づき、医療救護活動に係る記録として薬剤師班活動報告書（様式２）を作成し、乙を経て甲に報告する。

２　協定書第６条のただし書きに基づき、緊急の場合に薬剤師班が携帯するものを含め、乙が供給するものを使用した場合には、医薬品等使用簿（様式３）を作成し、乙を経て甲に報告する。

（業務災害報告）

第６条　業務災害が発生した場合、乙または薬剤師班の班長は、協定書第８条に基づき、業務災害報告書（様式４）により甲に報告する。

（実費弁償）

第７条　協定書第９条第１号に規定する薬剤師班の派遣に要した実費弁償は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）の定めるところによる。

２　協定書第９条第２号に規定する緊急の場合に薬剤師班が携帯するものを含め、乙が供給するものを使用した場合の費用弁償は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

（実費弁償の請求）

第８条　実費弁償の請求は、薬剤師班の医療救護活動終了後、乙が取りまとめ、実費弁償請求書（様式５）により甲に請求する。

（扶助費の請求）

第９条　協定書第 10 条に規定する扶助費の支給を受ける者は、災害救助法施行細則の定めにより扶助金支給申請書により、甲に申請する。

（実費弁償及び扶助費の支払）

第 10 条　甲は、第８条及び第９条により請求または申請を受けた場合は、内容を審査し、適切と認めたときは、災害救助法施行規則に定められた額により速やかに乙に支払う。

上記の医療救護活動実施細目について合意の証とするため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成 24 年１月４日

甲　　常　滑　市　長　　片　岡　憲　彦

乙　　常滑市薬剤師会長　　関　　正　喜

様式3

医薬品等使用簿

平成　　年　　月　　日

薬剤師班長氏名　　印

	区　分	施設の名称及び所在地
従事場所	① 避難所 ② 集積所 ③ その他	
従事期間	年　月　日 午前・午後　時から 月　日 午前・午後　時まで	

使用した医薬品・資器材一覧表	品　名	数　量	単　価	金　額

特記事項等	

注：「医薬品等使用簿」は、緊急の場合に薬剤師班が携帯をするものを含め常滑市薬剤師会が供給するものを使用した場合に班長が記載の上、常滑市薬剤師会を経て常滑市に提出。
：使用した医薬品・資器材一覧表は、別紙で可。
：「薬剤師班活動報告書（様式2）」と同時に提出。

様式2

薬剤師班活動報告書

平成　　年　　月　　日

薬剤師班長氏名　　印

	氏　名	住　所
薬剤師班		

従事期間	年　月　日 午前・午後　時から 月　日 午前・午後　時まで

	区　分	施設の名称及び所在地
従事場所	① 避難所 ② 集積所 ③ その他	

	区　分	具体的な活動内容、服薬指導の件数等
従事内容	① 医薬品等の供給 ② 服薬指導・相談 ③ 保管・管理 ④ その他	

特記事項等	

注：「薬剤師班活動報告書」は班長が記載の上、常滑市薬剤師会を経て常滑市に提出。
：従事場所や従事内容については、別紙で可。
：「医薬品等使用簿（様式3）」と同時に提出。

様式1

薬剤師班派遣要請書

平成　　年　　月　　日

常滑市薬剤師会長　様

常滑市長　　印

災害時における医療救護活動を適切に実施するため、下記に留意の上、薬剤師班を派遣してください。

なお、派遣される薬剤師班員の氏名、生年月日及び住所を速やかに報告してください。

記

1　災害の状況	
2　派遣を要する理由	
3　派遣を要する班数・人員等	
4　派遣する場所	
5　派遣する期間	
6　活動内容	
7　派遣に際して携帯を要する物資・資材等	
8　その他必要な事項	
9　備考	

様式５－２

委　任　状

私共は、常滑市薬剤師会長　　を代表者として、今回の医療救護活動に係る実費弁償の請求並びに受領に関する一切の権限を委任します。

平成　年　月　日

住所又は所属	職　種	氏　　名	印

様式５－１

実費費用弁償等請求書

平成　年　月　日

常滑市長　殿

常滑市薬剤師会長　　印

災害救助法第24条第５項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。

記

請求金額　　円

公用令書	従事命令	第　　号	年　月　日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年　月　日から 年　月　日まで　　日間		

添付書類：算出明細書

様式４

業務災害報告書

平成　年　月　日

常滑市長　殿

常滑市薬剤師会長　　印

薬剤師班として医療救護活動に従事した者に下記のとおり事故傷病者が発生しましたので報告いたします。

記

事故傷病者の概要						
氏　名	性別	年齢	住　所			
職種			所属機関名			
傷病名			程度	重症 中等症 軽傷	転帰	
外来・入院 月　日～　月　日			診療（入院）医療機関名			
受傷（発病）日時	年　月　日　午前・午後　時　分					
受傷（発病）場所						
受傷（発病）時の状況						

60　災害時の医療活動に関する協定書(知多郡医師会、常滑市医師団)

常滑市（以下「甲」という。)、一般社団法人知多郡医師会（以下「乙」という。）及び知多郡医師会常滑市医師団（以下「丙」という。）は、災害時における医療活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、知多半島地域及びその周辺地域において、地震等自然災害の発生などにより、通常の 医療活動を実施することが困難な場合に、当該地域における医療を確保することを目的として締結する。

（医療救護班の要請）

第２条　甲は、前条に規定する場合においては、丙に対し医療救護班の編成及び医師等の派遣を要請するものとする。

２　丙は、前項の規定により要請を受けた場合は、知多郡医師会災害時医療活動規定（以下「災害時医療活動規定」という。）に基づき医師等を派遣するものとする。

３　甲が第１項の要請をすることが困難な場合には、丙は、自らの判断で医療活動を開始することができ、その状況を速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（医療救護班の業務）

第３条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者のトリアージ
(2) 傷病者に対する応急処置
(3) 傷病者搬送の可否及び搬送先の指示
(4) 死亡の確認及び死体の検案

（救護対策本部及び災害時医療救護所）

第４条　常滑市保健センターを救護対策本部とし、災害時医療救護所（以下「救護所」という。）は、次のとおりとする。ただし、災害の状況によって必要な場合は、別に救護所を設置する。

(1) 三和小学校
(2) 青海中学校
(3) 常滑市体育館
(4) 常滑中学校
(5) 大曽公園管理事務所
(6) 南陵中学校
(7) 小鈴谷小学校

（指揮命令及び連絡調整）

第５条　医療救護班に係る指揮命令は、災害時医療活動規定第２条第２項に規定する地区医師団代表又はその責務を代行するものが行うものとする。

２　医療活動の連絡調整は、救護対策本部等が行うものとする。

（医療器具、医薬品等の供与）

第６条　医療救護班が使用する医療器具、医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が救護所等に備蓄する。

（医療活動の記録と報告）

第７条　丙は、医療救護班ごとに診療記録及び医薬品、医療材料等の使用簿を整備し、医療活動実施後、医療活動記録を日報にまとめ、甲に報告するものとする。

２　救護所において使用する診療記録簿は、災害時医療用のものをあらかじめ甲が用意する。

（福祉避難所）

第８条　甲は、在宅療養者、障がい者等が避難するための常滑市地域防災計画に掲げる福祉避難所を開設する。

２　甲は、福祉避難所において、医療救護班の医療業務に該当する医療を必要とする患者が確認された場合は、丙に対して、福祉避難所往診を要請する。

３　丙は、前項の規定により要請を受けた場合は、速やかに福祉避難所へ医療救護班医師又は業務可能な医師を派遣する。

４　福祉避難所における医療業務は、救護所における医療業務と同等のものとし、第３条に準ずるものとする。

（救護対策本部の解散）

第９条　救護対策本部は、通常の医療活動が可能となるなど、災害時医療活動が必要なくなったと判断される時点で、甲乙丙協議のうえ解散する。

（実費弁償）

第 10 条 この協定に基づき、丙が医療活動を実施した場合の次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）医療政護班の医師等の派遣に対する実費弁償

（2）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

（3）医療救護班の医師等が医療活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

２　前項に定める実費弁償等の額については、次のとおりとする。

（1）前項第１号に規定する実費弁償は、災害救助法施行細則（昭和 40 年愛知県規則第 60 号）に定めるところによる。

（2）前項第２号に規定する実費弁償は、実費の額とする。

（3）前項第３号に規定する扶助金は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）に定めるところによる。

（実費弁償等の請求）

第 11 条　前条第１項第１号に定める実費弁償及び同項第２号に定める実費弁償は、甲の定めるところにより、丙が一括して請求するものとする。

２　前条第１項第３号に定める扶助金は、甲の定めるところにより、受給資格を有する者で支給を受けようとする者が請求するものとする。

（支給）

第 12 条　甲は、前条の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

（医事紛争の措置）

第 13 条　この協定に基づく医療活動により医療救護班と傷病者等との間に医事紛争が生じたときは、丙は、直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、丙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

（実施細目）

第 14 条　この協定を実施するために必要な事項については、甲乙丙協議のうえ別に定めるものとする。

（協議）

第 15 条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のう

え決定するものとする。

（有効期間）

第16条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から２年間とする。

２　前項の有効期間を満了する１か月前までに、甲、乙、丙いずれかから何らかの意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

平成10年４月１日締結の「災害時の医療活動に関する協定書」は平成26年４月８日をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を３通作成し、甲、乙、丙それぞれの代表者が記名捺印のうえ各自１通を保有する。

平成26年４月９日

甲　常滑市長　片岡憲彦

乙　一般社団法人
知多郡医師会長　竹内正

丙　知多郡医師会
常滑市医師団代表　高橋克壽

61　災害時の医療救助活動実施細目（知多郡医師会、常滑市医師団）

常滑市、一般社団法人知多郡医師会及び知多郡医師会常滑市医師団（以下「常滑市医師団」という）が締結した「災害時の医療活動に関する協定書」第 14 条の規定に基づく実施細目は次のとおりとする。

1　災害時、常滑市長の要請により常滑市医師団が、医療救護班を編成するときは、常滑市医師団は、直ちに地区災害対策本部を設置し、医師団代表をもって対策本部長に充てる。

2　常滑市医師団は、常滑市長の要請に応じて直ちに医療救護班が派遣できるよう必要な体制を常に整備する。

3　医療救護班の編成は、１班当たり医師２名から３名、看護師２名から３名、事務職１名から２名を基本とし、うち医師１名を班長とする。なお、看護師について常滑市医師団から派遣することが難しい場合は、医療救護本部が常滑市民病院に派遣協力を求める。

4　常滑市医師団は、常滑市長の要請により医療救護班を派遣したときは、速やかに医療救護班の氏名、生年月日、住所及び職種を常滑市長に報告する。

5　常滑市長の派遣要請は、災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第 １号）第４条に規定する従事命令の方法又はこれに準ずる方法によるものとする。

6　常滑市長は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を常滑市医師団へ伝達する。ただし、後刻その内容を文書により通知する。

(1) 災害発生の日時、場所
(2) 災害の原因及び状況
(3) 派遣を要する医療救護所名、医療救護班の数
(4) 派遣方法又は手段
(5) 派遣の期間
(6) その他必要な事項

7　医療救護班は、自己の車両で出動する場合は、「通行証のステッカー」を見やすい所に置き、二次災害や出勤時等の災害に充分注意する。

8　医療救護班は、愛知県医師会災害医療救護活動マニュアルに準じて災害現場、避難所、医療機関などに設置された応急救護所において業務を行うことを原則とする。

9　傷病者の搬送は、原則として地元消防隊を要請する。

10　医療救護班長は、医療機関に収容し医療又は助産を行う必要があると認めたときは、傷病者に入院指示書（様式１）を交付する。

11　医療救護班長は、医療救護班診療記録（様式２）及び救護班医薬品、医療資機材使用簿（様式３）を整備すると共に、その活動状況を医療救護班日報（様式４）に記載し、常滑市医師団代表を経て常滑市長へ報告するものとする。

12　業務災害が発生した場合は、医療救護班長の報告を経て、常滑市医師団代表は、業務災害報告書（様式５）により常滑市長に報告するものとする。

13　医療救護班が使用した手持ちの医薬品、医療資材の費用又は医療救護時に被った物的損害、医療救護班員の費用弁償等については、常滑市医師団代表が医療救護班ごとにとりまとめ、費用弁償等請求書（様式６）により常滑市長に請求する。

14　医療救護班長の発行した入院指示書に基づき、臨時救護所として行った病院、救護所での医療の費用については、医療機関が医療費請求書（様式７）により常滑市長に請求する。

15　扶助金については、支給を受けようとする者が、扶助金支給申請書（様式８）により常滑市長に請求する。

16　この細目で不足を生じた場合は、すべて愛知県医師会災害医療救護活動マニュアルに準じて行うものとする。

平成 26 年４月９日

様式２

医療救護班診療記録

救護所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

班長　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

年月日	市町名	患者氏名	性別	年齢	病名	措置概要	備考

（裏）

入院指示書を受け取られた方へ

１．この医療指示書で直ちに医療機関で入院治療を受けてください。

２．治療を受ける時、この指示書を医療機関へ渡してください。

医療機関へ

１．この入院指示書による医療は、災害救助法による救助として取り扱ってください。

２．この入院指示書は、請求書に必ず添えてください。

３．表面の医療機関名欄に記入してください。

様式１

災　入院指示書

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　年　齢 ＿＿＿歳

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記病名により医療機関で入院治療を要す。

年　月　日

常滑市医師団
救護班長　　印

医療機関名＊

様式５－(1)

業務災害報告書

年　月　日

常滑市長　殿

常滑市医師団　代表　　印

医療救護班として救助業務に従事した者に、別紙（様式５－(2)）のとおり事故傷病者が発生しましたので報告します。

様式４

医療救護班日報

年　月　日

救護班班長氏名　　印

救護班氏名	医師 看護師 事務						
従事した救護所所在地							
救護人員	外科	内科	その他	計	入院指示書	死体検案	
	人	人	人	人	件	件	
備考							

救護班長→常滑市医師団代表→市長

様式３

救護班医薬品・医療資器材使用簿

救護所所在地

班長　氏名　　印

使用年月日	使用医薬品等	使用量	購入価格	備考

様式５－(2)

事故傷病者概要

氏　名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職　種		所属医療機関・団体名					
傷病名				程度	重症・中等症・軽症	転帰	
外来・入院（　月　日）		診療 入院医療機関名					
受傷（発病）日時	年　月　日　午前・午後　時　分						
受傷（発病）場所							
受傷（発病）の時の状況							

様式６－(1)

費用弁償等請求書

年　月　日

常滑市長　殿

常滑市医師団　代表　印

災害時の医療救助に関する協定書の規定による実費弁償等として、下記の金額を請求します。

請求金額　　円

従事した業務	
従事した場所	
従事した期間	年　月　日から　日間 年　月　日まで

添付書類
算出明細書

様式６－(2)

委任状

印
収入印紙
印

私共は、常滑市医師団代表　　を代表者として、今次災害の救助業務に係る費用の請求並びに受領に関する一切の権限を委任します。

年　月　日

住所又は所属	職種	氏名	印

様式7

医療費請求書

年　月　日

常滑市長　殿

医療機関所在地　名称
開設者氏名　　印

災害時の医療救助に関する協定書の規定による医療救助の費用として、下記の金額を請求します。

請求金額　　円

添付書類
1．費用算出明細書
2．入院指示書

様式8

扶助金支給申請書

療養　休業
障害　遺族
葬祭　打切

年　月　日

常滑市長　殿

住所
氏名　　印

災害時の医療救助に関する協定書の規定による扶助金として、下記の金額を支給してくださるよう関係書類を添えて申請します。

申請金額　　円

従事者又は協力者	住所			職業			
	氏名			生年月日	・・		
従事又は協力していた救助業務							
事故発生の日時及び場所							
事故発生の原因及び状況							
傷病名、傷病の程度及び身体の状況							
療養又は休業を要する見込期間							
事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏名		本人との続柄	生年月日	職業	備考	
				・・			
				・・			
				・・			
				・・			

添付書類
算出明細書

1　実費弁償明細書

従事年月日	単価	金額	医師看護師等の別	氏名
計				

2　旅費明細書

施行年月日	施行地	宿泊先	鉄道賃		日当		宿泊料		旅行の経路及び区域	氏名
			行程	運賃	日数	定額	夜数	定額		
自　・　・ 至　・　・			㎞	円	日	円	夜			
自　・　・ 至　・　・										
自　・　・ 至　・　・										
自　・　・ 至　・　・										
自　・　・ 至　・　・										
自　・　・ 至　・　・										
自　・　・ 至　・　・										
自　・　・ 至　・　・										
計										

3　超過勤務手当明細書

従事年月日	勤務時間	勤務時間数（A）	超過勤務時間（A－8）	1時間当り単価	金額	医師、看護師等の別	氏名

（注）超過勤務時間数において端数の生じる場合は30分未満は切捨、30分以上は1時間とすること。

4　薬品費（衛生材料を含む）明細書

品名	単価	使用数量	単価	金額	備考

5　自動車、舟艇借上料明細書

借上年月日	用　途	使用区間	種　類 （トラック、舟艇等）	台数	単　価	金　額	借上料

6　機械器具等修繕費明細書

修繕年月日	品　名	修繕箇所	修繕請負者	金　額	修繕物の所有者

7　燃料費明細書

使用年月日	車　種	用　途	走行区間	品　名	使用量	単　価	金　額	購入（調達）先

「災害時の医療活動に関する協定書」の第６条に定める備蓄を必要とする医薬品等は、次のとおりとする。

		医　薬　品　等		数 量
多人数用救急箱	1	トーメーボトル		1
	2	オイチミンD	10ｇ	10
	3	キーパン	60 ㎖	3
	4	サトウハップW	12 枚入	2
	5	清浄綿ソフティ	25 枚入	1
	6	サトウバン帯状自由型	50 ㎜×２枚	1
	7	サトウバン	20 枚入	2
	8	バイリーンホスピタル	大、小	5
	9	ユートク紙絆	９㎜×10m	3
	10	ガーゼ局外	30 ㎝×1m	10
	11	三角巾ロール巻		20
	12	救急包帯	小	6
	13	伸縮包帯	４列	5
	14	パワーステンレスハサミ		3
	15	トゲ抜兼用ピンセット	大	3
	16	安全ピン	５個入	5
	17	体温計		1
	18	副木セット	(大 中 小 ３枚組)	2
	19	止血帯		2
	20	救急お手当法		1
	21	ボールペン		3
	22	メモ帳		2
処置用物品・一般医療資機材等	1	伸縮式包帯	５㎝幅 10 入	1
	2	巻軸包帯	４列	1
	3	紙覆布	(90 ㎝× 90 ㎝)（メディスポ）	2
	4	綿球 中	20 個人	2
	5	クーパー		1
	6	コッヘル		3
	7	縫合セット（持針器、縫合針、縫合糸、メス、ピンセット、コッヘル他）		2
	8	清潔手袋（パウダーフリー）6.5、7.0、7.5（20 入）		各２
	9	経口エアウェイ	３サイズ	各１
	10	脱脂綿	100ｇ	1
	11	網包帯	大、中、小	各６
	12	アルフェンス ３号		3
	13	マスク	紙製 100 枚入	1
	14	ディスポ手袋プラスチック	中 100 枚入	1

62　災害時の歯科医療救護に関する協定書(知多郡歯科医師会、常滑市歯科医師会)

常滑市（以下「甲」という。）と知多郡歯科医師会（以下「乙」という。）及び常滑市歯科医師会（以下「丙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙及び丙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療救護活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

２　この協定において「災害」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害その他地域防災計画に基づき甲が丙に出動を要請する必要のある規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条　甲は、歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合は、丙に対し、歯科医師その他必要とする者（以下「歯科医師等」という。）の派遣を要請する。

２　丙は、前項の規定による甲の要請を受けたときは、乙と調整の上、速やかに歯科医師等で構成する班（以下「歯科医療救護班」という。）を編成し、甲の指定する災害時医療救護所その他医療救護を必要とする場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

３　丙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等について情報収集を行い、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、丙の判断により救護所等に歯科医療救護班を派遣することができるものとする。

４　丙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告するものとする。この場合において、甲が歯科医療救護班の派遣を承認したときは、当該歯科医療救護班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（指示及び連絡調整）

第３条　丙が派遣する歯科医療救護班に係る指示及び歯科医療救護活動に関する連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護活動の実施場所）

第４条　歯科医療救護班は、原則として救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、歯科医療施設に収容して救助を行う必要があるときは、丙の会員の歯科医療施設において実施することができる。

２　前項ただし書に規定する場合において、丙は丙の会員の歯科医療施設の利用について協力を得られるよう努めるものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第５条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科診療を必要とする被災者に対する応急措置
(2) 医科のトリアージへの立会い及び口腔領域等の被災者の早期対応
(3) 口腔領域等の治療を必要とする被災者に対する応急処置
(4) 歯科診療記録等による身元確認の協力
(5) その他歯科医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第６条　歯科医療救護班が使用する医薬品、歯科用機材等（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するもの

を含め、丙が供給するものとする。

2　甲は、医薬品等の供給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動を円滑に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第７条　救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

2　収容された歯科医療施設における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、生命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、救護所等から歯科医療施設に転送された傷病者に対して行う応急的な処置に係る医療費は無償とする。

（報告）

第８条　歯科医療救護班の班長は、歯科医療救護活動に関し、必要な記録をするとともに、甲に報告するものとする。

（費用弁償等）

第９条　甲の要請に基づき、丙の派遣した歯科医療救護班の歯科医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 丙における歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 丙が供給した医薬品等（丙の派遣する歯科医療救護班の携行品を含む。）のうち使用したものに係る経費

(3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前３号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

2　前項各号に定める費用弁償の内容については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（医事紛争の措置）

第 10 条　歯科医療救護班の歯科医療救護活動により傷病者等との間に医事紛争が生じたときは、丙は、直ちに甲に連絡をするものとする。

2　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、丙と協議の上、誠意を持って解決のための適当な措置を講ずるものとする。

（細目）

第 11 条　この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、甲乙丙協議の上、別に定める。

（協定の有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１箇月前までに、甲、乙又は丙いずれかから何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙丙が協議して定める。

上記協定の成立の証とするため、この協定書３通を作成し、甲、乙、丙それぞれの代表者が記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成 28 年 10 月１日

（甲）　愛知県常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　　片　岡　憲　彦

（乙）　愛知県常滑市栄町６丁目 172 番地
知多郡歯科医師会
会　　長　　飯　嶋　英　文

（丙）　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の３
常滑市歯科医師会
会　　長　　中　村　充　良

63　災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目（知多郡歯科医師会、常滑市歯科医師会）

常滑市（以下「甲」という。）と知多郡歯科医師会（以下「乙」という。）及び常滑市歯科医師会（以下「丙」とい う。）は、災害時の歯科医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり定める。

（歯科医療救護班の派遣要請）

第１条　甲は、協定第２条第１項の規定による歯科医療救護班の派遣要請に際し、次に掲げる事項を、書面により丙に伝達する。ただし、緊急の場合は、電話等で派遣要請を行い、後刻速やかにその内容を文書により通知するものとする。

(1) 災害発生の日時及び場所

(2) 災害の原因及び状況

(3) 派遣を要する歯科医療救護班の数並びに供給を要する医薬品等の名称及び数量

(4) 派遣を要する場所及び期間

(5) 派遣方法又は手段

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

２　丙は、協定第２条第２項の規定により歯科医療救護班を編成したときは、うち歯科医師１名を班長とする。

３　歯科医療救護班は、自己の車両で出動する場合は、「災害時医療活動用車両証」を見やすい所に置くとともに、二次災害や出動時等の災害に充分注意するものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第２条　丙は、協定第２条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、歯科医療救護班ごとに、次に掲げる書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(1) 歯科医療救護班診療記録（様式１）

(2) 歯科医療材料使用簿（様式２）

(3) 歯科医療救護班日報（様式３）

（事故報告）

第３条　丙は、歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、業務災害報告書（様式４）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第４条　丙は、協定第９条第１項第１号及び第２号に規定する費用を各歯科医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（様式５）により、甲に請求するものとする。

２　協定第９条第１項第３号に規定する扶助金は、その支給を受けようとする者が扶助金支給申請書（様式６）により、甲に請求するものとする。

（費用弁償等の額）

第５条　協定第９条第１項第１号に規定する費用の額は、愛知県災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）第15条の規定によるものとする。

２　協定第９条第１項第２号に規定する経費の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（支払）

第６条　甲は、第４条の規定により請求を受けた場合、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに丙に支払うものとする。

（協議）

第７条 この実施細目に定めのない事項その他必要が生じた事項については、その都度甲乙丙協議

して定める。

（適用）

第８条　この実施細目は、平成 28 年 10 月１日から適用する。

（甲）　愛知県常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　片　岡　憲　彦

（乙）　愛知県常滑市栄町６丁目 172 番地
知多郡歯科医師会
会　　長　　飯　嶋　英　文

（丙）　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の３
常滑市歯科医師会
会　　長　　中　村　充　良

様式3

歯科医療救護班日報

年　月　日

班長指名　　印

歯科医療救護班の所属				
歯科医療救護班員氏名	歯科医師		従事時間 AM·PM	~AM·PM
			従事時間 AM·PM	~AM·PM
	歯科衛生士		従事時間 AM·PM	~AM·PM
			従事時間 AM·PM	~AM·PM
			従事時間 AM·PM	~AM·PM
			従事時間 AM·PM	~AM·PM
従事した救護所				
救護人員	計　人			
備考				

歯科医療救護班長　→　常滑市歯科医師会　→　市長

様式2

歯科医療材料使用簿

使用年月日	歯科用資機材名	使用量 単価	使用量 数量	※購入価格 購入単価	※購入価格 金額
合　計（小数点以下切り捨て）					

※印欄は、費用請求時に記入する。

上記のとおり使用しました。

常滑市長 様

年　月　日

常滑市歯科医師会
歯科医療救護班歯科医師　　印

様式1

歯科医療救護班診療記録

救護所名

班長氏名　　印

年月日	患者住所	患者氏名	性別	年齢	傷病名	処置概要	備　考

様式6

災害救助法による 療養／休業／障害／遺族／葬祭／打切 扶助金支給申請書

負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
負傷名、傷病の程度及び身体の状況					
公用令書番号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と関係のあった主な親族の状況	氏　名	本人との続柄	生年月日	職業	備　考

※添付書類
(1) 療養扶助金については、医師の診断書及び療養費に関する請求書又は領収書
(2) 障害扶助金については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
(3) 遺族扶助金又は葬祭扶助金については、医師の死亡診断書及び死亡者との関係を証明する書類
(4) 休業扶助金については、負傷し、疾病にかかったため、従前の収入を得ることができず、かつ他の収入の見込みがない等給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

災害救助法第12条の規定による扶助金を支給されたく別紙　　を添えて申請します。

年　月　日

住所
氏名　　㊞

常滑市長　様

様式5

費用弁償等請求書

年　月　日

常滑市長様

請求者　　㊞

災害時の歯科医療救護活動に関する協定第条の規定により、費用弁償等として、下記の金額を請求します。

記

請求金額　　円

従事した業務	
従事した場所	
従事した時期	年　月　日から 年　月　日まで　　日間

※添付書類
費用算出明細書

様式4

業務災害報告書

年　月　日

常滑市長様

常滑市歯科医師会会長　　印

歯科医療救護班として歯科医療救護業務に従事した者に、下記のとおり事故傷病者が発生しましたので報告します。

記

氏名	性別 男・女	年齢　歳	住所
職種	所属歯科医療機関・団体名		
傷病名	程度 重症・中等症・軽傷		転帰
外来・入院（　月　日）	診療歯科医療機関名		
受傷（発病）日時	年　月　日　時　分		
受傷（発病）場所			
受傷（発病）時の状況			

64　災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知県ペストコントロール協会）

常滑市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、防疫活動に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市内において地震、風水害及びその他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）が発生した場合において、感染症の拡大を防止し、住民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力に ついて、必要な事項を定めるものとする。

（防疫活動の内容）

第２条　この協定において、甲が乙に協力を要請する防疫活動は、次に掲げる活動とする。

(1) 災害等の発生時における消毒活動

(2) 災害等の発生時におけるねずみ及び衛生害虫の駆除活動

(3) 前２号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める活動

（協力要請）

第３条　甲は、災害等が発生した場合には、乙に対して前条各号に掲げる防疫活動への協力を要請することができる。

２　甲は、防疫活動への協力を要請するときは、防疫活動協力要請書（様式第１号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

３　乙は、第１項の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労務の提供（以下「労務の提供等」という。）を可能な限り行うものとする。

（情報提供等）

第４条　甲は、災害等に円滑な協力が得られるように、乙に常滑市内の災害等に関して必要な情報を提供するものとする。

２　乙は、災害等における円滑な防疫活動が図られるように、乙の会員等における協力体制の整備並びに情報等の収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

３　乙は、災害等が発生した場合には、防疫活動が円滑に行われるように、災害等に出動可能な乙の会員等が保有する要員、車両、資機材等の数量を把握し、その内容を甲に報告するものとする。

４　乙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

（防疫活動の実施）

第５条　乙は、第３条第１項の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、防疫活動の実施場所に直ちに出動し、甲の指示に従い可能な限り防疫活動を実施するものとする。

２　前項の場合において、乙は防疫活動の実施場所に甲の職員が同行できないときは、甲の承認を得て、要請事項に従い防疫活動を実施するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第６条　乙は、前条の規定により防疫活動を実施したときは、甲に対し防疫活動実績報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（費用負担）

第７条　第３条第１項の要請に基づき乙が実施した労務の提供等に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、その金額は甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払方法）

第８条　甲は第６条の防疫活動実績報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めた場合は、乙の請求により前条第１項に規定する費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第９条　乙は、防疫活動に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（個人情報の保護）

第 10 条　乙は、防疫活動の実施にあたり、常滑市個人情報保護条例第７条第２項の規定により甲から提供を受けた個人情報を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

（連携）

第 11 条　この協定に係る甲の連絡責任者は、災害等発生時の防疫活動の所管課長と乙の連絡責任者は、公益社団法人愛知県ペストコントロール協会知多ブロック長とする。

２　甲及び乙は、災害等の発生時における連絡先や連絡方法について確認するなど、平時から相互の連携に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間を満了する１か月前までに、甲、乙いずれからも協定解約の申し出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して１年間効力を有するものとし、以後についても同様とする。

（その他）

第 13 条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 31 年３月１日

甲　　常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　片　岡　憲　彦

乙　　愛知県名古屋市中村区亀島二丁目１番１号清正公街２階
公益社団法人　愛知県ペストコントロール協会
会　　長　　坂　倉　弘　康

65　津波時における建築物の一時使用に関する協定書（ホテルルートイン常滑駅前）

常滑市（以下、「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下、「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙の運営する施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、常滑市内に津波が来襲し、または来襲するおそれのある場合における一時避難施設として、乙の運営する施設の近隣住民（以下、「近隣住民」という。）が当該施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設の使用）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下、「本件施設」という。）を近隣住民の一時避難施設として甲に使用させるものとする。

なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として客室以外の廊下等の共用部分とする。

施設名称	ホテルルートイン常滑駅前
所 在 地	愛知県常滑市鯉江本町２丁目 73 番地

２　甲は、本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第３条　乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲にその旨通知する。

（一時使用の開始等）

第４条　甲は、常滑市内について津波警報が発表されたとき、津波来襲時で緊急避難が必要であるとき、又は津波警報あるいは注意報が発表されずとも強い地震による揺れ、もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたことにより、津波来襲のおそれがあると甲が判断したときは、本件施設に対し、近隣住民の避難施設として一時使用を要請する。但し、緊急の場合で、甲が要請する時間的余裕がないとき、甲は、近隣住民を直接本件施設に避難させることができる。

（一時使用の終了）

第５条　本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

（1）津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき

（2）甲の使用終了の申出があったとき

（3）乙より退去の要請があったとき

２　近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、すみやかに地域住民の退去を完了させるものとする。

（費用負担）

第６条　この協定に基づく本件施設の使用は無料とする。但し、本件施設の客室、本件施設に付帯するレストラン施設、温浴施設及びその他のサービスの利用については、この限りではない。

（施設、備品の破損時等の対応）

第７条　近隣住民が本件施設を一時避難施設として使用した際、本件施設を滅失、毀損したときは、甲は、その復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第８条　本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

（その他の協力）

第９条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

２　乙は、甲が実施する地域住民の避難誘導訓練に協力する。

（有効期間）

第 10 条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（洪水等への準用）

第 11 条　本協定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合で、近隣住民を避難させなければならないときに準用する。

（協議事項）

第 12 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成 24 年３月 30 日

（甲）　愛知県常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　　片　岡　憲　彦

（乙）　東京都品川区大井一丁目 35 番３号
ルートインジャパン株式会社
代表取締役　　永　山　泰　樹

66　津波時における建築物の一時使用に関する協定書（J-HOTEL りんくう）

常滑市（以下、「甲」という。）と株式会社 住都建設（以下、「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙の運営する施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は常滑市内に津波が来襲し、または来襲するおそれのある場合における一時避難施設として、乙の運営する施設の近隣施設利用者及び従業員（以下、「近隣利用者」という。）が当該施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設の使用）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下、「本件施設」という。）を近隣利用者の一時避難施設として甲に使用させるものとする。なお、本件施設のうち使用可能な部分は、原則として客室以外の廊下等の共用部分とする。

施設名称	J-HOTEL りんくう
所 在 地	愛知県常滑市りんくう町３丁目２番地１

２　甲は、本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第３条　乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる等の変更が生じたときは、甲にその旨を通知する。

（一時使用の開始等）

第４条　甲は、常滑市域沿岸に津波が来襲し、又は津波警報の発令等によって津波の来襲するおそれがあるときにおいて、本件施設に対し、次の各号に掲げることを可能な限り明らかにして、近隣利用者の避難施設としての一時使用を文書により要請する。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話やファクシミリ等により要請、又は要請を経ずに、本件施設に近隣利用者を避難させることができ、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 一時使用の開始を要請する事由

(2) 一時使用を開始した年月日及び時刻

（一時使用の終了）

第５条　本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

(1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき

(2) 甲の使用終了の申出があったとき

(3) 乙より退去の要請があったとき

２　近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、すみやかに地域住民の退去を完了させるものとする。

３　一時使用の終了後、甲は、速やかに一時使用の終了した事由、年月日及び時刻を文書により乙に報告する。

（避難時の事故等に係る責任）

第６条　乙は、本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、その責任を負わない。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

（原状回復義務）

第７条　甲は、一時期間の終了後、地震や津波等の災害により損傷した部分を除き、本件施設を原状に回復しなければならない。

（費用負担）

第８条　この協定に基づく本件施設の使用は無料とする。ただし、本件施設の客室、本件施設に付帯するレストラン施設、温浴施設及びその他のサービスの利用については、この限りではない。

（その他の協力）

第９条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（洪水等への準用）

第 11 条　本協定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、又は発生するおそれのあるときにおいて、近隣利用者を避難させなければならない場合、これを準用する。

（協議事項）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成 24 年９月 21 日

（甲）　愛知県常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　　片　岡　憲　彦

（乙）　名古屋市中区大須１丁目７番５号
株式会社 住都建設
代表取締役　　坂　田　　勇

67　津波時における建築物の一時使用に関する協定書（ボナール大野）

常滑市（以下、「甲」という。）とボナール大野マンション管理組合（以下、「乙」という。）は、常滑市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙の運営する施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は常滑市内に津波が来襲し、又は来襲するおそれのある場合における一時避難施設として、次条に揚げる乙の運営する施設の近隣住民（以下、「近隣住民」という。）が当該施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設の使用）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下、「本件施設」という。）を近隣住民の一時避難施設として甲に使用させるものとする。なお、本件施設のうち使用可能な部分は、原則として施錠等がされておらず立ち入り可能な廊下等の共用部分とする。

施設名称	ボナール大野
所 在 地	愛知県常滑市大野町二丁目 122 番地１

２　甲は、本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第３条　乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる変更が生じたときは、速やかに甲にその旨を通知する。

（一時使用の開始等）

第４条　甲は、常滑市域沿岸に津波が来襲し、又は津波警報の発令等によって津波の来襲するおそれがあるときにおいて、乙に対し、次の各号に掲げることを可能な限り明らかにして、近隣住民の避難施設としての一時使用を文書により要請する。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話やファクシミリ等により要請、又は要請を経ずに、本件施設に近隣住民を避難させることができ、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 一時使用の開始を要請する事由

(2) 一時使用を開始した年月日及び時刻

（一時使用の終了）

第５条　本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

(1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき

(2) 甲の使用終了の申出があったとき

(3) 乙より退去の要請があったとき

２　近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、速やかに地域住民の退去を完了させるものとする。

３　一時使用の終了後、甲は、速やかに一時使用の終了した事由、年月日及び時刻を文書により乙に報告する。

（避難時の事故等に係る責任）

第６条　乙は、本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、その責任を負わない。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

（原状回復義務）

第７条　甲は、本件施設を一時避難場所そして使用した後、地震や津波等の災害により損傷した部分を除き、本件施設を原状に回復しなければならない。

（費用負担）

第８条　この協定に基づく本件施設の使用は無料とする。

（津波時における一時避難施設の標示）

第９条　甲が行う本件施設の津波時における一時避難施設の標示については、常滑市地域防災計画及び本件施設に標示することとし、その他の不特定多数が閲覧可能な資料については、甲乙は協議して標示の可否を決めるものとする。

２　乙は、近隣住民が行う本件施設の津波避難ビルの標示について是正する必要があると認めた場合、甲に対して近隣住民に対しての是正の要請を代理することを要請することができる。

（その他の協力）

第 10 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

２　本件施設の津波時における一時避難施設として乙が必要とする事案が発生した場合は、甲はできる限りその事案への対応に協力しなければならない。

（有効期間）

第 11 条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（洪水等への準用）

第 12 条　本協定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、又は発生するおそれのあるときにおいて、近隣住民を避難させなければならない場合、これを準用する。

（協議事項）

第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成 25 年７月 24 日

（甲）　愛知県常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　　片　岡　憲　彦

（乙）　常滑市大野町二丁目 122 番地１
ボナール大野マンション管理組合
代 表 者　　緒　方　昇　徳

68　津波時における建築物の一時使用に関する協定書（あいち知多農業協同組合）

常滑市（以下「甲」という。）とあいち知多農業協同組合（以下「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙の運営する施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は常滑市内に津波が発生し、または発生するおそれのある場合における一時避難施設として、乙の運営する施設の近隣住民及び来訪者（以下「近隣住民等」という。）が当該施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設の使用）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を近隣住民等の一時避難施設として甲に使用させるものとする。なお、本件施設のうち使用可能な部分は、原則として外階段から屋上部分とする。

施設名称	あいち知多農業協同組合　本町出張所
所 在 地	常滑市本町１丁目５１番地
構 造 等	ＲＣ造、２階建
避難場所	屋上

２　甲は、本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第３条　乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる等の変更が生じたときは、甲にその旨を通知する。

（一時使用の開始等）

第４条　甲は、常滑市内に津波が発生し、又は津波警報の発表等によって津波の来襲するおそれがあるときにおいて、本件施設に対し、次の各号に掲げることを可能な限り明らかにして、近隣住民等の避難施設としての一時使用を文書または口頭で通知する。ただし、緊急を要する場合は、要請を経ずに、本件施設に近隣住民等を避難させることができ、後に速やかに通知するものとする。

(1) 一時使用の開始を要請する事由

(2) 一時使用を開始した年月日及び時刻

（一時使用の終了）

第５条　本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

(1) 津波警報等が解除されたとき又は津波のおそれがなくなったとき

(2) 甲から使用終了の申出があったとき

(3) 乙より退去の要請があったとき

２　近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、速やかに地域住民の退去を完了させるものとする。

３　一時使用の終了後、甲は、速やかに一時使用の終了した事由、年月日及び時刻を文書により乙に報告する。

（避難時の事故等に係る責任）

第６条　乙は、本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、その責任を負わない。

（原状回復義務）

第７条　甲は、一時期間の終了後、地震や津波等の災害により損傷した部分を除き、本件施設を原状に回復しなければならない。

（費用負担）

第８条　この協定に基づく使用範囲の使用料は無料とする。

（その他の協力）

第９条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

２　乙は、甲が実施する地域住民の避難誘導訓練に協力する。

（有効期間）

第 10 条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（洪水等への準用）

第 11 条　本協定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、又は発生するおそれのあるときにおいて、近隣住民を避難させなければならない場合、これを準用するものとする。

（協議事項）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成 29 年７月 26 日

（甲）　常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　片　岡　憲　彦

（乙）　常滑市多屋字茨廻間１丁目１１１番地
あいち知多農業協同組合
代表理事組合長　前　田　　隆

69　津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書(イオンモール株式会社)

常滑市（以下「甲」という）とイオンモール株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり津波発生時における地域住民等の緊急一時避難施設（以下「津波避難ビル」という）としての使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の区域内で大規模地震に伴う津波が発生した場合において、乙の所有または管理する施設を地域住民等の緊急避難施設として甲が一時使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　乙は、甲の要請に基づき、次の施設（以下「本件施設」という）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとする。

(1)　所 在 地　　愛知県常滑市りんくう町２丁目 20 番３

(2)　施設名称　　イオンモール常滑

(3)　構 造 等　　鉄骨造、２階建

（使用範囲）

第３条　甲は、次に掲げる範囲を一時使用できるものとする。

(1)　避難場所　　屋上駐車場（31398.7 ㎡）

(2)　避難経路　　駐車場スロープ

(3)　入　　口　　駐車場入り口

（連絡責任）

第４条　この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

(1)　甲：常滑市総務部安全協働課長

(2)　乙：イオンモール株式会社イオンモール常滑ゼネラルマネージャー

２　甲及び乙は、緊急の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（使用範囲の変更又は解除）

第５条　乙は、本件施設の増改築・閉鎖等により第３条の内容を変更する必要が生じた場合又は津波避難ビルとしての使用が困難となるときは、甲に対する申し入れにより、使用範囲の変更又は当該施設の津波避難ビル指定を解除できるものとし、甲は理由のいかんにかかわらず承認するものとする。

（使用期間）

第６条　本件施設の使用期間は、大規模地震に伴い大津波警報又は津波警報が発令され、甲の区域内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから、当該大津波警報又は津波警報の解除により当該避難勧告又 は避難指示が終了するときまでとする。

（避難誘導及び退去誘導）

第７条　甲は、本件施設に職員等を派遣し、一時避難した地域住民等の対応にあたる。

２　甲は、避難場所の収容面積確保のため、地域住民等に対し本件施設への自動車の進入を禁止する。

３　甲は、津波警報が解除され、避難勧告又は避難指示が解除されたときは、甲の責任において速やかに避難住民等を本件施設外に誘導し、退去させるものとする。

４　甲は、前条の使用期間終了後については、他の避難場所を用意するなどして、地域住民等の安全と円滑な退去誘導を実現するものとする。

（費用負担）

第８条　本件施設内の使用範囲の使用料は無料とする。

（施設破損時の対応）

第９条　本件施設が津波避難ビルとして使用された場合において、地域住民等の一時的な避難に伴い本件施設の破損が生じた場合は甲が修復に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第 10 条　乙は、本件施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとし、甲が責任を持って解決する。

（避難方法の周知徹底）

第 11 条　甲は、日常より地域住民等に対し、津波避難の際に自動車を使用しないことを周知徹底するものとする。

（津波避難ビルの表示等）

第 12 条　甲は原則として本件施設について津波避難ビルの表示を行うとともにホームページ等で地域住民へ周知するものとする。また、甲は第５条の指定解除の場合についても表示の撤去及びホームページ等で地域住民に周知するものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定の有効期間は平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までとする。ただし、有効期限満了の日の前１箇月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了の日の翌日から更に１年間更新するものとし、以後同様とする。

（疑義等の決定）

第 14 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については必要に応じ甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成 27 年 11 月 1 日

甲　　愛知県常滑市新開町四丁目１番地
　　常滑市
　　常滑市長　　片　岡　憲　彦

乙　　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
　　イオンモール株式会社
　　代表取締役社長　　吉　田　昭　夫

70　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

常滑市（以下「甲」という。）と（福祉避難所一覧に記載する協定締結事業所）（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が介護保険施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活に特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所設置及び運営につい て、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送るために必要な事項を定めることを目的とする。

（管理運営）

第２条　乙は、福祉避難所の管理運営にあっては、次に掲げる業務に努めるものとする。

(1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援

(2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（管理運営の期間）

第３条　この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第４条　福祉避難所の管理運営に要した食費及び人件費等の費用について、法令等その他定めがあるものを除くほか、甲の負担とする。この場合においては、甲乙協議の上、甲は、適正な方法により算出した金額を乙に対し、支払うものとする。

（協力体制）

第５条　乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に可能な限り応えるものとする。

（要援護者等の受入れ等）

第６条　甲は、常滑市地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を乙に紹介し、乙はこれを施設の運営に支障を来さない範囲で、受け入れるものとする。

（個人情報の保護）

第７条　甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の個人の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第８条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（協定の解除）

第９条　甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協定締結期間）

第 10 条　この協定の締結期間は協定締結後１年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、自動更新されるものとする。

（疑義の解決）

第 11 条　この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成 21 年３月 31 日

甲　　常滑市新開町４丁目１番地
常滑市
常滑市長　　片　岡　憲　彦

乙　（福祉避難所一覧に記載する協定締結事業所）

71　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社名古屋支店）

常滑市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条本覚　書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第３条　甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

２　乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（常滑市）」（別紙１）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙２）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話　定期試験仕様書」（別紙３）に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。

利用方法として、接続は常滑市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続

はしないこととする。

（故障発見時の扱い）

第８条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の利用開始）

第９条　特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

（特設公衆電話の利用）

第１０条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用終了）

第１１条　特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第１２条　乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第１３条　甲は、第７条に規定する定期試験並びに第９条及び第１０条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（表明保証）

第１４条　甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1)　甲又は乙の役員等が、暴力団（ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（ 平成３年法律第 ７７号）第２条第２号)、暴力団員（ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第２条第６号)、暴力団員でなくなった時から５年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（ 以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。

(2)　甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3)　甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させてい

ると認められること。

(4)　甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5)　本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2　甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。

(1)　前項に違反したとき。

(2)　自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。

① 相手方に対する暴力的な要求行為。

② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

⑤ その他前各号に準ずる行為。

3　甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、 これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第１５条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第１６条　本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその１通を保有する。

平成 30 年２月 16 日

甲　愛知県常滑市新開町４丁目１番地
愛知県常滑市
常滑市長
片岡　憲彦

乙　愛知県名古屋市中区大須４丁目９番６０号
西日本電信電話株式会社　名古屋支店
取締役名古屋支店長
山本　尚樹

特設公衆電話設置一覧（常滑市）

平成 30 年２月 16 日

No.	施設名	設置場所※１	住所	設置回線数
1	三和小学校	体育館	久米字諏訪山 183	1
2	青海中学校	体育館	金山字南平井 13-1	1
3	常滑市体育館	建物入口付近 (既設公衆電話位置)	金山字下砂原 78-1	3
4	青海公民館	建物裏口付近	大塚町 177	1
5	大野小学校	体育館	大野町 10-70	1
6	鬼崎北小学校	体育館	住吉町 2-56	1
7	とこなめ市民交流センター	交流スペース奥 (既設公衆電話位置)	神明町 3-35	1
8	鬼崎中学校	体育館	港町 3-1	1
9	鬼崎南小学校	体育館	明和町 2-47	1
10	ボートレースとこなめ	２Ｆ柱 203、３Ｆ柱 303 付近 (既設公衆電話位置)	新開町 4-111	2
11	常滑西小学校	体育館 (２Ｆ廊下)	本町 3-136	1
12	常滑東小学校	体育館	瀬木町 4-100	1
13	常滑中学校	体育館	字二ノ田 16-14	2
14	西浦北小学校	体育館 (入口廊下側付近)	井戸田町 3-177	1
15	西浦南小学校	体育館	古場字栗下前 5	1
16	南陵中学校	体育館	苅屋町 5-50	1
17	南陵公民館	建物入口奥 (既設公衆電話位置)	苅屋字加茂 151	1
18	小鈴谷小学校	体育館	大谷字井戸尻 2-2	1

※ 1：設置場所とは、特設公衆電話機を接続する電話線モジュラージャックの設置場所をいう。電話端子盤内、ＭＤＦ（EPS）内にケーブルがまとめて収容されている場合は、所定の位置まで延長し、電話機を接続して使用する。

特記事項：設置回線については、回線設置時において設置場所の状況変化や設置場所変更等があった場合には、回線数の変更若しくは設置できない場合があります。

72　災害時における宿泊施設の設置協力に関する協定書（株式会社デベロップ）

常滑市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時における宿泊施設の設置協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、常滑市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う宿泊施設の設置を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において避難者及び関係自治体からの応援職員等甲が必要と認めた者（以下「避難者等」という。）のために宿泊施設の設置を必要とするときは、乙に対して乙が所有又は管理する施設であるＨＯＴＥＬ　Ｒ９　Ｔｈｅ　Ｙａｒｄ　常滑、又は当該施設の近隣に存する同種、同品質の施設（以下「乙施設」という。）及びコンテナモジュール（以下「移動式宿泊施設」という。）の利用について協力を要請することができる。

（要請内容）

第３条　甲は、災害時において、乙に対して次に掲げることについて協力を要請するものとする。

(1) 甲の指定する避難所において避難者の数が収容員数を超過し、甲が新たな避難所の確保を必要とする場合、乙施設を避難所として利用すること。

(2) 甲が関係自治体から応援職員の派遣を受け入れる場合、乙施設を応援職員の宿泊施設として利用すること。

(3) 甲以外の地域の災害救助のため、甲が関係自治体から応援職員の派遣を要請された場合、移動式宿泊施設を甲が派遣する応援職員の宿泊施設として利用すること。

(4) その他甲が乙に対して乙施設及び移動式宿泊施設の利用について必要と認めること。

（要請手続）

第４条　甲は、乙に対して前条第１号及び第２号に規定する乙施設の利用を要請する場合は、避難者等受入要請書（様式第１号）を、同条第３号に規定する移動式宿泊施設の利用を要請する場合は、移動式宿泊施設利用要請書（様式第２号）をそれぞれ提出するものとする。

２　甲は、緊急を要する場合には、乙に対し口頭により前条に規定する協力の要請を行うことができる。この場合において、甲は後日速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

３　乙は、特段の理由がない限り、前２項に規定する甲からの要請を受け入れるものとする。

（避難所の運営）

第５条　乙施設を避難所として設置した場合、避難所の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

２　避難所の設置運営期間は、災害発生時から避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときは、この限りでない。

３　甲は、応急仮設住宅の供給が可能となった場合には、乙施設の避難所としての利用を早期に解消できるよう努めるものとする。

（受入れ状況の報告）

第６条　乙は、避難者の受入れを行った場合は、その受入れ状況を避難者等受入報告書（様式第３号）により甲に報告するものとする。

２　乙は、受入れを行った避難者に異動が生じた場合は、避難者等異動報告書（様式第４号）に

より速やかに甲に報告するものとする。

（移動式宿泊施設の受領及び返却）

第７条　移動式宿泊施設の受領は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設を確認した上で行うものとする。この場合、乙は甲に対して、移動式宿泊施設供給確認書（様式第５号）を提出するものとする。

２　甲は、移動式宿泊施設の利用が終了したときは、乙の確認を受けた上で、速やかに返還するものとする。

（支払）

第８条　甲は、乙施設及び移動式宿泊施設の利用に要した費用（以下「代金等」という。）について、乙からの請求に基づき、遅滞なく支払を行うものとする。

２　甲が支払うべき代金等は、乙施設及び移動式宿泊施設の利用期間経過後、乙の提出する避難者等受入報告書等に基づき、甲、乙協議の上、災害等発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（破損等の対応）

第９条　災害時の利用における乙施設及び移動式宿泊施設の破損、汚損等については、甲乙協議の上、復旧費用及びその負担者を決定するものとする。

（個人情報の保護）

第 10 条　乙は、避難所設置運営の協力に当たり知り得た避難者等の個人情報を漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第 11 条　甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を連絡責任者届により相手方に報告するものとし、変更があった場合は速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、締結の日から３年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前１か月までの間に甲乙いずれか何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（疑義の解決）

第 13 条　この協定に定める事項その他必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年２月 17 日

（甲）愛知県常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
常滑市長　伊　藤　辰　矢

（乙）千葉県市川市市川一丁目４番 10 号市川ビル８階
株式会社デベロップ
代表取締役　岡　村　健　史

73　地方創生並びに地域防災力の向上に関する包括連携協定書〔三者協定版〕（株式会社一条工務店、一般社団法人日本モバイル建築協会）

（目 的）

第１条　愛知県常滑市（以下「甲」という。）と株式会社一条工務店（以下「乙」という。）、一般社団法人日本モバイル建築協会（以下「丙」という。）は、甲の地方創生並びに防災力の向上に資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第２条　甲、乙、丙は前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について、相互に連携し協力する。

(1) 地方創生に関すること
(2) 地域防災に関すること
(3) モバイル建築を利用した応急住宅の社会的備蓄に関すること
(4) 災害対応及び被災者生活支援に関すること
(5) その他、甲、乙、丙が必要と認めること

（守秘義務）

第３条　甲、乙、丙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者開示、漏洩してはならない。

（有効期間及び更新）

第４条　本協定は、協定締結の日から発行するものとし、有効期間は令和 5 年 3 月末日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲、乙、丙のいずれかからもこの協定を解除又は改訂する意思表示がないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

（協 議）

第５条　甲、乙、丙は、第２条各号に定める事項を効果的に推進するため、連携・協力の具体的な内容、方法等については定期的に協議する。

２　本協定に定めのない事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙、丙が署名又は記名押印の上、各自その 1 通を保管するものとする。

令和４年１２月２０日

甲　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５
愛知県常滑市

常滑市長　伊藤　辰矢

乙　東京都江東区木場五丁目 10 番 10 号
株式会社一条工務店

代表取締役　岩田　直樹

丙　東京都千代田区内神田二丁目１２番１号
一般社団法人日本モバイル建築協会

代表理事　長坂　俊成

74　モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定書（一般社団法人日本モバイル建築協会）

（趣 旨）

第１条　本協定は、モバイル建築を活用した災害時における避難所及び応急仮設住宅等（以下「モバイル建築」という。）の建設に関して、愛知県常滑市（以下「甲」という。）が一般社団法人日本モバイル建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第２条　本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) モバイル建築：完成した建築物を解体せずに容易に基礎から分離し、ユニット単位でクレーン等を用いて吊り下げトラック等に積載し目的の場所に輸送し、迅速に移築することを繰り返し行うことができる構造を有する建築物の総称をいう。

(2) 災害時における避難所及び応急仮設住宅等：災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する避難所、応急仮設住宅及びその他甲の災害対策に必要な仮設建築物をいう。

（要請の手続）

第３条　モバイル建築の建設を進めるにあたり、甲は乙に協力の要請を行うものとする。

２　甲は、前項のモバイル建築の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協 力）

第４条　乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者（以下「丙」という。）をあっせんするとともに、その他住宅等の確保に必要な業務につき甲に協力するものとする。

（住宅等の建設）

第５条　乙のあっせんを受けた丙は、甲の要請に基づきモバイル建築の建設を行うものとする。

２　丙は、前項のモバイル建築の建設に当たって、暴力団排除条例及び同条例に基づく規則を遵守するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第６条　丙が前条のモバイル建築の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲は、丙のモバイル建築の建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　本協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県常滑市建設部都市計画課、乙においては一般社団法人日本モバイル建築協会危機管理センターとする。

２　甲は本協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の調整の下で丙との連絡体制をとるものとする。

（報 告）

第８条　乙は、モバイル建築による住宅等の建設について協力できる建設能力等の状況について毎年１回甲に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第９条　乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（有効期間及び更新）

第１０条　本協定は、協定締結の日から発行するものとし、有効期間は令和 5 年 3 月末日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかからもこの協定を解除又は改訂する意思表示がないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以下同様とする。

（協 議）

第１１条　本協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（適 用）

第１２条　本協定は、令和４年１２月２０日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保管する。

令和４年１２月２０日

甲　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５
愛知県常滑市
常滑市長　伊藤　辰矢

乙　東京都千代田区内神田二丁目１２番１号
一般社団法人日本モバイル建築協会
代表理事　長坂　俊成

75　自動車専用道路県道半田南知多公園線における消防相互応援協定(知多中部広域事務組合、知多南部消防組合)

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第２項の規定に基づき、常滑市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合（以下「協定市組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市組合の区間内の自動車専用道路県道半田南知多公園線（以下「南知多道路」という。）において火災等の災害又は救急業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市組合相互間の消防力を活用して災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（派遣）

第２条　協定市組合の長は、南知多道路における災害等の処理のため災害発生地の協定市組合の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

２　南知多道路のインターチェンジの所在する協定市組合の消防機関が、南知多道路における災害等の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

（指揮）

第３条　前条の規定により応援のため出勤した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動する。

（災害状況の報告）

第４条　災害等に係る必要な調査について、災害等発生地の消防長が必要と認めるときは、第２条の規定により出勤した消防隊等の属する協定市組合の消防機関に対し災害等の状況について報告を求めることができる。

（経費）

第５条　応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1) 応援に係る消防機械器具（救急車及び救急器具を含む。以下同じ。）の故障等の修理費、燃料費、消防隊員又は救急隊員（以下「消防隊員等」という。）の手当てその他の通常経費は、応援をする側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

(2) 応援のための出勤による消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費その他これらに類する経費の負担については、その都度関係協定市組合の長が協議して定める。

（委任）

第６条　この協定の実施について必要な事項は、協定市組合の消防長が協議して定める。

（疑義）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市組合が協議して定める。

附　則

この協定は、平成 11 年 11 月 24 日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本協定書３通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成 11 年 11 月 24 日

常滑市
代表者　常滑市長

知多中部広域事務組合
代表者　知多中部広域事務組合管理者　半田市長

知多南部消防組合
代表者　知多南部消防組合管理者　南知多町長

76　都市ガス災害対策に関する業務協約（東邦瓦斯株式会社）

常滑市消防本部管内における都市ガスの漏えいに起因する火災及び爆発等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限度に防止するため、常滑市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）は、次のとおり協約する。

（対象物）

第１条　この協約に基づき消防本部及び東邦ガスが対象とする施設は、次に掲げるものとする。

（別表）

(1)　消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 21 条の２によりガス漏れ火災警報設備の設置を必要とする防火対象物

(2)　その他必要と認める防火対象物

（災害防止活動）

第２条　災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

(1)　消防本部及び東邦ガスは、災害の防止上必要な情報交換又は所要事項を協議するため、連絡会議を開催するものとする。

(2)　東邦ガスは、前条に掲げる対象物の定期点検を実施する場合、あらかじめ消防本部に実施計画を連絡するとともに、消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする。

(3)　消防本部及び東邦ガスは、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に交換するものとする。

(4)　消防本部及び東邦ガスは、それぞれの職員及び防火対象物関係者に対して、災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

（災害防御活動）

第３条　災害を防御するための実施事項は、次のとおりとする。

(1)　消防本部及び東邦ガスは、災害の発生又は発生のおそれのある事態を覚知したときは、相互に速やかな連絡通報を行うものとする。

(2)　東邦ガスは、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、あらかじめその計画を消防本部に通知しておくものとする。

(3)　災害現場におけるガスの遮断は、東邦ガスが実施するものとする。ただし、消防本部が東邦ガスに先行して災害現場へ到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、消防本部がガスの遮断措置を実施することができるものとする。

(4)　消防本部又は東邦ガスが前号の規定に基づいてガスの遮断措置を実施した場合は、相互に速やかに連絡するものとする。

(5)　ガスの遮断措置後における復旧作業は、東邦ガスが実施するものとする。

(6)　東邦ガスは、消防本部が設置する現場指揮本部と緊密な連携を保つとともに、関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

（協議）

第４条　この協約の運用に係る細目的事項については、必要の都度、消防本部消防長及び東邦ガス供給管理部長の両者が協議して定めるものとする。

（雑則）

第５条　この協約に定めた事項についても関係法令等の改正によって不必要となる部分にあっては、法令改正の時点をもって効力を失う。

2　消防本部及び東邦ガス相互間で締結した昭和 57 年４月１日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約」および昭和 57 年４月１日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項」は、本協約の締結日をもって効力を失う。

この協約成立の証として本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成 13 年４月１日

常滑市消防本部　　消防長

東邦瓦斯株式会社　　取締役供給管理部長

別表１

名　　称	所　　在　　地	備　　考
常 滑 市 民 病 院	常滑市鯉江本町４丁目５番地	
常　滑　競　艇　場	常滑市新開町４丁目 111 番地	

77　常滑市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項（東邦瓦斯株式会社）

常滑市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）との都市ガス災害対策に関する業務協約（以下「協約」という。）第４条の規定に基づく協議の結果、次のとおり合意する。

１　協約第２条（3）に定める災害の防止及び消防活動上必要と認める資料とは、次に掲げる事項が把握できるものをいう。

（1）　消防本部及び東邦ガスの災害出動要領

（2）　協約第１条に規定する防火対象物のガス導管の敷設状況並びに遮断装置の設置位置及び操作要領

（3）　東邦ガスと防火対象物関係者間におけるガスの遮断についての申合せに関する状況

２　協約第３条⑵ただし書の規定に基づき、消防本部がガスの遮断措置を実施する場合に備え、東邦ガスは遮断操作に必要な機材を消防本部に供与する。

以上、本合意の証として本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成 13 年４月１日

常滑市消防本部　　消防長
東邦瓦斯株式会社　　取締役供給管理部長

78　愛知県内広域消防相互応援協定（県内消防本部、消防一部事務組合）

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を　定めることを目的とする。

（協定市町等）

第２条　この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

(1)　大規模な地震、風水害等の自然災害

(2)　林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災

(3)　航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故

(4)　その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第２条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」　という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

２　前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

(1)　災害の発生日時、場所及び状況

(2)　必要とする人員、車両及び資機材等

(3)　集結場所及び連絡担当者

(4)　その他必要事項

（応援隊の派遣）

第５条　応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

２　応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1)　機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2)　機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の

重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

２　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

（情報提供等）

第８条　協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

（協定市町等の変更に伴う取扱い）

第 10 条　市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

（疑義の協議）

第 11 条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成 15 年４月１日から施行する。

平成２年３月 12 日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成 15 年３月 31 日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書 41 通を作成し、各自１通を保管する。

平成 15 年４月１日

名古屋市長
豊橋市長
岡崎市長
一宮市長
瀬戸市長
知多中部広域事務組合管理者　半田市長
春日井市長
豊川市長
津島市長
豊田市長
西尾市長
蒲郡市長
犬山市長
常滑市長
江南市長
尾西市長
小牧市長
稲沢中島広域事務組合管理者
新城市長
東海市長
大府市長
知多市長
知立市長
尾張旭市長
岩倉市長
豊明市長
長久手町長
木曽川町長
蟹江町長
幸田町長
田原町長
渥美町長
衣浦東部広域連合長
西春日井広域事務組合管理者
海部東部消防組合管理者
尾三消防組合管理者
海部南部消防組合管理者
海部西部広域事務組合管理者
丹羽広域事組合管理者
幡豆郡消防組合管理者
知多南部消防組合管理者
あすけ地域消防組合管理者

別記様式

文　書　番　号
平成　　年　月　日

殿

要 請 者
市長等名
職・氏名　　印

応　援　要　請　書

愛知県内広域消防相互応援協定第４条の規定により応援を次のとおり要請します。

要　請　日　時	
災　害　の　種　別	
災　害　発　生　日　時	
災　害　発　生　場　所	
災　害　の　状　況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
集　結　場　所	
連絡担当者の氏名	
その他必要な事項	

79　中部国際空港及び空港周辺における消火救難活動に関する協定（中部国際空港株式会社）

常滑市長（以下「甲」という。）と中部国際空港株式会社社長（以下「乙」という。）は、中部国際空港（以下「空港」という。）及び空港周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、空港及び空港周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの火災発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分及び消火救難活動）

第２条　空港及び空港周辺の区域を別図１及び別図２のとおり第１種区域、第２種区域及び第３種区域に区分し、次の各号により消火救難活動を行うものとする。

(1)　第種区域において緊急事態が発生した場合は、消火救難活動は乙が第１次的にあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

(2)　第２種区域において緊急事態が発生した場合は、消火救難活動は甲が第１次的にあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

(3)　第３種区域において航空機に関する火災が発生した場合は、乙は必要に応じて出動するものとする。

（消火救難活動の指揮）

第３条　第１種区域内における消火救難活動の指揮は、原則として乙が行うものとする。ただし、甲が現場に指揮本部を設けたときは、甲が行うものとする。

２　第２種区域及び第３種区域のおける消火救難活動の指揮は、甲が行うものとする。

（通報）

第４条　空港及び空港周辺における緊急事態発生時の通報は、次の各号により速やかに通報するものとする。

(1)　第１種区域において緊急事態が発生した場合は、乙が甲に通報するものとする。

(2)　第２種区域において緊急事態が発生した場合は、最初に覚知した側が相手側に通報するものとする。

(3)　第３種区域において航空機に関する火災が発生した場合は、甲が乙に通報するものとする。

２　前項の通報は、次の事項について電話、その他迅速な連絡方法により行うものとする。

(1)　緊急事態の種類

(2)　航空機の機種及び搭乗人員

(3)　緊急事態発生の場所及び時刻

(4)　消防隊等の到着すべき場所

(5)　その他必要な事項

３　通報に応じて出動した甲又は乙は、現場に到着したときは、速やかに相手側にその旨を連絡するものとする。

４　甲又は乙が単独で緊急事態に出動したときは、速やかにそのてん末を相手側に通報するものとする。

（費用の負担）

第５条　甲及び乙は、消火救難活動のために要する費用の負担については、それぞれの負担とする。

２　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ、決定するものとする。

（火災事故等の調査協力）

第６条　甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場におけるこん跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（計画の立案及び訓練）

第７条　甲及び乙は、緊急事態における消火救難活動に関する計画の立案に際しては、相互の連絡を密にするとともに、訓練を定期的に実施するものとする。

（資料の交換）

第８条　甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（施設等の調査）

第９条　甲及び乙は、円滑な消火救難活動を行うため、第１種区域及び第２種区域内の水利、誘導路、エプロン、その他消火活動上必要な施設等の状況について、随時合同で調査を行うものとする。

（通知）

第 10 条　乙は、空港管理規程及びこの協定の運用に関する規程等が改正されたときは、甲に通知するものとする。

２　乙は、第１種区域及び第２種区域のうち乙の管理する用地において、工事等を行う場合は、あらかじめ甲に通知するものとする。

（実施細目）

第 11 条　この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、常滑市消防長及び中部国際空港株式会社施設部運用管理室長が協議して定めるものとする。

（疑義の協議）

第 12 条　甲及び乙は、この協定について疑義を生じたときは、その都度協議の上定めるものとする

附　則

１　この協定は、平成 16 年６月１日から施行する。

２　この協定を証するため、正本２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成 16 年６月１日

甲　　常　滑　市　長　　石　橋　誠　晃

乙　　中部国際空港株式会社
　　代表取締役社長　　平　野　幸　久

80　中部国際空港消防相互応援協定（名古屋市、東海市、大府市、知多市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合）

名古屋市、東海市、大府市、知多市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合及び常滑市（以下「協定市組合」という。）は、協定市組合の管内（以下「協定管内」という。）における航空機災害の消火救難活動に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、空港及び空港周辺における航空機に関する災害又は災害発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、相互に緊密な協力のもとに消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（応援要請）

第２条　この協定に基づく応援要請は、緊急事態が発生した協定市組合（以下「要請市組合」という。）の消防長が、自己の消防力によっては消火救難活動が著しく困難であると認める場合に、他の協定市組合（以下「応援市組合」という。）の消防長に対し応援を求めることができるものとする。

２　前項の規定により応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話その他の迅速な連絡方法により行い、事後において速やかに文書で提出するものとする。

(1)　緊急事態の発生日時及び場所
(2)　緊急事態の種類及び被害の状況
(3)　航空機の機種及び搭乗人員
(4)　応援を要する人員、車両、資器材等の種別及び数量
(5)　応援隊の到着すべき場所
(6)　その他必要な事項

（応援及びその種類）

第３条　応援市組合の消防長は、前条の規定により応援要請があったときは、業務に重大な支障のない限り応援を行うものとする。

２　前項の応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　火災防ぎょのための消防隊の派遣
(2)　救助隊及び救急隊の派遣
(3)　その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第４条　応援隊の指揮は、要請市組合の現場指揮本部長が執るものとする。

２　現場指揮本部長は、応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし、いとまのないときは、直接隊員に命令することができる。

（費用の負担）

第５条　応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1)　機械器具の小破損に伴う修理費、応援のために要した経常的な経費については、応援市組合の負担とする。
(2)　要請市組合の指揮下における活動中に発生した機械器具の大破損に伴う修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補償費及び賠償費、職員の公務災害補償費、消防賞じゅつ金その他これらに類する経費の負担については、その都度関係市組合が協議して定めるものと

する。

２　経費負担について疑義を生じたときは、その都度双方協議の上決定するものとする。

（計画の立案及び訓練）

第６条　協定市組合は、緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、訓練を実施するものとする。

（資料の交換）

第７条　協定市組合は、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（実施細目）

第８条　この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、協定市組合が協議して定めるものとする。

（疑義の協議）

第９条　この協定について疑義を生じたときは、その都度協定市組合が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成 25 年７月１日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書７通を作成し、それぞれが記名押印の上、各１通を保有する。

平成 25 年６月 27 日

名古屋市
代表者 名古屋市長　河　村　た　か　し

東海市
代表者 東海市長　鈴　木　淳　雄

大府市
代表者 大府市長　久　野　孝　保

知多市
代表者 知多市長　加　藤　　功

知多中部広域事務組合
代表者 知多中部広域事務組合管理者
半田市長　　榊　原　純　夫

知多南部消防組合
代表者 知多南部消防組合管理者
美浜町長　　山　下　治　夫

常滑市
代表者 常滑市長　　片　岡　憲　彦

81　自動車専用道路知多横断道路における消防応援協定書（知多中部広域事務組合）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第２項の規定に基づき、常滑市及び知多中部広域事務組合
（以下「協定市組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市組合の区間内の自動車専用道路知多横断道路（以下「知多横断道路」という。）において火災等の災害又は救急業務を必要とする事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市組合相互間の消防力を活用して災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（派遣）

第２条　協定市組合の長は、知多横断道路における災害等の処理のため災害発生地の協定市組合の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊、救助隊又は救急隊（以下消防隊等という。）の派遣を行うものとする。

２　協定市組合の消防機関が、知多横断道路における災害等の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

（指揮）

第３条　前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害等発生地の現場指揮本部長の指揮の下に行動する。

（災害状況の報告）

第４条　災害等に係る必要な調査について、災害等発生地の消防長が必要と認めるときは、第２条の規定により出動した消防隊等の属する協定市組合の消防機関に対し災害等の状況について報告を求めることができる。

（経費）

第５条　応援に要した経費の負担については、次の区分によるものとする。

(1)　応援に係る消防機械器具（救急車及び救急器具を含む。以下同じ）の故障等の修理費、燃料費、消防隊員等の手当てその他の通常経費は、応援をする側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

(2)　応援のための出動による消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補償費及び賠償費、消防隊員等の公務災害補償費及び消防賞じゅつ金、その他これらに類する経費の負担については、その都度協定市組合が協議して定めるものとする。

（委任）

第６条　この協定の実施について必要な事項は、協定市組合の消防長が協議して定める。

（疑義）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市組合が協議して定める。

この協定は、平成 17 年１月 30 日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保管する。

平成 16 年 9 月 30 日

常滑市　市長　　石　橋　誠　晃

知多中部広域事務組合
管理者　半田市長　　榊　原　伊　三

82 知多地域消防相互応援協定書（知多半島内市町、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合及び知多南部消防組合（以下「協定市町等」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市町等の区域において消防業務、救急業務又は救助業務を必要とする災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市町等が相互に応援協力して、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の種別）

第２条　前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

(1)　普通応援

(2)　特別応援

２　普通応援とは、協定市町等の区域内において当該市町等の近隣地域に災害等が発生したと認めた場合に、自動的に出動する応援をいう。

３　特別応援とは、災害等発生地の市町等の長からの応援要請に基づいて出動する応援をいう。

（応援の要請）

第３条　協定市町等の長は、災害等が発生し応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして協定市町等の長に要請するものとする。

なお、応援の要請をした場合には、後日すみやかに要請に係る事項を記載した文書を、応援した市町等の長に提出するものとする。

(1)　災害等発生場所及び応援場所

(2)　災害等の状況

(3)　応援要請人員、機械器具、資材等の数量

(4)　その他必要事項

（応援消防力の範囲）

第４条　前条の要請により派遣する消防力は、応援市町等において支障の生じない範囲内で行うものとする。

（応援隊の指揮）

第５条　応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

（報告）

第６条　応援隊の長は、現場に到着したときはその旨を、現場を引き揚げるときはその行った応援活動等の状況を、現場最高指揮者に報告しなければならない。

（経費の負担）

第７条　応援隊の派遣に伴う経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1)　応援出動に要する経費は、応援を受けた市町等の負担とする。

ただし、消防機械器具（救急及び救助機械器具を含む。以下同じ。）の故障の修理費、燃料費、消防職団員の手当等の通常経費は、応援隊の所属する市町等の負担とする。

(2)　応援出動に伴う消防機械器具の重大な破損による修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補償費又は賠償費、消防職団員の公務災害補償費及び消防賞じゅつ金、その他これらに類する経費の負担については、そのつど関係市町等の長が協議して定める。

（雑則）

第８条　この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど協定市町等の長が協議して定める。

附　則

この協定は昭和 51 年１月１日から実施する。

附　則

この協定は昭和 54 年４月１日から実施する。

附　則

この協定は平成 18 年 12 月１日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し記名押印のうえ、協定市町等各１通保管する。

平成 18 年 12 月１日

半　田　市　長
常　滑　市　長
東　海　市　長
大　府　市　長
知　多　市　長
阿 久 比 町 長
東　浦　町　長
南 知 多 町 長
美　浜　町　長
武　豊　町　長
知多中部広域事務組合管理者
　半田市長
知多南部消防組合管理者
　南知多町長

83　愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定（愛知県）

（目的）

第１条　この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 30 条第１項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援(以下「航空消防の支援」という。)を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（支援要請）

第３条　この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

(1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合

(3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

２　前項の支援要請は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

３　前２項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

（経費）

第４条　ここの協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。3

（その他）

第５条　この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

附則

この協定書は、令和４年４月１日から適用する。

平成 19 年８月１日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和４年４月１日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ１通を保管する。

令和４年４月１日

愛知県知事　大　村　秀　章

常滑市長　伊　藤　辰　矢

84　中部空港海上保安航空基地と常滑市消防本部との業務協定（中部空港海上保安航空基地）

中部空港海上保安航空基地と常滑市消防本部が協力し、円滑に消火、捜索、救急救助活動（以下「消防活動」という。）を行うため、中部空港海上保安航空基地長（以下「甲」と いう。）と常滑市消防長（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、「甲」と「乙」が協力し、各機関の業務所掌に基づく消防活動への対応について連携を強化することを目的とする。

（協定の対象区域）

第２条　この協定の対象となる区域は、常滑市地先沿岸域（以下「協定区域」という。）とする。

（消火活動の担任）

第３条　次に掲げる船舶の消火活動は、主として「乙」が担任するものとし、「甲」はこ れに協力するものとする。

(1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川（河川の範囲は第１の橋の川上をいう。）における船舶

２　前項各号に掲げる船舶以外の船舶の消火活動は、主として「甲」が担任し「乙」はこれに協力するものとする。

（捜索、救急救助活動の協力）

第４条　協定の対象区域内における捜索、救急救助活動は、両者がそれぞれ保有する施 設、装備及び人員を活用し、相互に協力して行うものとする。

２　前項の活動にあたっては、「甲」と「乙」は、次に掲げる事項について相互に協力するものとする。

(1) 人員及び資機材等の搬送

(2) その他必要な事項

（情報の共有）

第５条「甲」又は「乙」は、協定区域にかかる消防活動に関連する情報を共有するものとする。

（協力体制の構築）

第６条　消防活動現場においては、「甲」「乙」双方が活動方針等を情報共有し、協力体制を構築する。

（危険物積載船舶の入港等に関する通報）

第７条　法令に定めるもののほか、「甲」は引火性又は発火性の危険物を多量に積載した船舶が入港したとき、その他特に必要があると認めるときは、そのつど「乙」に通報するものとする。

（業務の連絡及び調整）

第８条　大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、「甲」及 び「乙」は、地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

(1)　情報及び資料の交換

(2)　消火活動要領の作成

(3)　必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

（経費の負担）

第９条　消防活動に要した経費は、原則、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。

（訓練研修等の実施）

第１０条 「甲」及び「乙」は、平時において合同で行う訓練及び研修を通じ職員に対し消防活動に関する知識技能を向上し、もって相互協力体制の構築に努めるも のとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、「甲」「乙」協議のうえ決定する。

（その他）

第１２条　この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、「甲」「乙」記名押印のうえ各１通を保管する。

（附則）

この協定の発効をもって、昭和４９年２月７日に締結した「名古屋海上保安部と常滑市消防本部との業務協定」は廃止する。

平成 30 年３月 26 日

中部空港海上保安航空基地長

常滑市消防長

85　協定書（シーバース）

昭和 49 年２月 14 日愛知県知事を立会人として、常滑市（以下「甲」という。）と出光興産株式会社（以下「乙」という。）及び東亜共石株式会社（以下「丙」という。）は伊勢湾シーバースの安全防災対策等について協定を締結したが、その後乙及び丙の共同出資により、伊勢湾シーバース株式会社（以下「丁」という。）が設立されたこと。また、国際条約あるいは国内法により船舶の事故時における船主責任が明確化され、第三者に損害を与えた場合の補償体制が整備されたことを考慮し、甲、乙、丙及び丁はここに改めて、伊勢湾シーバースの安全防災対策等につき、次の通り協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は常滑市沖に設置された伊勢湾シーバース及び海底油送配管（以下「シーバース等」という。）の運営管理に伴う海上の安全防災対策等並びに事故が発生した場合の必要な事項を協定する。

（安全防災対策の基本方針）

第２条　乙、丙及び丁は、それぞれシーバース等の運営管理に際しては、海上の安全防災に関する諸法規を遵守するとともに、別添の「伊勢湾シーバース防災計画書」を遵守し事故の発生を未然に防止することに努めるものとする。

２　乙、丙及び丁は「伊勢湾シーバース防災計画書」の内容について改訂の必要が生じたときは、その都度甲と協議するものとする。

（施設の増設等及びその対策）

第３条　乙、丙及び丁はシーバース等の増設、改造、変更又は取り壊し（以下「増設等」という。）を行う場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

なお、増設等が完了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

２　乙、丙及び丁はシーバース等の増設等をするときは、特に次の各号に留意し安全の確保をはかり、漁業等に被害を与えないよう万全の措置を講ずるものとする。

(1)　名古屋海上保安部その他関係官庁の指導に従う。

(2)　シーバース等の増設等を行うときは、作業海域には、警戒船及び標識を設置し漁船等の安全確保をはかる。

(3)　可能なかぎり陸上作業所にて仮設工事を行い海上工事期間を短縮する。

(4)　廃棄物その他を海に投棄、漏えいしない。

(5)　工法は、漁業等に支障を及ぼさないような工法を採用するとともに、作業海域の濁りの防止に努める。

（運営上の対策）

第４条　乙、丙及び丁は、それぞれシーバース等の運営に際しては「伊勢湾シーバース防災計画書」を遵守するとともに、特に次の各号に留意し漁業等に被害を与えないよう万全の措置を講ずるものとする。

(1)　伊勢湾シーバースへのタンカーの出入時及び原油荷役中は災害の未然防止を旨とし、名古屋海上保安部の防災方針を遵守する。

(2)　万一、災害が発生した場合に備え、油回収船を配備し、かつオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤、化学消火剤及びその他必要器材並びに人員を十分に常備し応急体制を確立する。

２　乙、丙及び丁はシーバース等及び伊勢湾シーバースに離着桟中、若しくは、荷役中のタンカーにおいて、災害が発生したときは、自ら応急の措置を講ずるとともに直ちに甲の消防機関へ通報しなければならない。

この場合、甲が必要な措置を指示したときは、これに従うものとする。

（立入調査）

第５条　甲は災害防止施策を推進するため、乙、丙及び丁に対し必要な事項について報告を求め、甲の職員をしてシーバース等に立ち入らせシーバース等の実態を調査することができるものとする。

２　乙、丙及び丁は前項の実態調査により甲から災害防止について指摘をうけた事項については、誠意をもってこれを履行するものとする。

（知多市との調整）

第６条　前条第２項において甲が指摘する場合、甲は知多市と十分な調整を行うものとする。

（損害賠償）

第７条　乙、丙及び丁はそれぞれの過失により、シーバース等から油もれ等の事故が発生し、甲又は甲の住民の生命若しくは、財産に損害を与えた場合は、乙、丙又は丁は、それぞれ賠償責任を負い甲又は甲の住民に対し、何ら迷惑を及ぼさない。

この場合、損害額の算定は、甲、乙、丙及び丁が協議して選任した第三者機関が行うものとする。

２　甲又は甲の住民への損害が伊勢湾シーバースを利用する船舶の作業に起因する場合、その賠償責任は船舶側にあるが、乙又は丙と丁は合理的かつ適切な賠償が船舶側により行われるようその解決につき斡旋し賠償させる責任を負うものとする。

３　前項の不測の事態の発生に備え、乙及び丙はそれぞれが傭船する船舶に対し、国内及び国際的補償機構に参加させ十分な補償体制を確立させるものとする。

４　乙及び丙は第１項の補償体制を確立し、又前項の補償体制を補完するものとして、国内及び国際的各種補償機構に参加し、その内容を甲に報告するものとする。

（大型タンカーに対する措置）

第８条　乙、丙及び丁は伊勢湾シーバースに離着桟する大型タンカーに対し漁船等に対する安全確保のため細心の注意をはらうよう指示するとともに「伊勢湾シーバース防災計画書」を遵守させ、タンカーによる海水油濁事故等が発生しないよう万全の措置を講ずるものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定内容を変更しようとするとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して解決するものとする。

（効力）

第 10 条　この協定は締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結の証とするため、本書５通を作成し、甲、乙、丙及び丁並びに立会人が記名捺印のうえ各自１通を保有する。

昭和 53 年３月２日

甲　常　滑　市　長

乙　出光興産株式会社愛知製油所　常務取締役所長

丙　東亜共石株式会社名古屋製油所　取 締 役 所 長

丁　　伊勢湾シーバース株式会社　　代表取締役社長

立会人　　愛　知　県　知　事

86　火薬類災害防止協定書（日本油脂株式会社）

武豊町、半田市、常滑市及び美浜町の各市町（以下「甲」という。）と日本油脂株式会社（以下「乙」という。）は、愛知県の立会いのもと、火薬類等事故防止計画書で規定する物資（以下、「火薬類等」と称す。）に起因する事故（以下「事故」という。）に伴う災害に対する対策の強化を図り、事故に伴う災害からの地域住民の生命、身体及び財産を保護し、快適かつ良好な生活環境を保全するため、乙の愛知事業所（以下「事業所」という。）における事故の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の基本理念）

第１条　乙は、火薬類等の保全について重大な社会的責務を有することを強く自覚し、事業所の操業に当たっては、甲と常に緊密な連携を図り、誠意をもって積極的にこの協定を履行するものとする。

（事故の防止）

第２条　乙は、事業所の操業に当たり、関係諸法令等を遵守するとともに、火薬類等の製造、貯蔵、運搬等の事故を防止し、及び公共の安全を確保するため、別に定める火薬類等事故防止計画書に基づき施設の維持管理その他の必要な措置を積極的に講ずるものとする。また、乙は、関係行政機関が行う事故の防止施策に対しても積極的に協力するものとする。

２　乙は、前項の規定に基づき必要な措置を講じたときは、速やかに甲にその内容を報告するものとする。

３　乙は、毎年度当初、第１項の火薬類等事故防止計画書の内容について、甲と協議するものとする。

（火薬類等関係施設の設置及び構造等の変更）

第３条　乙は、事業所において火薬類等関係施設を設置し、又はその構造、使用の方法等を変更する場合において関係機関の許可を受けたときは、直ちに甲にその旨を報告するものとする。

（事故防止技術等の開発及び導入）

第４条　乙は、事故の防止技術について積極的に開発及び導入を図り、事故の防止に努めるものとする。

（予防規程等の検討）

第５条　乙は、事故の防止対策を積極的に進めるため、火薬類取締法第 28 条に規定する火薬類危害予防規程並びに火薬類等事故防止計画書で規定する物資の管理基準（以下、「火薬類危害予防規程等」と称す。）に毎年度検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

（測定・監視）

第６条　乙は、火薬類危害予防規程等の定めるところにより定期自主検査又は定期点検を実施するほか、第 15 条の協議会で定める検査を行い、その結果を記録し、保管するものとする。

２　乙は、火薬類等関係施設の構内及びその周辺を巡視するとともに、監視装置を整備し、環境の状況を把握することにより、事故の防止に努めるものとする。

（緊急時の措置）

第７条　乙は、事業所の火薬類等関係施設において、事故が発生し、又はそのおそれが生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、火災通報装置により管轄消防本部に迅速に通報しなければならない。

２　前項の事故が重大なものである場合には、乙は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

３　前項の場合において、甲が必要な措置を指示したときは、乙は、これに従わなければならな

い。

（報告）

第８条　乙は、第６条第１項による検査の結果を甲に報告するものとする。

２　甲は、乙に対し、故の防止対策の実施状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

（報告の公開）

第９条　甲は、前条の規定に基づいて乙から報告された検査の結果を乙と協議の上、公開することができる。

（立入調査）

第 10 条　甲は、職員を事業所に立ち入らせて、必要な調査をさせることができる。

２　甲は、立入りに際し、専門的知識を有する者及び地域住民の代表のうち甲が指定する者を乙の承諾のもと同行させることができる。ただし、法令に基づく立入り制限区域は除くものとする。

（関連事業所に対する指導、監督）

第 11 条　乙は、事業所地内の関連事業所に対し、事故の防止について、積極的に指導及び監督を行うものとする。

２　乙は、前項の関連事業所が事故を発生させ、地域住民に損害を与えたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

（訓練の実施）

第 12 条　乙は、独自又は防災機関と共同で緊急時を想定した訓練を実施するものとする。

（損害の補償）

第 13 条　乙は、事業所の操業に伴って生じた事故により地域住民に損害を与えたときは、直ちにその原因の除去に努め、責任をもってその処理に当たるとともに、その損害についても補償するものとする。

２　前項の場合において、その解決が困難となり、地域住民又は乙から甲に申出があったときは、甲は、地域住民と乙との間のあっ旋に努めるものとする。

（改善勧告等）

第 14 条　甲は、乙がこの協定に違反したと認められるときは、乙に対し事業所の火薬類等関係施設の改善、操業の一時停止その他の必要な措置を勧告すると同時に、その旨を公表する。

（協議会）

第 15 条　事故及び災害を防止し、この協定の履行を確保するため、甲及び乙は、関係機関及び地域住民を含めた協議会を設置するものとする。

２　前項の協議会の設置については、別に定める。

（補則）

第 16 条　この協定に関し、定めのない事項、疑義を生じた事項、改正を必要とする事項及び実施に必要な事項は、その都度、愛知県の立会いのもと甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書６通を作成し、甲、乙及び愛知県において記名、押印の上、各１通を保有する。

平成 18 年４月 17 日

甲　　知多郡武豊町字長尾山２番地

武豊町
代表者　武豊町長　　籾　山　芳　輝

半田市東洋町二丁目１番地
半田市
代表者　半田市長　　榊　原　伊　三

常滑市新開町四丁目１番地
常滑市
代表者　常滑市長　　石　橋　誠　晃

知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地
美浜町
代表者　美浜町長　　齋　藤　宏　一

乙　　東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番３号
日本油脂株式会社
代表者　代表取締役社長　　中　嶋　洋　平

立会人　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛知県
代表者　愛知県知事　神　田　真　秋

87 火薬類等災害防止協定書第３条の運用に関する覚書（日本油脂株式会社）

武豊町、半田市、常滑市及び美浜町（以下「甲」）と日油株式会社（以下「乙」）が、愛知県の立会いのもと、平成１８年４月１７日に締結した「火薬類等災害防止協定書」（以下「協定書」）の第３条の運用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（覚書締結に至る経緯）

協定書は、乙の愛知事業所（以下「事業所」）における火薬類等に起因する事故に伴う災害に対する対策の強化を図り、事故に伴う災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護し、快適かつ良好な生活環境を保全することを目的として締結したものである。

この目的を達成するため、乙は、事業所における火薬類等関連施設に関して、火薬類取締法に定められた第３種保安物件までの保安距離が、事業所敷地境界を越えないようにするため、火薬類等関連施設の再配置計画を策定した。この再配置計画に関しては、火薬類等施設安全対策連絡協議会において協議すると伴に、現地視察を実施して対策の完了を確認した。事業所における再配置計画が完了した後は、協定書第３条に定める「乙は、事業所において火薬類等関係施設を設置し、又は構造、使用の方法等を変更する場合において関係機関の許可を受けたときは、直ちに甲にその旨を報告するものとする。」の規定に関わらず、関係機関の許可を受けた施設に関する報告については、火薬類等施設安全対策連絡協議会の開催時に取りまとめて報告する運用を実施している。

（目的）

第１条　協定書第３条「乙は、事業所において火薬類等関係施設を設置し、又は構造、使用の方法等を変更する場合において関係機関の許可を受けたときは、直ちに甲にその旨を報告するものとする。」の趣旨を尊重し、効率的な運用を図ることを目的とする。

（運用）

第２条　事業所における火薬類等関係施設の設置、又は構造、使用の方法等を変更に関する許可を受けた施設に関して、その許可内容が、第３種保安物件までの保安距離が事業所敷地境界内に留まる場合は、火薬類等施設安全対策連絡協議会の開催時に取りまとめて報告する運用を認めることとする。

（補則）

第３条　この覚書に関し、疑義を生じた場合、または、改正を必要とする事情が生じた場合、その都度、愛知県の立会いのもと甲及び乙が協議して定めることとする。

この覚書の締結を証するため、本書６通を作成し、甲、乙及び愛知県において記名、押印の上、各１通を保管する。

平成２６年４月１日

甲　知多郡武豊町字長尾山２番地　　乙　　東京都渋谷区恵比寿四丁目２０番３号

武　豊　町
代表者　武豊町長　籾 山 芳 輝

半田市東洋町二丁目１番地
半　田　市
代表者　半田市長　榊 原 純 夫

常滑市新開町四丁目１番地
常　滑　市
代表者　常滑市長　片 岡 憲 彦

知多郡美浜町大字河和字北田面１０６番地
美　浜　町
代表者　美浜町長　山 下 治 夫

日油株式会社
代表者　代表取締役社長
小 林 明 治

立会人　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛　知　県
代表者　愛知県知事　大 村 秀 章

88　災害発生時における土地の使用に関する覚書（企業庁、愛知県警察中部空港警察署）

常滑市（以下「甲」という。）、愛知県警察中部空港警察署（以下、「乙」という。）及び愛知県企業庁（以下、「丙」という。）は、空港島内において自然災害、突発重大事故又は事件、武力攻撃事態、緊急対処事態等による緊急の対応を要する事案（以下「災害等発生時」という。）に対して、被災者の救出救助活動等の迅速かつ効果的な対応を図るため、甲又は乙が、丙の所有地（常滑市セントレア三丁目８番（以下「本件土地」という。））を使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（協力要請の手続き）

第１条　甲又は乙は、災害等発生時に本件土地を使用する必要が生じたときは、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって協力要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、まず口頭又は電話等で協力要請し、その後速やかに文書を送達する。

（１）　災害等の状況

（２）　土地の使用目的及び活動内容

（３）　土地を使用するおおよその時間

（４）　土地を使用する機関名

（５）　その他必要な事項

（協力の実施）

第２条　丙は、前条の協力要請があったときは、丙の事業遂行上支障のない範囲で、甲又は乙が無償で本件土地を使用することを認めるものとする。

２　甲又は乙は、車両の乗り入れ、資器材の搬入・設置等に伴い本件土地を改変した場合は、原状に復して丙に返還するものとする。

（有効期間）

第３条　この覚書の有効期間は、締結の日から１年とする。

２　特に甲、乙及び丙の申し出がない限り、契約は１年単位で更新されるものとする。

（解約）

第４条　丙が本件土地について、売買契約又は事業用借地権設定契約を締結した場合、又は、甲、乙又は丙のいずれかから解約の申し出があった場合は、同日をもって本覚書は効力を失するものとする。

（協議解決）

第５条　この覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上でこれを解決するものとする。

この覚書締結の証として、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３０年１２月２６日

甲　常滑市新開町四丁目１番地
　　常滑市
　　常滑市長　片　岡　憲　彦

乙　常滑市セントレア三丁目８番地の３
　　愛知県
　　代表者　愛知県中部空港警察署長
　　　　佐々木　好三

丙　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
　　愛知県
　　代表者　愛知県公営企業管理者
　　　　企業庁長　松　井　圭　介

89　常滑市と大塚製薬株式会社との連携・協力に関する包括協定書（大塚製薬株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）及び大塚製薬株式会社（名古屋支店取扱い：以下「乙」という。）は、相互の連携及び協力を強化し、常滑市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、常滑市民等のより一層の健康づくりの推進及び健康寿命の延伸等を図ることにより、常滑市の地域活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するよう努めるものとする。

(1) 健康づくりの推進に関すること。

(2) 熱中症対策に関すること。

(3) 防災・減災対策に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化、市民サービスの向上に関すること。

（連携・協力の推進）

第３条　甲及び乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議等を行うものとする。

（守秘義務）

第４条　甲及び乙は、本協定に基づく活動の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報（以下「秘密情報」という）について、本協定の有効期間内及び有効期間終了後問わず、第三者に開示し、又は漏らしてはならず、本協定に基づく活動以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令により秘密情報の開示を求められた場合には、事前に速やかに相手方にその旨書面で通知を行うことを条件に、必要な範囲に限り、当該情報を開示することができる。

（協定の有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の１か月前までに、いずれからも特段の申し出がない場合は、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第６条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項について、又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書２通を作成し、各自１通を保管する。

令和４年６月２３日

甲　愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５
常滑市
常滑市長　伊藤　辰矢

乙　愛知県名古屋市中区丸の内三丁目２３番地２０
ＨＦ桜通ビルディング　３Ｆ
大塚製薬株式会社
名古屋支店
支店長　井上 務

90　地方創生に関する包括連携協定書（積水化学工業株式会社、積水ＬＢテック株式会社）

常滑市（以下「甲」という。）、積水化学工業株式会社（以下「乙」という。）及び積水ＬＢテック株式会社（以下「丙」）という。）は、産業振興、再生可能エネルギーの利用拡大、環境教育等に関する甲の取組みに関し、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条　本協定は甲、乙及び丙が、前文に掲げる分野について連携して取り組むことにより地域の活性化を図り、地方創生の推進に寄与することを目的とする。

（連携事項）
第２条　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
（１）産業振興に寄与する取組に関すること
（２）再生可能エネルギーの導入、利用拡大等脱炭素社会の実現に関すること
（３）地方創生に関する情報交換会、勉強会の実施に関すること
（４）環境教育、人材育成に関すること
（５）防災・減災に関すること
（６）上記のほか、目的を達成するために必要と認められる事項に関すること

（本協定の有効期間）
第３条　本協定の有効期間は、締結の日から 2024 年３月 31 日までとする。ただし、本協定終了の１か月前までに甲、乙及び丙から書面による別段の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し）
第４条　甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）
第５条　甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携により知り得た情報について、これを第１条に掲げる目的のためのみに使用するものとし、当該情報を開示した当事者の事前の許可なしに第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。
（１）開示者から開示を受けた際、受領者がすでに自ら所有していたもの
（２）開示者から開示を受けた際、すでに公知又は公用であったもの
（３）開示者から開示を受けた後に、受領者の責によらないで公知又は公用となったもの
（４）受領者が、正当な開示権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに入手したもの
（５）開示者から開示された情報によることなく独自に開発、創造したもの
（６）開示につき、書面により開示者の承諾を得たもの
２　本協定に係る守秘義務については、本協定が終了した場合においても存続するものとする。

（その他）
第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和５年 12 月 15 日

甲：愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５

常滑市長　伊藤　辰矢

乙：東京都港区虎ノ門２丁目 10 番４号

積水化学工業株式会社
新事業開発部　部長　吉岡　忠彦

丙：愛知県常滑市新開町６丁目１番地の８

積水ＬＢテック株式会社
代表取締役　下浦　由雄

91　常滑市と日本福祉大学との包括連携に関する協定書(日本福祉大学)

常滑市（以下「甲」という。）及び日本福祉大学（以下「乙」という。）は、相互に発展するための包括的な連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙の相互の密接な連携・協力により、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成及び相互の発展と充実に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携・協力し、各事業を進める。

（１）まちづくりと地域の活性化に関すること。

（２）教育・人材育成に関すること。

（３）地域産業の振興に関すること。

（４）健康・福祉に関すること。

（５）地域防災に関すること

（６）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な分野における協力に関すること。

２　甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（守秘義務）

第３条　甲及び乙は、この協定に基づく連携・協力において知り得た事項（次に掲げる事項を除く。）を相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

（１）提供された時点で既に公知である情報又は提供後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの

（２）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの

（３）提供された時点で既に自らが保有していたことが書面により立証できる情報であるもの

（４）法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられたもの

２　前項に規定する守秘義務は、この協定の終了後においても継続するものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和６年３月 31 日までとする。ただし、有効期間の満了日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意志表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第５条　本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その１通を保有

する。

令和６年２月１日

甲　常滑市飛香台３丁目３番地の５
常滑市
常滑市長　　伊藤　辰矢

乙　愛知県知多郡美浜町大字奥田字会下前 35-６
学校法人日本福祉大学
理事長　丸山　悟

日本福祉大学
学長　　原田　正樹

附　屬　資　料

Ⅰ　市土の自然条件

1　地形・地質

(1) 地域の西部は、屈曲の海岸線をもって伊勢湾に面している。地域の大部分は、穏やかな丘陵地で、東部には標高 70 ｍから 80 ｍを示す山陵があり、それから西へ伊勢湾の方へ向かって緩く傾斜する。これらの丘陵地は、かなり開発が進み多くの谷が樹枝状に発達する地域の西部には、所々に平たんな段丘地形が発達する。樽水及び相持院付近では標高 25 ｍから 30 ｍを、多屋付近では約 15 ｍを示し、平たん面が発達する。

(2) 地域の地質は、新第三系とそれを不整合に被覆する第四系のたい積物とからなっている。その総括的な層序及び岩相的特徴を示すと第１表のとおりである。

本地域の分布する新第三系は、知多半島に広く分布する鮮新世常滑層群の中部以上の地層で陸成堆積層である。

第四系の洪積層は、地域の西部にのみ分布する段丘たい積物である。沖積層は、地域西部の海岸低地帯と、これに連なる谷底を埋めて発達し、その多くは田地となっている。

新第三系は、地域中央部で緩いしゅう曲構造を繰り返して形成し、その軸はおよそＮＷ－ＳＥ方向の傾向を示す。

2　河川（都市下水路を含む）

河川は、いずれも半島中央山地より西方へ起伏する丘陵の間を縫って、おおむね西流する。水源地帯の荒廃も各所に見られ、中流は天井河川が多く、下流は市街地を通り、川幅の狭いものが多い。

3　海岸

伊勢湾に面する市の海岸線は、陸域 21.0 ㎞、空港島 12.0 ㎞で計 33.0 ㎞である。海岸は、本市が管理する漁港海岸 8.0 ㎞、愛知県が管理する建設海岸 7.3 ㎞及び運輸海岸 9.4 ㎞（うち空港島 3.7 ㎞）、中部国際空港株式会社が管理する空港用地の海岸保全施設 8.3 ㎞で構成される。

4　気象

本市の位置する知多半島は、伊勢湾及び三河湾を両分する三方海に囲まれた形態である。南方を流れる黒潮の一部は、伊勢湾口から湾内を知多半島沿いに北上する。この暖流により夏は涼しく、冬は暖かい恵まれた気象下にある。季節風は、春夏は南東から、秋冬は北西から吹く。雨期以外は降雨も比較的少なく晴天が多い。冬期の降雪も極めてまれにしかないが、ややもすると北西の季節風が強い日もある。

年間気象統計表　（令和４年中）

月	最多	風速(m/s)		気温(℃)			湿度(%)		平均気圧	降水日	降水量
	風向	最大	平均	最高	最低	平均	最小	平均	(hPa)	(0.5mm以上)	(mm)
1	北西	18.7	2.7	13.3	−2.0	4.8	29.1	62.7	1,015.5	4	18.0
2	北西	19.0	2.8	14.1	−1.7	4.8	18.6	63.3	1,016.4	4	25.5
3	北西	18.0	2.3	21.1	0.3	10.5	10.5	63.4	1,013.4	6	87.0
4	北西	16.2	2.2	25.3	5.5	16.0	10.5	70.9	1,013.4	13	108.0
5	北西	18.9	2.0	30.5	9.2	18.7	15.8	69.8	1,010.3	12	169.0
6	東南東	16.0	1.9	35.5	15.8	23.4	30.8	79.2	1,007.5	11	116.5
7	南東	16.3	1.9	36.1	22.2	27.0	33.0	83.7	1,005.4	17	272.5
8	南東	13.8	1.8	35.8	22.4	28.0	39.9	82.0	1,006.4	14	104.5
9	東南東	20.5	2.3	32.5	17.6	25.4	38.6	82.4	1,009.9	18	311.0
10	北北西	12.4	1.6	29.0	8.1	18.5	16.1	70.5	1,016.2	6	39.0
11	北西	18.7	2.0	22.4	7.8	14.9	23.6	71.5	1,016.1	7	112.0
12	北西	21.5	3.0	15.9	0.0	7.6	22.4	64.1	1,015.4	5	14.5

備考

☆最多風向	北西					
☆最大風速	21.5	m/S	12月23日	☆最高気圧	1027.1	hPa	3月29日
☆平均風速	2.2	m/S		☆最低気圧	988.3	hPa	4月9日
☆最高気温	36.1	℃	7月1日	☆平均気圧	1012.2	hPa	
☆最低気温	−2.0	℃	1月22日	☆日最大降水量	117	mm	9月23日
☆平均気温	16.6	℃		☆年間降水日(0.5mm以上)			117日
☆最小湿度	10.5	%	4月1日	☆年間降水量	1377.5	mm	
☆平均湿度	72.0	%					

月別風向風速（平均）　（令和４年中）

区　分	年間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
静　穏	0												
3.0m/s以下	299	23	17	24	25	27	26	29	30	23	30	26	19
3.1～5.0m/s	61	7	11	7	5	4	4	2	1	5	1	4	10
5.1～8.0m/s	7	1								2			4
8.1～10.0m/s	0												
10.1m/s以上	0												
北	23	4	1	1	1	1			1	2	6	3	3
北北東	1									1			
北東	15	1		1		1					5	4	3
東北東	15	1			1			1	2		4	5	1
東	5				1	2			2				
東南東	45			2	5	8	11	4	6	6	2	1	
南東	47			1	2	4	8	19	7	6			
南南東	2						1					1	
南	12			2	2	1	2	1		3	1		
南南西	6				2	1	1		2				
南西	8				1		2		2	3			
西南西	0												
西	3							2					1
西北西	14	2	1	1	1			1	1	1			6
北西	124	16	20	18	10	12	5	3	6	5	3	14	12
北北西	45	7	6	5	4	1			2	3	10	2	5
静穏	0												

(12時現在　単位　日)

月別降水日数・降水量

（令和4年中）

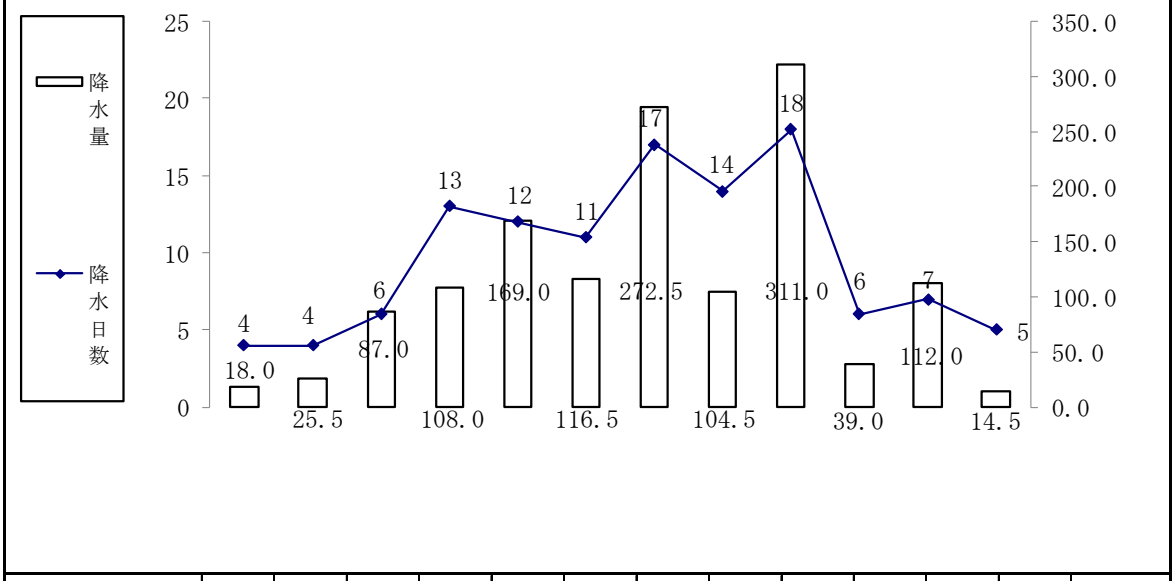

区分＼月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
降水日数	4	4	6	13	12	11	17	14	18	6	7	5	
降水量(mm)	18.0	25.5	87.0	108.0	169.0	116.5	272.5	104.5	311.0	39.0	112.0	14.5	

年間降水日数(0.5mm以上)　117 日　　年間降水量　1,377.5　mm

第１表　常滑市の地質（総括的な層序及び岩相特徴）

時代	層序			層厚 m	模式 柱状図	岩相	化石	稼行 対象
沖積世洪積世	沖積層					粘土・砂礫		
	洪積層			7		シルト・砂礫	松類	
鮮新世	常滑層群	三和層	青池砂泥互層	20＋		砂・シルト・互層 細礫を含む	メタセコイア	
		鬼崎層	樽水砂泥互層	28～45	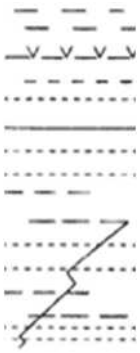	凝灰岩 泥岩・砂質泥岩 砂・亜炭 上部に凝灰岩		⋈
			多屋泥岩層	20～40	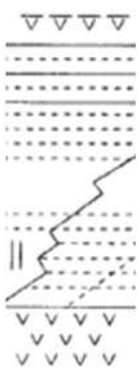	凝灰岩 凝灰岩 凝灰岩 泥岩　砂岩質泥岩 砂亜灰 凝灰岩・凝灰質泥 凝灰岩	淡水生動物化石 たにし	⋈

Ⅱ 災　害

1 風水害

(1) 台風

本市に大きな風水害を与えるものは台風であり、そのほとんどが９月に集中している。台風による災害は、その暴風の風圧による風害と大雨や高潮による水害がある。風速 25 m / 秒を超えると、建 物等にかなりの被害が現れ、更に 30 m / 秒を超えるようになると広範囲に大被害が生ずるようになる。昭和 36 年の第２室戸台風の際の最大風速は、25 m / 秒から 30 m / 秒であったが、この程度の風速 を超えると、今度は一挙に伊勢湾台風級の災害になる。第２室戸台風級の風速は、風による大被災のボーダーラインと考えてよい。

本市を対象として、最も強い風速になる台風コースは次のとおりである。

ア　本市を中心として、西側を進むときは概して風が強くなり、東側を通過する際は大雨のおそれが多い。

イ　本市の西 100㎞以内の間を南西及び南南西から北東及び北北東へ向かって進むコース（紀伊半島の南部から北東及び北北東へ進み、三重県及び滋賀県の県境付近と滋賀県西部との間を取るコース）のとき、南東の風が最も強くなる。

本市の沿岸ではこのコースを台風が通るとき、最も大きな高潮が起こる。伊勢湾は湾口が広く、しかも湾奥まで深くて奥部ほど狭く水深が浅いため、南寄りの強い風のとき高潮が起こりやすい。資料 ３の 13 号台風及び伊勢湾台風での浸水区域は特に注意を要する。

台風が南方洋上に現れると、日本付近にある前線が活発になり、その北側に大雨を降らせる。更に、台風が接近すると台風自体の渦巻によるしゅう雨性の雨が強く降るようになる。前述のように、台風が西方を通るときは、台風の右半円に入り強い風と共に特に強いしゅう雨性の雨が降る。また、台風が南方から東方へ抜ける場合には大雨となる。

(2) 水害を起こす大雨は、台風と梅雨期のものが最も多い。

台風の大雨については、前述のとおりであるが、勢力の弱い台風でも、前線の雨と重なると雨量は、極めて多くなることがあるので注意を要する。

梅雨期の大雨による水害は、台風による水害とほぼ同様の頻度で発生している。梅雨期の大雨は、梅雨明けに近い末期に起きることが多く梅雨末期の豪雨と呼ばれる。梅雨期は、ただでさえ河川の水位が上昇しているので、流域に大雨が降ると、たちまちいっ水して堤防の決壊が起こる。梅雨期に前線によって降る雨は、台風の雨と違って比較的長時間にわたって降り続き、局地的に豪雨を降らせることがある。

梅雨期後の夏期や９月から 10 月の秋りん期にも、前線によって豪雨を降らせることがあり、この雨は俗に集中豪雨と呼ばれるように局地的に降るので、小河川の氾濫や洪水を起こすことがある。夏から秋にかけての前線には、南方海上の台風が寄与して大雨を降らせることがあるので注意しなければならない。

近年、これらの大雨による住宅地域の浸水被害が増加しており、過去の浸水地域は特に注意を要する。

（別添資料３ 台風・集中豪雨被害図）

(3) 山崩れ・がけ崩れ

山崩れ、がけ崩れには台風、地震、大雨等による大規模な山津波地域から局部的ながけ崩れまである。これらは、いずれも雨水が主因であり、この原因は傾斜面の土砂が粘着力、摩擦力及び滑り力の関係に、降雨、地下水等が加わって均衡が崩れたときに起こるものである。

市内で過去に死傷事故が発生し、以前、小鈴谷地内において、道路に土砂が崩れ落ち、何度も通行止めとなる事態が発生していることなどから、特に集中豪雨による被害が予想され、次の危険箇所は注意を要する。

（付属資料　　急傾斜地崩壊危険箇所）
（付属資料 土砂災害警戒区域等）
（付属資料　山腹崩壊危険箇所）
（付属資料　道路注意箇所）

(4) 異常潮位浸水

春秋の大潮時期に異常潮位が重なると、高潮となり低地帯に浸水するおそれがある。大野、市場地区等過去に浸水被害を受けた所は注意を要する。

第２表 台風の大きさと強さの分類

（１）大きさの表現　　（気象庁）

階　　級	風速１５ｍ／ｓ以上の半径
〈　表　現　な　し　〉	５００ｋｍ未満
大　型　：（　大　き　い　）	５００ｋｍ以上～８００ｋｍ未満
超大型：（非常に大きい）	８００ｋｍ以上

（２）強さの表現　　（気象庁）

階　　級	最大風速
〈　表　現　な　し　〉	１７ｍ／ｓ（34 ﾉｯﾄ）以上～３３ｍ／ｓ（64 ﾉｯﾄ）未満
強　　い	３３ｍ／ｓ（64 ﾉｯﾄ）以上～４４ｍ／ｓ（85 ﾉｯﾄ）未満
非　常　に　強　い	４４ｍ／ｓ（85 ﾉｯﾄ）以上～５４ｍ／ｓ（105 ﾉｯﾄ）未満
猛　　烈　　な	５４ｍ／ｓ（105 ﾉｯﾄ）以上

(3) 過去の主な風水害

年月日	種　別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要　①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風向 (m／s)	総雨量 (mm)	
大正元年 9.22～23 (1912年)	暴風雨	971.4	28.2SSE	102.9	②死者 140 名、負傷者 180 名、 家屋全壊 6,000 棟
昭和 9.9.21 (1950 年)	暴風雨 (室戸台風)	995.4	32.9SSE	24.0	②死者８名、負傷者 68 名、 家屋全壊 85 棟
昭和 25.9.3 (1950 年)	暴風雨 (ジェーン台風)	995.4	37.0SSE	47.4	②死者６名、負傷者 36 名、… 家屋全壊 40 棟、浸水 300 棟
昭和34.9.26 (1959 年)	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	958.5	37.0SSE	165.7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を中心に 県下全域の沿岸部に被害が発生した。 ② 死者 3,168 名、行方不明 92 名、負傷者 59,045 名、家屋全壊 23,334 棟、流失 3,194 棟、半壊 97,049 棟、一部破損 287,059 棟、床上浸水 53,560 棟、床下浸水 62,831 棟 ③県下全域（沿岸部中心） ④ 3,224 億円
昭和36.9.16 (1961年)	暴風雨 (第二室戸台風)	971.7	28.7SSE	96.4	①集中豪雨による災害で中小河川の氾濫、暴風雨によるたつまき等の被害が発生した。 ②死者3名、負傷者 146 名、家屋全壊 168 棟、半壊 515 棟、床上浸水 652 棟、床下浸水 8,868 棟 ③尾張部 ④ 104 億円
昭和 57.8.1～3 (1982 年)	暴風雨 台風 10 号 と低気圧	975.1 伊良湖 973.0	9.4SSW 伊良湖 21.1E	184.5 鳳　来 50 伊良湖 444	①台風と低気圧による大雨に伴う災害で家屋損壊、公共土木施設、農地農業用施設、農林水産物等に被害が発生した。 ②負傷者9名、家屋全壊1棟、半壊4棟　一部破損 91 棟、床上浸水 230 棟、床下浸水 2,777 棟 ③県全域 ④ 131 億円
平成元.9.19～20 (1989 年)	台風第 22 号			47 茶臼山… 295	①台風、特に東加茂郡を中心とした豪雨による土砂災害により家屋損壊、公共土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。 ②死者2名、負傷者1名、家屋全壊 18 棟、半壊 11 棟、一部破損9 棟、床上浸水 121 棟、床下浸水 134 棟 ③県全域 ④約 92 億円
平成 2.9.19～20 (1990 年)	台風第 19 号	972.5 伊良湖 976.9	20.1SSE 伊良湖 26.2S	95 作手 254	①台風による災害で、特に農業用施設、農作物の被害が著しかった。 ②負傷者 29 名、家屋全壊2棟、半壊 28 棟、一部破損 2,297 棟、床上浸水 67 棟、床下浸水 1,408 棟 ③県全域 ④約 153 億円
平成 12.9.11～12	大雨	項 目	観測点	総雨量	①秋雨前線に台風第 14 号からの暖

(2000 年)	(台風 14 号・前線) 東海豪雨	総降水量	名古屋 東 海 蟹 江 稲 武	566.5 ㎜ 589.0 ㎜ 365.0 ㎜ 467.0 ㎜	かく湿った空気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。このため、23 の市町村が避難勧告・指示を発令し、63,000 人以上が避難され、21 市町村で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤 20 箇所、越水 319 箇所。死者7名、負傷者 107 名、住家の全壊 18 棟、半壊 154 棟、一部損壊 147 棟、床上浸水 22,078 棟、床下浸水 39,728 棟 ③県内全域 ④約 2,800 億円
		1 時間 降水量	名古屋 東 海 蟹 江 稲 武	97.0 ㎜ 114.0 ㎜ 78.0 ㎜ 70.0 ㎜	

2 地震災害

(1) 既往の地震とその被害

本県は、地震国日本でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。ちなみに、過去約 100 年間の日本における死者 1,000 人以上の大地震（津波も含む。）は 10 回であるが、そのうち３回が本県を主要な被害地域として発生している。

愛知県防災会議地震部会は、昭和 51 年以降、本県における既往の地震についての精密で体系的な調査研究を行ってきた。その結果、過去に本県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。

ア　海溝型地震…　　南海トラフ沿いに発生する大地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1707年	8.6	宝永地震		県では、渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000 m。震度７～６。津波も来襲し、渥美表浜で６～７mにもなった。
1854 年	8.4	安政地震		県では、宝永地震に似た被害。三河、知多及び尾張の沿岸部の被害が目立った。震度６～５。津波も来襲し、渥美表浜通りで８～ 10 m、知多半島西岸で２～４mとなり被害が出た。震度６～５。
1944 年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者 1,223 人	県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者 438 人、負傷者 1,148 人、家屋全壊 16,532 棟、同半壊 35,298 棟。 震度６～５、一部７。 小津波（波高１m内外）あり、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

イ　海溝型地震・・・・・・・南海トラフ沿いに発生する大地震

発生年	M	地震名	死者･行方不明者	その他の被害･特徴
1586 年	7.8	天正地震	死者 5,500 人以上	三重県から富山県の広い範囲で震度6。伊勢湾で津波が発生したとの記録もある。
1891 年	8.0	濃尾地震	死者 7,885 人	県の被害は、死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊 55,655 棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。
1945 年	6.8	三河地震	死者 2,306	人三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので､死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、半壊 31,679 棟。震度は、西三河南部を中心に７～６、県域の大部分が５以上。津波も発生し、蒲郡で１ｍほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

天正地震及び三河地は、いわゆる県土の直下地震と考えられる。

これら過去における地震被害から人的被害の一般的原因としては、次の点が考えられるが、特に死傷者の発生率が高く、かつ、比較的関数関係があると考えられる①、②及び③について重点的に想定しておく必要がある。

①　家屋の倒壊による死傷　　②　大火災による死傷
③　津波による死傷　　④　断層と地割れによる死傷
⑤　山崩れとがけ崩れによる死傷　　⑥　その他偶発的事故による死傷

(2) 地盤と家屋倒壊

家屋の倒壊と地盤の性質との間には関係がある。関東大震災、福井地震などから、沖積層の厚さと倒壊率との間に関係があり、沖積層が深いほど倒壊率も高いことが明らかにされている。このように地盤が軟らかい地域で建物の倒壊が大きい理由として、次のようなことが挙げられる。地盤の振動によって、砂粒間の摩擦が減少して地層の剛性がほとんど消え、流体の性質を帯びてきて建物の基礎の狂い（不等沈下）が起こること。次に、横波の速度が毎秒 30 ～ 40 m 程度の軟弱地層では、建物を倒す程度の震度の地震動で、既に地盤の強度以上の応力ができ、地盤が破壊されること。これは地盤に地割れができることで示されている。

また、地震動による地盤自身のひずみが多くなり、10 mの長さで３m以上に及ぶことになるから、建物の柱が折れたりすることが起こる。それに軟弱地盤は池や谷を埋めた場合が多いので、地震波のエネルギーの蓄積現象が起こって、地震動そのものが他の地層より大きくなる。

このほか、この地盤では特にゆらゆらと大きく揺れる性質があるため、木造家屋はその構造上のこのような揺れ方に対して共振を起こしやすい性質を有している。

(3) 地震火災

大地震が発生すると震源地付近では、必ずといってよいほど地盤震動並びに隆起や沈降が起こる。このため沖積層のところでは、洪積層及び第三紀層と比較して家屋の倒壊率が高くなる。しかも火災発生のおそれがある施設器具が普及し、また、危険物の使用量及び使用場所も増大しているため、いったん地震に伴い発生した場合は甚大な被害が予想される。

関東大震災では死者・行方不明者 142,807 人で、そのうち全焼及び半焼で死亡したものが 76,000 人で総数の８割３分強。家屋などの全壊及び半壊による死者は 11,000 余人で総数の１割２分強にすぎない。過去の地震について、火災に遭った場合と、そうでない場合を平均的に比較してみると、火災のある場合は、ない場合の３倍の死者を出していることが分かる。

(4) 津波

地震が海底で起こると津波を起こす。伊勢湾は広くて比較的水深が浅いので、この沿岸が津波で大きな被害を受ける心配は少ないが、災害年表等によると過去には皆無ではないので安心はできない。

日本における主な地震被害

発震年月日 地震名 発震地域	マグニチュード(M)	被害の概要
1891 年 (明治 24.10.28) 濃尾地震 岐阜、愛知	8.4 (7.9)	仙台以南で地震を感じた。建物全壊 142,177、半壊 80,184、死者 7,273 人、山崩れ１万余。根尾谷を通る大断層を生じ、水鳥（みどり）で、上下に６m、水平に２mずれた。25 年１月３日、９月７日、27 年１月 10 日の余震で家屋損壊などの被害があった。
1896 年 (明治 29.6.15) 三陸地震津波 三陸沖	7.6 (7.1)	震害はない。津波は北海道より牡鹿半島に至る海岸に襲来し、死者 27,122 人、家屋流失全半壊 8,891、船の被害 7,032。波高は、吉浜 24.4 m、綾里 21.9 m、田老 14.6 mなど、津波はハワイ、カルフォルニアに達した。
1905 年 (明治 38.6.2) 芸予地震 安芸灘	7.6 (7.1)	広島、松山付近で被害大。広島県で家屋全壊 56、死者 11 人、愛媛県で家屋全壊８。水道管、鉄道の被害が少なくなかった。
1923 年 (大正 12.9.1) 関東大震災 関東南部	7.9 (7.8)	東京で観測した最大振幅 14 ～20 ㎝。地震後火災が発生し、被害を増大した。死者 99,331 人、行方不明者 43,476 人、家屋全壊 128,266、半壊 126,233、焼失 447,128。山崩れ、がけ崩れが多かった。房総方面（木更津 32 ㎝、北条 157 ㎝）神奈川南部（大磯 182 ㎝、藤沢 75 ㎝）は隆起し、東京付近以西神奈川北方は沈下した。また、相模湾、小田原－布良線以北は隆起、南は沈下した。関東沿岸に津波が襲来し波高は三崎で６m、洲の崎で 8.1m。
1933 年 (昭和 8.3.3) 三陸地震津波 三陸沖	8.1	震害は少なかった。津波が太平洋岸を襲い、三陸沿岸で被害は甚大。死者 3,008 人、家屋流失 4,034、倒壊 1,817、浸水 4,018、船舶流失 7,303。波高は、田老 10.1 m、白浜 23.0 m、綾里 25.0 m、銚子 0.2 m。
1944 年 (昭和 19.12.7) 東南海地震 東海道沖	7.9	静岡、愛知、三重、岐阜、奈良、滋賀各県、特に名古屋重工業地区に被害が多かった。死者 998 人、住家全壊 26,130、半壊 46,950、流失 3,059、津波が各地に襲来した。波高は熊野灘沿岸８～ 10 m、木ノ本、新宮間３m、御前崎・下田２m、紀伊半島東岸で 30 ～ 40 ㎝。地盤沈降。
1946 年 (昭 21.12.21) 南海地震 南海道沖	8.0	被害は、中部以西日本各地にわたり、死者 1,330 人、行方不明者 102 人、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、流失 1,451、浸水 33,093、焼失 2,598、船舶破損流失 2,991、津波は静岡。
1948 年 (昭和 23.6.28) 福井地震 福井平野	7.1	被害は、福井平野及びその付近に限られ、死者 3,769 人、家屋全壊 36,184、半壊 11,816、焼失 3,851。土木構造物の被害も大きかった。南北に地割れの連続としての断層（延長約 25 ㎞）が生じた。
1952 年 (昭和 27.3.4) 十勝沖地震 十勝沖	8.2	北海道南部、東北地方北部に被害があり、津波が関東地方に及ぶ。波高は厚岸湾３～４m、八戸２m。死者 28 人、行方不明者５人、家屋全壊 815、半壊 1,324、流失 91。
1960 年 (昭和 35.5.22) チリ地震津波 チリ沖	9.5	24 日２時ごろから津波が日本沿岸地に襲来。波高は三陸沿岸５～６m、その他で３～４m。北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害大。死者 119 人、行方不明者 20 人、家屋全壊 1,571、半壊 2,183、流失 1,259。
1964 年	7.5	新潟、秋田、山形の各県に被害があり、死者 26 人、家屋全壊 1,960、

(昭和 39.6.16) 新潟地震 新潟県沖		半壊 6,640、浸水 15,298、船舶、道路の被害が多かった。新潟市内で地盤の流動、不等沈下による震害が著しかった。津波が日本海沿岸一帯を襲い、波高は大島崎で５m、両津３m。粟島で 0.8 ～ 1.5 m隆起。
1968 年 (昭和 43.5.16) 十勝沖地震 青森県東方沖	7.9	青森を中心に北海道南部、東北地方に被害、死者 49 人、行方不明者３人、負傷者 330 人、建物全壊 529、半壊 3,004。青森県下で山崩れが多かった。津波もあり、三陸沿岸３～５m、襟裳岬３m。浸水 527、船舶流出沈没 127、コンクリート造建築の被害が目立つ。
1993 年 (平成 5.1.15) 釧路沖地震 釧路沖	7.8	死者２人、負傷者 967 人、建物や道路の被害もあり。北海道の下に沈み込む太平洋プレートの内部で発生した深さ約 100 ㎞の地震で、この型の地震としては例外的に大きかった。
1993 年 (平成 5.7.12) 北海道南西沖地震 北海道南西沖	7.8	死者 202 人、行方不明者 29 人、負傷者 321 人。特に地震後間もなく津波に襲われた奥尻島の被害は甚大で、島南端の青苗地区は火災もあって壊滅状態。夜 10 時過ぎのやみの中で多くの人命、家屋等が失われた。津波の高さは、青苗の市街地で 10 mを超えた所がある。
※ 1995 年 (平成 7.1.17) 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大地震) 淡路島	7.3	死者 6,433 人、行方不明者３人、負傷者 43,773 人、住家全壊 104,900、同半壊 144,256、一部破損 263,690 など。このほか、道路、鉄道、港湾など各施設に甚大な被害が生じ、長期間、住民生活に不自由を強いることとなっている。この地震は大都市の直下を襲ったものであり、戦後みぞうの被害をもたらしたものとなった。(平成 14 年 12 月 28 日現在)

(注) 1 以上理科年表（東京天文台編さん）より抜粋

2 ※の被害状況については消防庁調べの最新データに基づく。

(5) 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因としては、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

ア 人口の増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化が進み、居住地域も拡大している。また、本市においては、木造家屋が大半であり老朽家屋も多く、これら災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災、延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化に伴う高齢者の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

イ 電気、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっておりライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

ウ 自動車、鉄道等の交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運用が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延燃拡大の媒体となることも考えられる。…

また、大量輸送機関である鉄道は、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

以上の諸条件は、日本全国に共通する事項ではあるが、都市化の進んだ本市には、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状では、こうした様々な災害要因に対する対応は決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の

努力を払うと同時に、地道に基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第３表 気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年３月 31 日運用開始

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラへの影響	地盤・斜面等の状況
	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる					
	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			〔鉄道・高速道路〕震度４程度以上の揺れがあった場合には、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。	
	５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	〔耐震性 低〕壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		〔ガス〕安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。〔断水・停電〕震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。	〔地盤〕亀裂や液状化が生じることがある。〔斜面〕落石やがけ崩れが発生することがある。
	５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	〔耐震性 低〕壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	〔耐震性 低〕壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
	６弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	〔耐震性 低〕壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。〔耐震性 高〕壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	〔耐震性 低〕壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。〔耐震性 高〕壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	〔電話等〕地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	
	６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	〔耐震性 低〕壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	〔耐震性 高〕壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。〔耐震性 低〕壁、梁、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。〔耐震性 高〕壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。		
	７		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	〔耐震性 低〕傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。〔耐震性 低〕壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	〔耐震性 低〕壁、梁、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。〔耐震性 高〕壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値です。

第４表　マグネチュード（M）と地震の程度

ﾏｸﾞﾈﾁｭｰﾄﾞ (M)	地震の程度	過去の大地震
９以上	・超巨大地震 ・世界の地震観測上でも６例しか起こっていない。	チリ地震　(9.5) 昭和 35 年5月 22 日 東北地方太平洋沖地震 (9.0) 平成 23 年3月 11 日
8.5 ～９	・最大級の大地震 ・全世界を通じて、10 年に１回くらいしか起こらない。	
8.5 ～9	・最大級の大地震 ・全世界を通じて、10年に1回くらいしか起こらない。	濃尾地震　(8.0) 明治 24 年 10 月 28 日 三陸沖地震　(8.1) 昭和8年3月3日 南海地震　(8.0) 昭和 21 年 12 月 21 日 北海道東方沖地震 (8.1) 平成6年 10 月4日 十勝沖地震　(8.0) 平成 15 年9月 26 日
８～ 8.5	・かなりの大地震 ・内陸に起こると大被害を生ずることがある。 ・海底におこると津波を伴う。 ・日本付近で1年に1回くらい発生	関東地震　(7.9)　大正 12 年９月１日 東南海地震　(7.9)　昭和 19 年 12 月７日 福井地震　(7.1)　昭和 23 年６月 28 日 新潟地震　(7.5)　昭和 39 年６月 16 日 宮城県沖地震　(7.4)　昭和 53 年６月 12 日 浦河沖地震　(7.1)　昭和 57 年３月 21 日 日本海中部地震　(7.7)　昭和 58 年５月 26 日 釧路沖地震　(7.8)　平成５年１月 15 日 北海道南西沖地震(7.8)　平成５年７月 12 日 三陸はるか沖地震(7.5)　平成６年 12 月 28 日 兵庫県南部地震　(7.3)　平成７年１月 17 日 鳥取県西部地震　(7.3)　平成 12 年 10 月６日
６～７	・内陸に起こると(特に震源が浅いとき。)被害を生ずることがある。 ・日本付近で1年に 10 回くらい発生	三河地震　(6.8)　昭和 20 年１月 13 日 長野県西部地震　(6.8)　昭和 59 年９月 14 日 千葉県東方沖地震(6.7) 昭和 62 年 12 月 17 日 芸予地震　(6.7)　平成 13 年３月 24 日 新潟県中越地震　(6.8) 平成 16 年 10 月 23 日
４～６	・被害を生ずることは、ほとんどない。時々感じる地震の大部分はこの程度のもの ・日本付近で1年に 100 回くらい発生	
３～４	・震源地の近くで人体に感じることがある。	
２以下	・高倍率の地震計によって観測される。	

（注）過去の地震については、理科年表による。

３　火災

大規模火災としては、昭和 36 年に榎戸地区の紡績工場において 25,428 ㎡を焼失した火災が発生しているが、住宅地域での大火災は発生していない。

しかし、強風下における密集地での出火や大地震発生時での出火等、大火災となる危険性は常に存在している。

４　伊勢湾シーバース等による災害

出光興産株式会社愛知製油所及び東亜共石株式会社名古屋製油所（現、ENEOS 株式会社知多製造所）が、共同で本市西之口沖伊勢湾中央部に原油陸揚げ用のシーバースを設置したことに伴い、大型タンカー、シーバース等から大規模な原油流出事故及び大火災のおそれがある。

昭和 50 年３月には知多市内の製油所に出入りするタンカーからの流出油事故により、本市ののり養殖は大きな被害を受けたが、これらの事故は、今後一層増加するおそれがある。

5　その他の災害

(1) 交通災害

列車及び自動車の転覆及び衝突並びに航空機の不時着、墜落等による大規模な交通災害は、交通量の激増、交通施設の大型化及びスピード化に伴い、いったん発生するとその被害は甚大となる。

(2) ガス爆発事故

ア　都市ガスによるガス爆発事故…

都市ガスは空気より軽いため拡散しやすいが、工事等で配管を損傷した場合には大事故が発生するおそれがある。…

イ　液化ガスによるガス爆発事故…

プロパンガスやブタンガスは空気より重いため滞留しやすく、本市においても小規模な爆発事故は多く発生しており、一般家庭、工場等の施設の増加、ガスタンクローリー車の交通事故等、状況により大規模なガス爆発事故の発生のおそれは増大している。

ウ　その他の高圧によるガス爆発事故及び漏えい事故

圧縮アセチレンガスその他の高圧ガスによるガス爆発、有毒ガスの漏えい事故等のおそれもある。

エ　火薬類による爆発事故…

火薬類は自然発火により爆発しやすく、本市においても爆発事故に伴い被害が発生しており、火薬類の管理が不適切な場合には大きな被害の発生のおそれがある。

(3) 流出油事故

危険物の取扱いに伴い、河川及び海上への流出油事故が発生しており、市民の生命、身体及び財産に多大な被害を及ぼす大規模な災害が発生するおそれがある。

市内に被害をもたらした過去の主な自然災害

発生日	災害名	市内の被害状況
昭和 19 年 12 月 6 日	東南海地震	・全壊 126 戸、半壊 849 戸
昭和 28 年 9 月 25 日	台風 13 号	・重傷 2 名、軽傷 80 名 ・全壊 76 戸、流失 62 戸、半壊 319 戸 ・床上浸水 1,734 戸、床下浸水 3,291 戸 ・災害救助法適用
昭和 34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風	・死者 13 名 ・重傷者 21 名 ・軽傷者 327 名 ・家屋流出 48 戸、全壊 210 戸、半壊 737 戸 ・床上浸水 1,527 戸、床下浸水 2,410 戸 ・応急仮設住宅 82 戸建設
昭和 36 年 6 月 26 日	昭和 36 年 集中豪雨	・全壊 8 戸、半壊 46 戸 ・床上浸水 388 戸、床下浸水 2,118 戸
昭和 49 年 7 月 25 日	昭和 49 年 集中豪雨	・総雨量 316.0 ㎜ ・１時間最大雨量 101.0 ㎜ ・全壊 2 戸、半壊 15 戸、一部損壊 19 戸 ・床上浸水 11,109 戸、床下浸水 2,913 戸

		・被害総額 5 億 2,400 万円 ・災害救助法適用
昭和 51 年 9 月 12 日	台風 17 号による 集中豪雨	・総雨量 303.5 ㎜ ・１時間最大雨量 59.0 ㎜ ・死者 1 名 ・全壊 3 戸、半壊 3 戸、一部損壊 5 戸 ・床上浸水 716 戸、床下浸水 1,593 戸 ・被害総額 20 億 4,300 万円
平成 12 年 9 月 11 日～12 日	東海豪雨	・総雨量 483.5 ㎜ ・１時間最大雨量 54.0 ㎜ ・一部損壊 4 戸、床上浸水 84 戸、 床下浸水 237 戸 ・被害総額 1 億 6,900 万円

Ⅴ　輸送車両等

1　市所有車両

（令和５年４月１日現在）

車　　種	台　数	車　　種	台　数
大型自動車	0	小型乗用自動車	0
普通貨物自動車	1	特殊自動車	0
小型貨物自動車	0	軽自動車（乗用）	7
普通自動車（マイクロバス）	1	軽貨物自動車	３４
普通乗用自動車	11	計	５４

2　警察船舶（常滑警察署管）

船　　名	長さ（m）	幅（m）	トン数（t）	運行速力（ノット）	定　　員（人）
とこなめ	18	4.2	19	38	11（乗員２人を含む）

3　漁業協同組合所管登録漁船

（令和５年４月１日現在）

鬼崎漁業協同組合	310
常滑漁業協同組合	57
小鈴谷漁業協同組合	61
計	428

4　ヘリコプター離着陸場

（令和５年４月１日現在）

名称	所在地	管理者	電話	申請ヘリコプター名
中部国際空港	セントレア1丁目1番地	中部空港事務所	38 － 2155	ドクターヘリ
青海中学校	金山字南平井 13 番地の1	学校長	42 － 0331	ドクターヘリ
三和小学校	久米字諏訪山 30 番地	学校長	42 － 0749	ドクターヘリ
常滑公園	金山字下砂原 78 番地の 1	生涯学習スポーツ課(市)	43 － 5111	ドクターヘリ、防災ヘリ
常滑高校	金山字四井池 10 番地	学校長	43 － 1151	ドクターヘリ
常滑中学校	字二ノ田 16 番地の 14	学校長	35 － 2375	ドクターヘリ
県営埠頭(常滑港)	新開町5丁目 75 番地	港湾課(県)	052－961－2111	ドクターヘリ
常滑西小学校	本町3丁目 136 番地	学校長	35 － 2104	ドクターヘリ
常滑東小学校	瀬木町4丁目 100 番地	学校長	35 － 2428	ドクターヘリ
旧常滑高校	奥栄町1丁目 168 番地	企画課(市)	35 － 5111	ドクターヘリ
西浦北小学校	井戸田町 3 丁目 177 番地	学校長	35 － 2164	ドクターヘリ
大曽公園	大曽町6丁目3番地	管理事務所(市)	35 － 2797	ドクターヘリ
青海公民館	大塚町地内	生涯学習スポーツ課(市)	43 － 5111	ドクターヘリ
山ノ神グラウンド	泉町2丁目	地内生涯学習スポーツ課(市)	43 － 5111	ドクターヘリ
りんくう本線料金所駐車場	りんくう町2丁目地内	愛知県道路公社道路管制室	21 － 2743	ドクターヘリ
西浦南小学校	古場字栗下前5番	学校長	35 － 4002	ドクターヘリ
南陵中学校	苅屋町5丁目 50 番地	学校長	37 － 0021	ドクターヘリ
小鈴谷小学校	大谷朝陽ヶ丘1丁目 94 番地	学校長	35 － 4005	ドクターヘリ
小鈴谷盛田(株)	小鈴谷字行田地内	盛田(株)	37 － 0511	ドクターヘリ

小脇公園	坂井字小脇 10 番地	管理事務所(市)	37 － 1531	ドクターヘリ、防災ヘリ
熊野農村公園	熊野町3丁目地内	都市計画課(市)	35 － 5111	ドクターヘリ
鬼崎北小学校	住吉町2丁目 56 番地	学校長	42 － 0222	ドクターヘリ
鬼崎南小学校	明和町 2 丁目 47 番地	学校長	35 － 2422	ドクターヘリ
鬼崎中学校	港町 3 丁目 1 番地	学校長	42 － 0221	ドクターヘリ
神明グラウンド	神明町 3 丁目 46 番地	生涯学習スポーツ課(市)	43 － 5111	ドクターヘリ
新浜グラウンド	新浜町3丁目 29 番地	生涯学習スポーツ課(市)	43 － 5111	ドクターヘリ
来明グラウンド	桧原字来明 1 番地の 39	生涯学習スポーツ課(市)	43 － 5111	ドクターヘリ
常滑消市防本部	飛香台3丁目 1 番地の2	消防本部消防署	35 － 7100	ドクターヘリ

※ヘリコプター運行時間

・ドクターヘリコプターは日の出から日没まで

・防災ヘリコプターは原則 8 時 45 分から 17 時 30 分までだが、航空隊の判断で安全が確保できれば夜間も運航できるため、24 時間要請可能。

Ⅲ　防災上注意すべき自然条件及び社会的条件

1 ため池

(1) 農業用ため池

池数	名称	地区	受益面積(ha)	満水面積(ha)	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(千㎥)	防災重点農業用ため池
1	北池	矢田	112.4	26	8	152	59	○
2	東路脇池	〃	1.5	0.6	7	82	8	
3	丸根池	〃	4.2	0.2	5	35	2	
4	天神池	〃	0.1	0.1	4	30	2	○
5	高峯池	久米	16.1	1.6	7.3	106	27	
6	南沢池	〃	4	0.2	4	80	19	○
7	濁池	〃	3.3	1.2	4.4	137	20	
8	申田池	〃	8.1	0.9	4.5	80	14	○
9	篭池	〃	6.5	0.7	6	84	8	
10	新池	〃	2.8	0.2	5	113	11	
11	金色下池	前山	5	0.5	8.3	94	12	
12	四池	〃	3	8.7	2.8	82	5	
13	江南田池	〃	31.3	1	3	90	6	
14	坊田池	〃	1.3	0.2	9	70	19	
15	小倉上池	〃	22.5	0.7	5.6	88	9	
16	金色上池	〃	1	0.3	3	50	4	
17	曽衛上池	〃	0.8	0.2	9.8	46	5	
18	石瀬池	石瀬	4.8	0.6	6.3	59	10	○
19	三ツ池下	宮山	6	0.3	5	38	3	○
20	深間下池	蒲池	10.7	0.5	7	89	14	○
21	糠子下池	西之口	3.7	0.7	8.8	89	12	
22	玉越池	榎戸	37.2	3.4	9.1	178	80	○
23	四ツ池上	〃	23.3	0.4	6.6	77	25	○
24	四ツ池中	〃	23.3	0.5	5.9	73	6	○
25	四ツ池下	〃	23.3	0.4	6	80	5	○
26	郷名池	多屋	1.6	1.8	5.8	72	10	
27	南大根山1号池	〃	0.6	0.1	2	16	0.6	
28	茨廻間池	〃	3.7	0.9	6.5	100	16	
29	陣土池	〃	0.2	1.1	4	48	4	○
30	毘沙グゼ2号池	〃	0.6	0.1	2	6	0.6	
31	二ノ田池	瀬木	2.5	0.7	3	80	10	○
32	椎池	〃	2.5	1.1	5.3	182	13	○
33	天竺池	奥条	2.4	0.2	5	45	4	

池数	名称	地区	受益面積(ha)	満水面積(ha)	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(千m³)	防災重点農業用ため池
34	青池	〃	2.5	0.2	8	89	33	○
35	高坂池	〃	0.3	0.5	7	86	19	
36	三ツ池	〃	1.6	0.4	4.8	63	5	○
37	大窯池	〃	8	0.6	5.4	123	8	○
38	池田口池	〃	2.7	1	6.6	105	15	○
39	新池	〃	2.1	1.4	4.8	85	13	○
40	西新田池	〃	0.5	0.4	2	100	3	
41	花狭間池	〃	3	0.5	7	135	8	○
42	大流1号池	〃	0.6	0.1	2	7	0.6	
43	大流2号池	〃	0.6	0.1	2	30	0.6	
44	新池2号池	〃	0.6	0.1	2	18	0.6	
45	椎田奥池	〃	0.3	0.2	4	50	3	
46	呑田池	樽水	13.8	1.3	4.5	83	21	
47	竹ノ水池	〃	1.5	1.5	5	88	29	
48	西頭高2号池	〃	0.6	0.1	2	20	0.6	
49	島池	〃	19.4	1.8	5.5	151	30	○
50	徳池	西阿野	38.9	1.4	8.8	201	28	○
51	十文字池	〃	36.1	0.8	5	55	15	○
52	半月池	〃	1.8	0.3	5	50	6	○
53	二ツ池	〃	3.8	1	6.7	146	24	○
54	三ツ池	〃	3.8	1	5.7	47	5	○
55	高城池	古 場	9	0.2	5	38	1	
56	新水池	〃	0.2	0.3	5	78	3	
57	檜原大池	檜原	10.3	7	5	194	105	○
58	山田池	〃	0.9	0.2	5	40	2	
59	小長曽1号池	〃	0.6	0.1	2	27	0.6	○
60	孫廻間1号池	大谷	0.6	0.1	2	22	0.6	
61	亀塚池	〃	5.3	0.7	6	104	5	
62	菖蒲池	〃	33.3	0.6	4	55	9	○
63	井間池	〃	0.3	3	5	38	3	
64	猿喰池	〃	26.1	0.8	4	43	13	
65	松ケ坪池	〃	0.5	3	5	62	3	
66	拉原池	〃	4.5	0.2	3	35	1	
67	下細谷池	小鈴谷	0.2	2	5	60	6	○
68	隠廻間池	〃	23.7	0.3	5	68	9	○
69	下沢池	〃	1.2	0.7	5.2	129	8	
70	葭池	〃	2.5	0.6	6.2	72	8	○
71	上沢池	〃	0.5	0.1	6	40	2	

池数	名称	地区	受益面積(ha)	満水面積(ha)	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(千m³)	防災重点農業用ため池
72	竹ノ奥池	広目	0.1	0.4	5.4	50	11	
73	笠取池	〃	2.4	0.9	5.2	109	13	
74	若松谷池	〃	15	2.7	7.2	103	51	○
75	白萱池	〃	33.7	0.6	4.6	67	6	○

(2)老朽ため池　　（令和４年４月１ 日現在）

ため池名	位置	危険情報
坊田池	金山	悲観、堤防、余水吐き老朽化

２　急斜地崩落危険個所

（令和５年４月１日現在）

No.	箇所番号	箇所名	所在地	がけの形態			被害が予想される施設数			急傾斜地崩壊危険区域指定	災害危険区域指定	摘　要
				角度(°)	高さ(m)	長さ(m)	住家	公共的建物	要配慮者施設			
1	110568	東根組（Ⅱ）	矢田字東根組	39	11	130	11					
2	110569	東根組	矢田字東根組	60	15	220	52			○	○	S55 急傾斜地崩壊対策事業完了
3	110570	西根組	矢田字西根組	50	10	160	13			○	○	S50 急傾斜地崩壊対策事業完了
4	110571	半月	西阿野字半月	46	20	180	12					
5	110572	亀井戸-1	小鈴谷字亀井戸	49	7	240	6					
6	110573	屋敷	金山字屋敷	48	12	150	1		1			
7	110574	金荒子	榎戸町１丁目	40	8	160	17		1	○	○	S63 急傾斜地崩壊対策事業完了
8	110575	榎戸町２丁目	榎戸町２丁目	62	7	130	14					
9	110576	山際北	大和町２・３丁目	65	10	360	49			○	○	S63 急傾斜地崩壊対策事業完了
10	110579	原松町	原松町５・６丁目	60	15	290	46			○	○	H14 急傾斜地崩壊対策事業完了
11	110581	北郷	北条３・４丁目	50	11	630	51			○	○	S63 急傾斜地崩壊対策事業完了
12	110582	中郷	栄町２丁目	50	11	170	12			○	○	S62 急傾斜地崩壊対策事業完了
13	110583	陶郷町２・３丁目	陶郷町２・３丁目	55	13	450	64					
14	110584	郷枝	千代ヶ丘４丁目	40	11	400	27			○	○	S54 急傾斜地崩壊対策事業完了
15	110585	瀬木町４丁目	瀬木町４丁目	33	13	250	12					
16	110586	瀬木町３丁目（Ⅲ）	瀬木町３丁目	45	8	140	17					H2 急傾斜地崩壊対策事業完了
17	110587	瀬木町３丁目（Ⅱ）	瀬木町1-3丁目、奥条1-5丁目	45	9	160	16			○	○	H11 急傾斜地崩壊対策事業完了
18	110588	栄町３丁目	栄町３丁目	35	12	150	12					
19	110589	栄町６丁目	栄町６丁目	40	16	240	35			○		H15 急傾斜地崩壊対策事業完了
20	110590	大曽町５丁目	大曽町５丁目	39	17	120	5					
21	110591	奥条	奥条５・６丁目	70	18	750	87		1	○	○	H5 急傾斜地崩壊対策事業完了
22	110592	奥栄町２丁目（Ⅰ）	奥栄町２丁目	40	13	280	27			○	○	
23	110593	奥栄町２丁目（Ⅱ）	奥栄町１・２丁目	60	17	260	16					
24	110594	市場	市場町２・４・５丁目	50	6	160	24		1	○	○	H17 区域拡大 現在施工中
25	110595	山方町２丁目	山方町２・３丁目	58	7	100	10					
26	110596	丸山	山方町５丁目	35	8	145	15			○	○	S57 急傾斜地崩壊対策事業完了
27	110597	山方町４丁目	山方町４・５丁目	40	15	210	11			○	○	H14 急傾斜地崩壊対策事業完了
28	110598	保示町２丁目	保示町２丁目	53	7	70	15					
29	110599	平井（Ⅱ）	樽水町３丁目	55	20	255	65			○	○	H1 急傾斜地崩壊対策事業完了
30	110600	樽水町４丁目	樽水町４丁目	42	11	60	0			○	○	区域統合 H12 急傾斜地崩壊対策事業完了
31	110601	平井（Ⅰ）	樽水町４丁目	60	18	126	9		1	○	○	
32	110602	泉町２丁目	泉町２丁目	57	10	320	19					
33	110603	坂根	檜原字坂根、平井畑	37	11	270	8					
34	110604	西前田	檜原字西前田	42	18	180	13					
35	110605	熊野町３丁目	熊野町３丁目	40	9	180	19					
36	110606	古場町３丁目	古場町３丁目、字山ノ神	35	24	510	31	1	1			
37	110607	鴨	大谷字鴨	40	19	60	7					

No	箇所番号	箇所名	所在地	がけの形態			被害が予想される施設数			急傾斜地崩壊危険区域指定	災害危険区域指定	摘　要
				角度(°)	高さ(m)	長さ(m)	住家	公共的建物	要配慮者施設			
38	110608	芦狭間	大谷字芦狭間	53	10	180	20					
39	110609	輪ノ内	大谷字輪ノ内	38	12	230	14					
40	110610	浜條	大谷字浜條	50	19	550	27			○	○	H12区域拡大　H18急傾斜地崩壊対策事業完了
41	110611	悉部	大谷字悉部、松ヶ坪	44	13	120	9					
42	110612	坦ボ	大谷字坦ボ、道向	36	11	110	10					
43	110613	北山下	小鈴谷字北山下、梶田	55	24	210	23					
44	110614	梶田	小鈴谷字梶田	50	8	290	10					
45	110615	亀井戸	小鈴谷字亀井戸	40	9	150	6					
46	110616	堀切	小鈴谷字堀切	81	9	330	18					
47	110617	西ノ坊（Ⅱ）	広目字西ノ坊	34	7	100	10					
48	110618	西ノ坊	広目字西ノ坊	42	15	80	13					
49	110619	中田	坂井字中田	65	6	170	9					
50	110620	板屋	坂井字板屋、東垣内	53	10	280	25					
51	110621	北浜田	坂井字北浜田	62	18	140	10					
52	112662	青海	金山字西下手、油手	36	10	430	12					H15 急傾斜地崩壊対策事業完了
53	120153	栄町４丁目	栄町４丁目	70	7	110	15					
54	120154	白山町６丁目	白山町６丁目	70	6	70	26					
55	120155	道向	大谷字道向	42	28	60	0	1				
56	210408	東根組-1	矢田字東根組	33	12	65	1					
57	210409	谷海道-1	矢田字谷海道	60	18	65	1					
58	210410	西下手-1	金山字西下手	46	15	120	3					
59	210414	古道-1	字古道	78	16	250	2					
60	210415	平井畑-1	檜原字平井畑	30	12	30	1					
61	210416	鴨-1	大谷字鴨	55	11	25	1					
62	210417	芦狭間-1	大谷字芦狭間	37	14	120	4					
63	210418	夕灘-1	小鈴谷字夕灘	36	8	70	1					
64	210419	脇浜-1	小鈴谷字脇浜	70	28	310	2					
65	210420	狭間-1	坂井字狭間	36	6	200	4					
66	210421	大和町-1	大和町	37	7	30	1					
67	210422	山方町-1	山方町２丁目	65	8	100	3					
68	210423	山方町-2	山方町８丁目	45	7	30	1					
69	210424	熊野町-1	熊野町２丁目	50	7	50	3					
70	220116	油田-1	小鈴谷字油田、赤松	34	15	250	4					
71	220117	常滑市-1	北条４丁目	33	7	40	4					
72	－	山方町７丁目丸山（Ⅱ）	山方町７丁目	56	17	123	14			○	○	

（参考）
・急傾斜地崩壊危険箇所：傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜で人家1戸以上、又は、公共的建物に被害が及ぶ恐れのあるとされた箇所
・急傾斜地崩壊危険区域：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき知事が指定した区域
・災害危険区域：建築基準法に基づき、愛知県建築基準条例第２条により愛知県知事が指定した区域

3　土砂災害警戒区域等　（令和５年４月１日現在）

No.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因とる自然現象の種類	告示年月日
1	青海町1丁目1 (216-K-001)	青海町1丁目	急傾斜地の崩壊	H19.2.27 (特・警)
2	神明町1丁目1 (216-K-002)	神明町1丁目	急傾斜地の崩壊	H19.2.27 (特・警)
3	樽水町4丁目 (216-K-003)	樽水町4丁目	急傾斜地の崩壊	H19.2.27 (特・警)
4	栄町6丁目－1 (216-K-004)	栄町6丁目	急傾斜地の崩壊	H20.3.18 (特・警)
5	栄町6丁目－2 (216-K-005)	栄町6丁目	急傾斜地の崩壊	H20.3.18 （警）
6	栄町6丁目－3 (216-K-006)	栄町6丁目	急傾斜地の崩壊	H20.3.18 (特・警)
7	瀬木町4丁目－1 (216-K-007)	瀬木町4丁目	急傾斜地の崩壊	H21.8.7 (特・警)
8	瀬木町4丁目－2 (216-K-008)	瀬木町4丁目	急傾斜地の崩壊	H21.8.7 (特・警)
9	奥栄町2丁目1－2 (216-K-010)	奥栄町2丁目	急傾斜地の崩壊	H21.8.7 (特・警)
10	奥栄町2丁目1－3 (216-K-011－1)	奥栄町2丁目	急傾斜地の崩壊	H27.3.20 （警）
11	陶郷町2,3丁目－1 (216-K-012－1)	陶郷町2丁目	急傾斜地の崩壊	H29.3.28 （警）
12	陶郷町2,3丁目－2 (216-K-013)	陶郷町3丁目	急傾斜地の崩壊	H22.6.25 (特・警)
13	梶田－1 (216-K-014)	小鈴谷字梶田	急傾斜地の崩壊	H22.6.25 (特・警)
14	梶田－2 (216-K-015)	小鈴谷字梶田	急傾斜地の崩壊	H22.6.25 (特・警)
15	丸山(Ⅱ) (216-K-016－1)	山方町7丁目	急傾斜地の崩壊	H29.3.28 （警）
16	浜條－1 (216-K-017)	大谷字浜條	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)
17	浜條－2 (216-K-018)	大谷字奥條	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)
18	浜條－3 (216-K-019)	大谷字奥條	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)
19	浜條－4 (216-K-020)	大谷字悉部	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)
20	東根組 (216-K-021)	矢田字東根組	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)
21	常滑市1－1 (216-K-022)	北条4丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)
22	常滑市1－2 (216-K-023)	北条4丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)
23	瀬木町3丁目(Ⅱ)－1 (216-K-024)	瀬木町3丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)
24	瀬木町3丁目(Ⅱ)－2 (216-K-025)	瀬木町3丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)
25	瀬木町3丁目(Ⅱ)－3 (216-K-026)	瀬木町1丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)
26	瀬木町3丁目(Ⅱ)－4 (216-K-027)	奥条1丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 （警）
27	瀬木町3丁目(Ⅱ)－5 (216-K-028)	奥条1丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 （警）
28	瀬木町3丁目(Ⅱ)－6 (216-K-029)	瀬木町3丁目	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)
29	半月 (216-K-030)	西阿野字半月	急傾斜地の崩壊	H23.12.27 (特・警)

№.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因となる自然現象の種類	告示年月日
30	山方町－1 (216-K-031)	山方町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)
31	白山町6丁目 (216-K-032)	白山町6丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)
32	平井(Ⅰ) (216-K-033)	樽水町4丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)
33	古場町3丁目A (216-K-034)	古場町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)
34	古場町3丁目B (216-K-035)	古場町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (警)
35	古場町3丁目C (216-K-036)	古場字栗下前	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)
36	西前田A (216-K-037)	桧原字西前田	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)
37	西前田B (216-K-038)	桧原字西前田	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)
38	西前田C (216-K-039)	桧原字西前田	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)
39	亀井戸－1 (216-K-040)	小鈴谷字梶田	急傾斜地の崩壊	H 22.6.25 (特・警)
40	亀井戸 (216-K-041)	小鈴谷字梶田	急傾斜地の崩壊	H 22.6.25 (特・警)
41	屋敷 (216-K-042)	金山字屋敷	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)
42	金荒子 (216-K-043)	榎戸町1丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)
43	榎戸町2丁目 (216-K-044)	榎戸町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 25.3.22 (特・警)
44	山際北A (216-K-045)	明和町5丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
45	山際北B (216-K-046)	大和町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
46	栄町3丁目 (216-K-047)	栄町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
47	瀬木町3丁目(Ⅲ) (216-K-048)	瀬木町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
48	市場 (216-K-049)	市場町4丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (警)
49	山方町2丁目 (216-K-050)	山方町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
50	奥栄町2丁目(Ⅱ) (216-K-051)	奥栄町1丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
51	山方町4丁目A (216-K-052)	山方町4丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
52	山方町4丁目B (216-K-053)	山方町4丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
53	保示町2丁目 (216-K-054)	保示町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
54	平井(Ⅱ) (216-K-055)	樽水町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
55	泉町2丁目A (216-K-056)	泉町1丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
56	泉町2丁目B (216-K-057)	泉町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
57	泉町2丁目C (216-K-058)	泉町2丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
58	熊野町3丁目 (216-K-059)	熊野町3丁目	急傾斜地の崩壊	H 26.3.18 (特・警)
59	東根組(Ⅱ) (216-K-060)	矢田字東根組	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
60	西根組 (216-K-061)	矢田字西根組	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)

No.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因となる自然現象の種類	告示年月日
61	大曽町5丁目A (216-K-062)	大曽町5丁目	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
62	大曽町5丁目B (216-K-063)	大曽町5丁目	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
63	鴨 (216-K-064)	大谷字鴨	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
64	芦狭間 (216-K-065)	大谷字芦狭間	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
65	輪ノ内A (216-K-066)	大谷字輪ノ内	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
66	輪ノ内B (216-K-067)	大谷字輪ノ内	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
67	悉部 (216-K-068)	大谷字悉部	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
68	道向－1 (216-K-069)	大谷字道向	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
69	北山下 (216-K-070)	小鈴谷字北山下	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
70	堀切 (216-K-071)	小鈴谷字堀切	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
71	中田 (216-K-072)	坂井字中田	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
72	北浜田A (216-K-073)	坂井字北浜田	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
73	北浜田B (216-K-074)	坂井字北浜田	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
74	道向 (216-K-075)	大谷字道向	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
75	谷海道－1 (216-K-076)	矢田字谷海道	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
76	荒子 (216-K-077)	小鈴谷字荒子	急傾斜地の崩壊	H 28.3.25 (特・警)
77	奥条 (216-K-078-1)	奥条5丁目	急傾斜地の崩壊	H28.10.21 (特・警)
78	原松町五丁目 (216-K-079)	原松町五丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (警)
79	原松町六丁目－1 (216-K-080)	原松町六丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
80	北郷 (216-K-081)	北条三丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (警)
81	北条四丁目－1 (216-K-082)	北条四丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
82	中郷 (216-K-083)	栄町二丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (警)
83	郷枝 (216-K-084)	千代ケ丘四丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (警)
84	山方町五丁目－1 (216-K-085)	山方町五丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
85	金山油手－1 (216-K-086)	金山字油手	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (警)
86	金山西下手－1A (216-K-087)	金山字西下手	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
87	金山西下手－1B (216-K-088)	金山字西下手	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
88	西下手－1 (216-K-089)	金山字西下手	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
89	古道－1A (216-K-090)	字古道	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
90	古道－1B (216-K-091)	字古道	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)

No.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因となる自然現象の種類	告示年月日
91	古道－1C (216-K-092)	字古道	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
92	平井畑－1 (216-K-093)	桧原字平井畑	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
93	鴨－1 (216-K-094)	大谷字鴨	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
94	芦狭間－1 (216-K-095)	大谷字芦狭間	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
95	脇浜－1A (216-K-096)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
96	脇浜－1B (216-K-097)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
97	脇浜－1C (216-K-098)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (警)
98	脇浜－1D (216-K-099)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
99	脇浜－1E (216-K-100)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
100	脇浜－1F (216-K-101)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
101	山方町－2A (216-K-102)	山方町八丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
102	山方町－2B (216-K-103)	山方町八丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
103	熊野町－1 (216-K-104)	熊野町一丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
104	油田－1A (216-K-105)	大谷字油田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
105	油田－1B (216-K-106)	大谷字油田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
106	古道東割－1 (216-K-107)	字古道東割	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
107	長峰一ノ切－1 (216-K-108)	字長峰一ノ切	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
108	長峰一ノ切－2 (216-K-109)	字長峰一ノ切	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
109	西前田－1A (216-K-110)	桧原字西前田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
110	西前田－1B (216-K-111)	桧原字西前田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
111	坂森－1 (216-K-112)	大谷字坂森	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
112	坂森－2A (216-K-113)	大谷字坂森	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
113	坂森－2B (216-K-114)	大谷字坂森	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
114	脇浜－2 (216-K-115)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
115	城下－1 (216-K-116)	金山字城下	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
116	金山城山－1 (216-K-117)	金山字城山	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
117	油手－2 (216-K-118)	金山字油手	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
118	六反田－1 (216-K-119)	金山字六反田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
119	深谷－2 (216-K-120)	金山字深谷	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
120	東頭高－2 (216-K-121)	樽水字東頭高	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
121	神水－2 (216-K-122)	桧原字神水	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
122	三郎谷－1 (216-K-123)	桧原字三郎谷	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
123	井山－1 (216-K-124)	桧原字井山	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)

No.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因となる自然現象の種類	告示年月日
124	来明－1 (216-K-125)	桧原字来明	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
125	深田－1A (216-K-126)	苅屋字深田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
126	深田－1B (216-K-127)	苅屋字深田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
127	脇浜－3 (216-K-128)	小鈴谷字脇浜	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
128	矢田石田－1 (216-K-129)	矢田字石田	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
129	西ノ脇－1 (216-K-130)	小鈴谷字西ノ脇	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
130	陶郷町四丁目－1 (216-K-131)	陶郷町四丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
131	千代ケ丘四丁目－1 (216-K-132)	千代ケ丘四丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (警)
132	千代ケ丘四丁目－2 (216-K-133)	千代ケ丘四丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
133	堕星－1 (216-K-134)	字堕星	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
134	大谷坂森－1 (216-K-135)	大谷字坂森	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
135	山方町五丁目－2 (216-K-136)	山方町五丁目	急傾斜地の崩壊	H31.3.8 (特・警)
136	西根組―2 (216-k-137)	矢田字西根組	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
137	金山城山―2 (216-k-138)	金山字城山	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
138	屋敷―2 (216-k-139)	金山字屋敷	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
139	桜谷―1 (216-k-140)	金山字桜谷	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
140	菖蒲池-1 (216-K-141)	金山字菖蒲池	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
141	新田-1 (216-K-142)	金山字新田	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
142	新田-2 (216-K-143)	金山字新田	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
143	見付-1 (216-K-144)	金山字見付	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
144	東根組-3 (216-K-145)	矢田字東根組	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
145	東根組-4 (216-K-146)	矢田字東根組	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
146	蒲池町4丁目-1 (216-K-147)	蒲池町4丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
147	榎戸町4丁目-1 (216-K-148)	榎戸町4丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
148	南大根山-1 (216-K-149)	金山字南大根山	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (警)
149	茨廻間-2 (216-K-150)	多屋字茨廻間	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
150	千代ケ丘1丁目-1 (216-K-151)	千代ケ丘1丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
151	北条4丁目-2 (216-K-152)	北条4丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
152	萱苅口-1 (216-K-153)	字萱苅口	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
153	斧口-1 (216-K-154)	字斧口	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (警)
154	高坂-1 (216-K-155)	字高坂	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
155	高坂-2 (216-K-156)	字高坂	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)

No.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因となる自然現象の種類	告示年月日
156	陶郷町1丁目-1 (216-K-157)	陶郷町1丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
157	栄町7丁目-1 (216-K-159)	栄町7丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
158	千代ケ丘2丁目-1 (216-K-160)	千代ケ丘2丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
159	千代ケ丘3丁目-1 (216-K-161)	千代ケ丘3丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (警)
160	千代ケ丘4丁目-3 (216-K-162)	千代ケ丘4丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
161	千代ケ丘2丁目-2 (216-K-163)	千代ケ丘2丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
162	社辺-1 (216-K-164)	字社辺	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
163	千代-2 (216-K-165)	字千代	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
164	社辺-2 (216-K-166)	字社辺	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
165	千代-3 (216-K-167)	字千代	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
166	鳥根-1 (216-K-168)	字鳥根	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
167	山方町3丁目-1 (216-K-169)	山方町3丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
168	山方町6丁目-1 (216-K-170)	山方町6丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
169	山方町6丁目-2 (216-K-171)	山方町6丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
170	山方町6丁目-3 (216-K-172)	山方町6丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
171	保示町1丁目-1 (216-K-173)	保示町1丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
172	奥栄町1丁目-1 (216-K-174)	奥栄町1丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (警)
173	椎田奥-1 (216-K-175)	字椎田奥	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
174	白山町3丁目-1 (216-K-176)	白山町3丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
175	奥栄町1丁目-2 (216-K-177)	奥栄町1丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (警)
176	白山町2丁目-1 (216-K-178)	白山町2丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
177	白山町2丁目-2 (216-K-179)	白山町2丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
178	泉町3丁目-1 (216-K-180)	泉町3丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (警)
179	古道東割-2 (216-K-181)	字古道東割	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
180	大流-1 (216-K-182)	字大流	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
181	山方町2丁目-1 (216-K-183)	山方町2丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
182	天竺-2 (216-K-184)	常滑字天竺	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
183	須ケ廻間-1 (216-K-185)	西阿野字須ヶ廻間	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (警)
184	苅屋町5丁目-1 (216-K-186)	苅屋町5丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
185	苅屋町4丁目-1 (216-K-187)	苅屋町4丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
186	苅屋町4丁目-2 (216-K-188)	苅屋町4丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
187	苅屋町4丁目-3 (216-K-189)	苅屋町4丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
188	来明-3 (216-K-190)	檜原字来明	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (警)
No.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因となる自然現象の種類	告示年月日

189	東前田-1 (216-K-191)	檜原字東前田	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
190	長曽-1 (216-K-192)	檜原字長曽	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
191	長曽-2 (216-K-193)	檜原字長曽	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
192	長曽-3 (216-K-194)	檜原字長曽	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
193	鍋山-1 (216-K-195)	檜原字鍋山	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (警)
No.	区域の名称	指定の区域	土砂災害の原因となる 自然現象の種類	告示年月日
194	鴨-2 (216-K-196)	大谷字鴨	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
195	鴨-3 (216-K-197)	大谷字鴨	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (警)
196	道向-2 (216-K-198)	大谷字道向	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
197	油田-2 (216-K-199)	大谷字油田	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
198	北山下-2 (216-K-200)	小鈴谷字北山下	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
199	赤松-1 (216-K-201)	小鈴谷字赤松	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
200	亀井戸-2 (216-K-202)	小鈴谷字亀井戸	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
201	亀井戸-3 (216-K-203)	小鈴谷字亀井戸	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
202	荒子-2 (216-K-204)	小鈴谷字荒子	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
203	行田-3 (216-K-205)	小鈴谷字行田	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
204	向井-1 (216-K-206)	坂井字向井	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
205	西之坊-3 (216-K-207)	広目字西之坊	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
206	竹之奥-3 (216-K-208)	広目字竹之奥	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
207	竹之奥-4 (216-K-209)	広目字竹之奥	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
208	南浜田-1 (216-K-210)	坂井字南浜田	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)
209	苅屋町4丁目-4 (216-K-211)	苅屋町4丁目	急傾斜地の崩壊	R5.6.20 (特・警)

※指定内容の「特」は特別警戒区域、「警」は警戒区域を表す。

参考：土砂災害警戒区域等の定義

土砂災害警戒区域 （２０９箇所）	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上端から 10 m以内）斜面及び斜面下部（斜面の下部から斜面の高さの2倍以内）の区域
土砂災害特別警戒区域 **（１８４箇所）**	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、知事が指定した区域であり、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、このうち建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定している。

４　山腹崩壊危険個所

（令和５年４月１日現在）

地区名	位置	地区名	位置
半 月	西阿野字半月	白 山	白山町
北浜田	坂井字北浜田	山ノ神	古場字山ノ神
西ノ坊	広目字西ノ坊	神 水	檜原字神水
山之田	檜原字山之田	輪ノ内	大谷字輪ノ内
青 海	青海町	赤 松	小鈴谷字赤松
南蛇廻間	字南蛇廻間	小 脇	坂井字小脇

５　土砂・山地災害区域内の要配慮者関連施設

関連施設名	住　　所	関連施設の分類	土砂・山地災害危険箇所の種類	避難場所
青海こども園	金山字油手６	児童福祉施設	急傾斜地崩壊危険箇所 山腹崩壊危険地区	青海中学校
鬼崎中保育園	榎戸町１丁目 106	〃	急傾斜地崩壊危険箇所	鬼崎中学校
常滑児童センター	瀬木町１丁目 105	〃	〃	瀬木保育園
西浦南保育園	古場町３丁目 89	〃	急傾斜地崩壊危険箇所 山腹崩壊危険地区	南陵中学校
西浦南小学校	古場字栗下前５	小学校	急傾斜地崩壊危険箇所	南陵公民館
養護老人ホーム しろやま	金山字屋敷 30-1	養護老人ホーム	〃	青海公民館

６　道路危険個所

（令和５年４月１日）

場　　所	道　　路
小 鈴 谷　南景楼西側	県道 小鈴谷河和線
〃　堀切	〃　〃
坂　　井　道法垣内	〃　〃
樽水・山方　旧西浦北保育園東側付近	市道　2524 号
奥　　条　常石保育園東側付近	国道　247 号

7　危険物施設状況表

（令和５年４月１日現在）

区分＼製造所等の別		合計	製造所	貯蔵所								取扱所						
				小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	給油				販売	一般
													営業用	自家用	航空機	船舶		
規制別		240		168	34	35	34	29	4	29	3	72	17	12	2	2	1	38
指定数量	５倍以下	102		84	22	12	12	13	3	21	1	18		4			1	13
	５倍を超え10倍以下	59		43	10	4	19	5	1	2	2	16		2				14
	10倍を超え50倍以下	45		30	2	10	3	9		6		15	1	3	1	1		9
	50倍を超え100倍以下	10		3		2		1				7	3	3				1
	100倍を超え150倍以下	2										2	2					
	150倍を超え200倍以下	6		2		2						4	4					
	200倍を超え1,000倍以下	10		1				1				9	7			1		1
	1,000倍を超え5,000倍以下	1										1			1			
	5,000倍を超え10,000倍以下	5		5		5												
地域別防火	準防火	56		38	4	4	10	8		12		18	4	2		2	1	9
	無指定	184		130	30	31	24	21	4	17	3	54	13	10	2			29
用途地域別	工業	8		7	2		3	1		1		1						1
	準工業	62		44	8	7	18	8		3		18	6	1	1	1		9
	商業	28		18	2		1	4		11		10	3	1		1	1	4
	住居	26		18	2	3	5	4	1	3		8	2	3				3
	無指定	116		81	20	25	7	12	3	11	3	35	6	7	1			21
地区別	三和	25		14	6	4	1	3				11	2	2				7
	大野	1		1						1								
	鬼崎	34		26	2	9	10	2		2	1	8	3	2				3
	常滑	130		93	13	14	19	23	1	22	1	37	8	4	2	2	1	20
	西浦	25		18	2	7	2	1	1	4	1	7	3	1				3
	小鈴谷	25		16	11	1	2		2			9	1	3				5

8　高圧ガス等主要事業所

ＬＰガス　　5

（令和５年４月１日現在）

９　津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設　（令和５年４月１日現在）

施設名	住所	施設の分類	区域の種類
大野小学校	大野町 10 丁目 70	小 学 校	津波災害警戒区域
常滑西小学校	本町３丁目 136	小 学 校	津波災害警戒区域
鬼崎中学校	港町３丁目１	中 学 校	津波災害警戒区域
鬼崎西保育園	新田町２丁目 18-3	保育園	津波災害警戒区域

※津波防災地域づくりに関する法律第５４条第４項の規定に基づき、市が定める要配慮者利用施設

10　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設　（令和５年４年１日現在）

施設名	住所	施設の分類	区域の名称	区域の種類
鬼崎中保育園	榎戸町１丁目 106	児童福祉施設	金荒子（216-K-043）	土砂災害警戒区域
常滑児童センター	瀬木町１丁目 105	児童福祉施設	瀬木町３丁目（Ⅱ）－３（216-K-026）	土砂災害警戒区域
西浦南保育園	古場町３丁目 89	児童福祉施設	古場町３丁目Ｂ（216-K-035）	土砂災害警戒区域
西浦南小学校	古場字栗下前５	小 学 校	古場町３丁目Ｃ（216-K-036）	土砂災害警戒区域

※土砂災害防止法第８条の規定に基づき、市が定める要配慮者利用施設

11　高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設　（令和４年４月１日現在）

施設名	住所	施設の分類	区域の種類
大野小学校	大野町 10 丁目 70	小 学 校	高潮浸水想定区域
鬼崎北小学校	住吉町２丁目 56	小 学 校	高潮浸水想定区域
鬼崎南小学校	明和町２ 丁目 47	小 学 校	高潮浸水想定区域
常滑西小学校	本町３丁目 136	小 学 校	高潮浸水想定区域
鬼崎中学校	港町３丁目 1	小 学 校	高潮浸水想定区域
西之口児童館	西之口８丁目６０	児童館	高潮浸水想定区域
常滑児童センター	瀬木町１丁目 105	児童センター	高潮浸水想定区域
西浦南児童館	古場町７丁目 16－３	児童館	高潮浸水想定区域
三和西保育園	小倉町８丁目 110	保育園	高潮浸水想定区域
鬼崎西保育園	新田町２丁目 18-３	保育園	高潮浸水想定区域

※土砂災害防止法第８条の規定に基づき、市が定める要配慮者利用施設

Ⅳ　防災上重要な施設・設備等

１ 気象等観測施設

観測場所	観測種別
常 滑 市 役 所	震度
常滑市消防本部	風向、風速、気圧、気温、湿度、雨量

２　消防用施設・設備

(1) 消防本部保有消防力　　(令和５年４月１日現在)

消防ポンプ自動車等　７台
- 化学消防ポンプ自動車　（Ｖ型）　１台
- 小型動力ポンプ付水槽車（Ⅱ型）　１台
- 水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）　１台
- 消防ポンプ自動車　（CD－ Ⅰ型）　１台
- 小型動力ポンプ付積載車　２台
- 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅰ型）　１台

救急車　４台

救助・支援車両　５台

広報等車両　５台

消防職員　99 人（男 96 人　女 3 人）

(2) 消防団保有消防力　　(令和５年４月１日現在)

１１台
- 団本部多機能車　１台
- 消防ポンプ自動車　９台
- 小型動力ポンプ付積載車　１台

129 人（４分団制）

(3) 化学消化剤の備蓄　　(令和５年４月１日現在)

水性膜泡消火薬剤	メガフォーム　Ｆ－ 623 Ｔ（３％型）
	816L

(4)　流出油防除資機材　　(令和５年４月１日現在)

油処理剤		油 吸 着 材		オイルフェンス		保管場所	電 話
製品名	数量	製 品 名	数量	製品名	数量		
中和剤	306ℓ	タフネスオイルブロッター	342 kg	B 型	100m	消防本部	35－0119
凝固剤	18ℓ			その他	120m		

(5)　自衛消防隊消防力　　(令和５年４月１日現在)

会社・工場名 / 消防隊名	所在地	隊員数			ポンプ等の台数			応援出動		備考（電話）
		専任消防隊員数	非専任消防隊員数	計	普通消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	その他	応援出動はしない	応援出動をする	
株式会社デンソーダイシン デンソーダイシン職場防災隊	久米字御林 200		274	274					○	44-0077
株式会社 LIXIL 大谷工場 株式会社 LIXIL 大谷工場自衛消防隊	大谷字坂森 50		9	9				○		37-0373
株式会社 LIXIL 榎戸工場 株式会社 LIXIL 榎戸工場自衛消防隊	港町３丁目 77		56	56					○	42-2101
株式会社 LIXIL 久米事業所 株式会社 LIXIL 久米事業所自衛消防隊	久米字鎗場 97-1		4	4		1		○		44-0333
株式会社 LIXIL 常滑東工場 株式会社LIXIL 常滑東工場自衛消防隊	奥栄町１丁目 47		4	4				○		34-7926
常滑市民病院 常滑市民病院自衛消防隊	飛香台３丁目 3-3		430	430				○		35-3170
常滑市役所 常滑市役所自衛消防隊	飛香台３丁目 3-5		275	275				○		35-5111
株式会社マキノ マキノ自衛消防隊	大曽町３丁目１		20	20					○	36-0111
ジャニス工業株式会社 ジャニス工業自衛消防隊	唐崎町２丁目 88		18	18		3			○	35-3150
株式会社稲葉エネクス 稲葉エネクス自衛消防隊	古場町６丁目 29		16	16			ディーゼルエンジン付ポンプ１		○	35-4039
TOTO サニテク㈱株式会社愛知工場 TOTOサニテク㈱愛知工場自衛消防隊	檜原字来明5		100	100				○		34-5511
盛田株式会社小鈴谷工場 盛田株式会社自衛消防隊	小鈴谷字亀井戸 21-1		79	79					○	37-0511
計 12			1,285	1,285		5	1	6	6	

3　通信施設・設備・連絡簿等

（1）無線局等

ア　体験防災行政無線局

設置場所固	定　局(基地局)	管理責任者
市 役 所	1	防災危機管理課長
消防本部	1	消防署長

イ 市防災行政無線局

設置場所	移　動　局		管理責任者
	携 帯	計	
市 役 所	30	30	防災危機管理課長

ウ 消防無線局

無線種類	設置場所	固定局(基地局)	移　動　局				管理責任者
			車 載	可 搬	携 帯	計	
署活動系	消防本部				31	31	消防署長
デジタル		2	19	1	12	32	

エ 協定事業用無線局

設置場所	固定局(基地局)	移　動　局				管理責任者
		車 載	可 搬	携 帯	計	
ボートレース事業局	1	1		32	33	施設警備課長

(2) 災害時優先電話一覧（公共施設）　（令和5年4月1日現在）

施 設 名	電話番号	設置場所住所	施 設 名	電話番号	設置場所住所
常滑市役所	35－5118	飛香台3丁目3－5	鬼崎中保育園	42－0772	榎戸町1丁目 106
	35－5119		瀬木保育園	35－2645	瀬木町2丁目 94
	35－5120		常石保育園	35－4823	奥条7丁目 36
	35－5121		丸山保育園	34－4114	山方町7丁目 156
ワークセンターかじま	35－6659	かじま台2丁目 167	小鈴谷保育園	37－0164	大谷字井戸尻 13
三和南保育園	42－0774	金山字平井 120	SAKAI 保育園	37－0055	坂井字中山 25－2
三和西保育園	42－0769	小倉町8丁目 110	大野児童センター	42－0001	大野町6丁目 36
青海こども園	42－4333	金山字油手6	小鈴谷児童館	37－0623	大谷字松ケ坪 95－2
鬼崎北保育園	42－0612	住吉町5丁目 36	ボートレースとこなめ	35－5213	新開町4丁目 111
大曽公園管理事務所	35－2797	大曽町6丁目3		35－5214	
市民病院	35－3161	飛香台３丁目 3－3	常滑西小学校	35－2104	本町３丁目 136
	35－3170		常滑東小学校	35－2428	瀬木町４丁目 100
	35－3171		西浦北小学校	35－2164	井戸田町３丁目 17
保健センター	35－3204	飛香台3丁目 3－3	西浦南小学校	35－4002	古場字栗下前5

消防本部・署	35－0119	飛香台３丁目 1－2	小鈴谷小学校	37－0021	大谷朝陽ケ丘１丁目 94
	35－2600		青海中学校	42－0331	金山字南平井 13－１
	35－8621		鬼崎中学校	42－0221	港町３丁目１
消防署南出張所	34－6119	苅屋字加茂 151	常滑中学校	35－2379	字二ノ田 16－14
消防署空港出張所	38－0119	セントレア３丁目８－18	南陵中学校	35－4005	苅屋町５丁目 50
常滑幼稚園	35－2124	原松町２丁目 193	中央公民館	35－6311	新開町５丁目 65
三和小学校	42－0749	久米字諏訪山 183	市体育館	43－5111	金山字下砂原 78－１
大野小学校	42－1011	大野町 10 丁目 70	榎戸ポンプ場	43－2365	港町１丁目 34
鬼崎北小学校	42－0222	住吉町２丁目 56	多屋南部ポンプ場	34－5000	末広町３丁目 19
鬼崎南小学校	35－2422	明和町２丁目 47	常滑北部ポンプ場	34－6156	鯉江本町３丁目３

(3) 災害時優先電話一覧（区長）　（令和５年４月１日）

地 区	携帯番号	地 区	携帯番号	地 区	携帯番号
矢 田	080－5155－7451	多 屋	080－5155－7462	檜 原	080－5155－7473
久 米	080－5155－7452	北 条	080－5155－7463	苅 屋	080－5155－7474
前 山	080－5155－7453	瀬 木	080－5155－7464	大 谷	080－5155－7475
石 瀬	080－5155－7454	奥 条	080－5155－7465	小 鈴 谷	080－5155－7476
宮 山	080－5155－7455	市 場	080－5155－7466	広 目	080－5155－7477
小 倉	080－5155－7456	山 方	080－5155－7467	坂 井	080－5155－7478
大 野 北	080－5155－7457	保 示	080－5155－7468	防災危機管理課	080－5155－7479
大 野 南	080－5155－7458	樽 水	080－5155－7469	とこなめ市民交流ｾﾝﾀｰ	080－5155－7481
西 之 口	080－5155－7459	西 阿野	080－5155－7470	青海公民館	080－5155－7482
蒲 池	080－5155－7460	熊 野	080－5155－7471	南陵公民館	080－5155－7483
榎 戸	080－5155－7461	古 場	080－5155－7472		

(4) 災害時優先電話一覧（消防団）　（令和５年４月１日現在）

地　区	携帯番号	地 区	携帯番号	地 区	携帯番号
団長	080－6988－9400	南陵分団長	080－6988－9408	鬼崎分団長	080－6988－9415
副団長1	080－6988－9401	南陵分団1班副分団長	080－6988－9409	鬼崎分団1班副分団長	080－6988－9416
副団長2	080－6988－9402	南陵分団2班副分団長	080－6988－9410	鬼崎分団2班副分団長	080－6988－9417
本部付分団長1	080－6988－9403	南陵分団3班副分団長	080－6988－9411	青海分団長	080－6988－9418
本部付分団長2	080－6988－9404	常滑分団長	080－6988－9412	青海分団1班副分団長	080－6988－9419
本部付団員	080－6988－9407	常滑分団1班副分団長	080－6988－9413	青海分団2班副分団長	080－6988－9420
		常滑分団2班副分団長	080－6988－9414	事 務 局	080－6988－9421

（５）ケーブルテレビ放送施設の概要　　（令和５年４月１日現在）

区　分	内　　容
方式・規模	双方向都市型 端子数 約 17,600 再送信地上アナログ８ch、デジタル８ch BS10ch、自主（CS）58ch 音声のみの再送信４ch 音声のみの自主放送３ch（緊急告知用１ch 含む）
エ　リ　ア	常滑市（セントレア、りんくう町を除く全域）、武豊町、美浜町、南知多町
加入総戸数	30,789 戸
地上波受信点：多屋字茨廻間一丁目 111 番地（あいち知多農業協同組合本部ビル屋上） 地上波、CS 受信点：かじま台一丁目 161 番地（本社屋上） 地上波、BS・CS 受信点：豊田市神田二丁目5番地3（㈱コミュニティネットワークセンター）他	

（６）非常信号（サイレン）

ア　津波警報等の標識

標識の種類	標　　識 サイレン音
津波警報標識	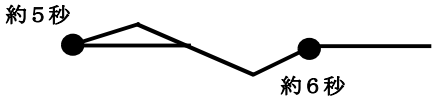
大津波警報標識	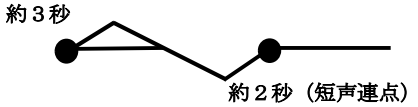
津波注意報 及び津波警報解除標識	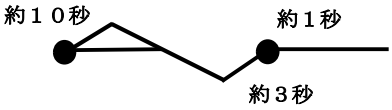

イ　火災信号

標識の種類	サイレン音
津波警報標識	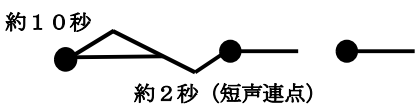
大津波警報標識	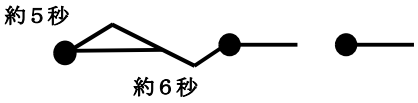
津波注意報 及び津波警報解除標識	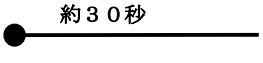

ウ　地震信号

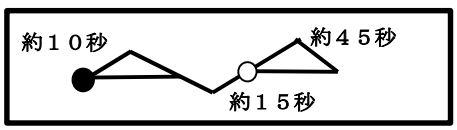

備考サイレンは、適宜の時間を継続すること。

（7）Ｊアラートの自動放送の基準一覧

通報の種類	推定震度 または 警報等種類	サイレンの種類	流れる音声
緊急地震速報	5弱	緊急地震速報のアラーム	「緊急地震速報。大地震です。 大地震です。」
	5強		
	6弱		
	6強		
	7		
地震速報	4	チャイム	「震度○の地震が発生しました。火の始末をして下さい。テレビ、ラジオをつけ、落ち着いて行動して下さい。」
	5弱		
	5強		
	6弱		
	6強		
	7		
津波警報	大津波警報 （東日本大震災クラス）	消防 サイレン	「大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波がきます。ただちに高台に避難して下さい。」
	大津波警報 （東日本大震災クラス以外）		「大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難して下さい。
	津波警報		「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。」
	津波注意報		「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。」
気象情報	土砂災害警戒情報	チャイム	ただいま、土砂災害警戒情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意して下さい。」
	大雨特別警報		「当地域に、○○特別警報が発表されました。周囲の状況をみて、避難行動をとって下さい。」
	暴風雪特別警報		
	大雪特別警報		
	波浪警報		
	高潮警報		

※地震即報は「愛知県西部」の最大震度で発信されるため、常滑市の震度と一致しない場合がある。

4　救出用施設・設備等

(1) 救出用機材・設備等一覧　（令和５年４月１日）

品　名	数	品名	数	品名	数
かぎ付きはし	2	万能斧	4	耐電ズボン	4
三連はしご	4	ハンマー	3	耐電長靴	4
救命索発射銃	1	携帯用コンクリート破壊器具	2	耐電手袋	5
サバイバースリング・救助用縛帯	5	削岩機	3	水難救助用ウェットスーツ	20
平担架	2	可燃・有毒ガス、酸素濃度測定器	4	水難救助用器具一式	8
油圧ジャッキ	3	放射線測定器	21	救命胴衣	39
可搬ウインチ	4	空気呼吸器	34	水中投光器	16
ワイヤーロープ	10	防毒マスク	10	救命浮環	14
マンホール救助器具	2	陽圧式化学防護服（レベルA）	9	救命ボート	3
マット型空気ジャッキ	1	化学防護服（レベルB）	30	バスケット担架	2
大型油圧スプレッダー	1	化学防護服（レベルC）	29	バーティカルストレッチャー	1
エンジンカッター	2	携帯警報器	10	投光器一式	4
ガス切断機	1	除染シャワー	1	携帯投光器	9
チェーンソー	8	除染剤散布器	1	携帯拡声器	7
鉄線カッター	4	送排風機	2	携帯無線機※1	43
電気鋸	1			応急処置用セット	2
大型油圧切断機	5	救助用ブロック	4	安全帯	16
空気切断機	1	耐電衣	4	水上バイク	1

※１－デジタル無線機１２、署活動系アナログ無線機３１

(2) 災害救出用機材　（令和５年４月１日）

品　名	数	品名	数	品名	数
のこぎり	3	チェーンソー	1	投光器付コードリール	1
掛矢	2	長ものロープ	1	金てこ	1
スコップ	5	つるはし	1	ダルマジャッキ	1
布担架	1	携帯用発電機	1	万能斧	1
パンタグラフジャッキ	3				

※地区によって、資材の内容に変更あり。

(3)災害拠点病院　（令和５年４月１日現在）

病　院　名	所在地	電　話
半田市立半田病院	半田市	２２―９８８１
厚生連知多厚生病院	美浜町	８２―０３９５
公立西知多総合病院	東海市	０５６２―３３―５５００

(4) 特定感染者指定医療機関　（令和５年４月１日現在）

病　院　名	所在地	病床数	電　話
常滑市民病院	常滑市	2	３２―３１７０

(5) 第２種感染症指定医療機関　（令和５年４月１日現在）

病　院　名	所在地	収容能力	電　話
厚生連知多厚生病院	美浜町	６床	８２―０３９５

(6) 防疫用資機材

(器　材)　　(令和５年４月１日現在)

資　器　材	数　量	保　管　場　所
肩掛式噴霧器	4 台	生活環境課（２台）保健センター（２台）
肩掛式動力噴霧器	１台	生活環境課

(薬　剤)

資　器　材	数　量	保　管　場　所
井戸水消毒薬	災害時購入（ℓ）	生活環境課
消石灰	災害時購入(袋)	生活環境課

(7) ごみ・し尿処理施設・運搬車両（ごみ、し尿施設は組合運営）　(令和５年４月１日現在)

市町村名	ごみ処理施設		ごみ運搬車両		し尿処理施設		し尿運搬車両	
	設置数	１日能力	台 数	積載量	設置数	１日能力	台 数	積載量
常滑市	２基	150t	16 台 人員 23 人	28.85t	１基	220ℓ	14 台 人員 14 人	56.9kℓ

５　給水用施設・資器材

(1) 上水道施設　　(令和５年４月１日現在)

施設の種別	名　称	所　在　地
水源	愛知県営水道より浄水を受水	(愛知県知多浄水場系統)
受水施設	愛知県営水道常滑第１供給点（久米配水場）	久米字砂刈地内
	〃 常滑第２供給点（熊野配水場）	西阿野字鳶ケ巣地内
	〃 常滑第３供給点（中央配水場）	金山字金色地内
配水施設	配水池	
	久米配水場 有効容量 5,000 ㎥	久米字砂刈地内
	中央配水場 有効容量 7,500 ㎥	金山字金色地内
	熊野配水場 有効容量 6,000 ㎥	西阿野字鳶ケ巣地内
	御林配水場 有効容量 500 ㎥	久米字御林地内
	桧原配水場 有効容量 300 ㎥	檜原字三郎谷地内
	大谷配水場 有効容量 500 ㎥	大谷字坂森地内
	配水管	
	市営管 φ 250 m / m以上 67,912 m	
	φ 200 m / m以下 481,050 m	
	加圧ポンプ	矢田字谷海道地内
	前天神ポンプ場 ３台	久米字御林地内
	御林ポンプ場 ２台	青海町４丁目地内
	青海山ポンプ場 ２台	多屋字茨廻間地内
	多屋ポンプ場 ２台	字堕星地内
	大曽ポンプ場 ５台	飛香台５丁目地内
	飛香台ポンプ場 ２台	檜原字三郎谷地内
	桧原ポンプ場 ２台	大谷字坂森地内
	大谷ポンプ場 ２台	
	滅菌施設 久米配水場	久米字砂刈地内
	塩素注入ポンプ 熊野配水場	西阿野字鳶ケ巣地内
	中央配水場	金山字金色地内
	桧原ポンプ場	檜原字三郎谷地内
	大谷配水場	大谷字坂森地内

(2) 応急給水栓設置場所　　(令和５年４月１日現在)

項目	主な資器材			配備箇所	作業に必要な車両	作業に必要な人員	備考
	品名・種類	単位	数量				
応急給水	積載用給水タンク	1.0ｔ	7基	久米配水場　1基 中央配水場　1基 熊野配水場　2基 青海ポンプ場1基 桧原ポンプ場1基 大谷配水場　1基	2ｔトラック	18人	水道課
	積載用給水タンク	500ℓ	16基	中央配水場　1基 熊野配水場13基 青海ポンプ場2基	軽トラック		
	ポリタンク	20ℓ	２個	熊野配水場	－	－	
	非常用給水袋	6ℓ	8,600袋	桧原ポンプ場	－	－	
	非常用給水袋	10ℓ	2,620袋	桧原ポンプ場	－	－	
	給水栓用蛇口		46セット	久米配水場2 中央配水場　3 熊野配水場　29 青海ポンプ場　8 桧原ポンプ場　2 大谷配水場　2	軽トラック	－	
	発電機・投光器		３基・３基	久米配水場 １基・１基 中央配水場 1基・1基 熊野配水場 １基・１基	軽トラック	－	
	水中ポンプ		1基	熊野配水場　1組	軽トラック	－	
	大型水槽車	10.0ｔ	1台	消防本部	－	２人	消防本部
	組立水槽	2.0ｔ	11個	消防本部	１台	２人	

(3) 応急給水栓設置場所

No.	配水区	重要給水施設	応急給水栓設置状況	応急給水栓種類	施設付近消火栓番号	付属品収納場所	応急給水栓付属管種	既存メーター口径	受水槽容量
1	久米配水区	三和小学校	○	地下式応急給水栓 No. 30-A-1	92009	小学校防災倉庫	φ 100-HPPE	φ 40	20 ㎥
2		大野小学校	×	－	81028	－	－	φ 40	12 ㎥
3		青海公民館防	○	地下式応急給水栓 (消火栓)No.82020	82019 82020	公民館災倉庫	φ 75-GX	φ 50	－
4		青海中学校	○	地下式応急給水栓 No. 30-A-2	83042	中学校防災倉庫	φ 200-GX	φ 40	10.5 ㎥
5		鬼崎北小学校	×	－	72031 72032	－	－	φ 40	9.45 ㎥
6		常滑市体育館	○	地上式応急給水栓	83027	体育館防災倉庫	φ 150-GX	φ 50	28 ㎥
7		とこなめ市民交流センター	×	－	62036	－	－	φ 40	－
8		鬼崎中学校	×	－	62010	－	－	φ 40	15 ㎥ 7 ㎥
9		鬼崎南小学校	×	－	61024 61025 61026	－	－	φ 40	15 ㎥

１０	中央配水区	常滑中学校	○	地上式応急給水栓		中学校防災倉庫	φ 150-GX	φ 50	22 ㎥
１１		常滑市消防本部	○	地上式応急給水栓	52037	－	φ 200-NS	φ 25	6 ㎥
１２		常滑市役所	○	地上式給水塔給水栓	52149 52151	給水車車庫	φ 200-NS	φ 40	4.5 ㎥×2
１３		常滑市民病院	×	－	52151	－	－	φ 75	100 ㎥ 30 ㎥
１４		常滑東小学	○	地上式応急給水栓	51063	校小学校防災倉庫	φ 150-GX	φ 40 9.5	㎥
１５		常滑西小学校	×	－	51027 51028 51057	－	－	φ 50	10.5 ㎥
１６		とこなめボート	×	－	52032	－	－	φ 75×3	100 ㎥×2
１７		セントレア	×	－	53015 （空港消防）	－	－	φ 200	専用水道
１８		大曽公園	×	－	42041	－	－	φ 75	－
１９		旧常滑高校	×	－	42021	－	－	×	－
２０		西浦北小学校	×	－	31038	－	－	40	9.5 ㎥
２１	熊野配水区	西浦南小学校	×	－	23029	－	－	φ 40	20 ㎥
２２		桧原公園	○	地下式応急給水栓 No. A24-11-1		西駐車場時計塔内	φ 100-HPPE	φ20×2 φ 25	－
２３		南陵中学校	×	－	21018	－	－	φ 40	10 ㎥
２４		南陵公民館	×	－	21026	－	－	φ 50	－
２５		小鈴谷小学校	×	－	14040	－	－	φ 40	20 ㎥

６　排水施設

(1) ポンプ場　（令和５年４月１日現在）

ポンプ場名	箇所数	口径	台数	延排水量
小倉排水機場(湛水防除)	1	φ 1,000m/m	２台	234.0 ㎥ /分
西之口雨水ポンプ場	1	φ 400m/m φ 600m/m	２台 １台	80.0 ㎥ /分
榎戸雨水ポンプ場	1	φ 1,000m/m	３台	427.5 ㎥ /分
多屋南部雨水ポンプ場	1	φ 1,000m/m	２台	288.0 ㎥ /分
常滑北部雨水ポンプ場	1	φ 900m/m φ 500m/m	２台 １台	261.4 ㎥ /分

(2) 公共下水道処理施設　（令和５年４月１日現在）

処理場名敷	地面積	建物面積	処理能力	所在地
常滑浄化センター	74,752 ㎡	6,076 ㎡	19,100 ㎥／日最大	新開町６丁目３－２

(3)農業集落家庭排水施設　（令和５年４月１日現在）

処理場名敷	地面積	建物面積	処理能力	所在地
矢田クリーンセンター	2,204 ㎡	226 ㎡	812 ㎥／日最大	矢田字野中地内
久米クリーンセンター	1,800 ㎡	298 ㎡	615 ㎥／日最大	金山字南キロ地内
前山クリーンセンター	1,921 ㎡	124 ㎡	528 ㎥／日最大	金山字大曽地内
桧原クリーンセンター	1,576 ㎡	200 ㎡	276 ㎥／日最大 桧	原字来明地内
小鈴谷浄化センター	977 ㎡	129 ㎡	390 ㎥／日最大	小鈴谷字亀井戸地内
広目集落排水処理場	1,011 ㎡	37 ㎡	151 ㎥／日最大	広目字前田面地内
坂井集落排水処理場	2,350 ㎡	53 ㎡	380 ㎥／日最大	坂井字北浜田地内

7　道路施設

（1）道路状況　　（令和５年４月１日現在）

区分 / 道路種別	実延長	改良済		未改良		自動車交通不能延長 m	舗装道		砂利道	
		延長m	%	延長m	%		延長m	%	延長m	%
一般国道	15,689	15,689	100.0	－	－	－	15,689	100.0	－	－
県道	36,917	35,864	97.1	1,053	2.9	－	36,917	100.0	－	－
市道	577,660	441,420	76.4	136,240	23.6	111,304	562,823	97.4	14,837	2.6
計	630,266	492,973	78.2	137,293	21.8	111,304	615,429	97.6	14,837	2.4

（2）橋梁状況　　（令和５年４月１日現在）

区分 / 道路種別		永久橋		木橋		延長				延長計
	橋数	橋数	%	橋数	%	永久橋m	%	木橋等m	%	m
一般国道	11	11	100.0	－	－	97	100.0	－	－	97
県道	30	30	100.0	－	－	1,198	100.0	－	－	1,198
市道	184	183	99.5	1	0.5	1,840	99.7	5	0.3	1,845
計	225	224	99.6	1	0.4	3,135	99.9	5	0.1	3,140

8　文教施設

学校施設　（令和５年４月１日）

区分 / 校（園）別	校舎				屋内運動場			
	木造㎡	鉄筋㎡	鉄骨㎡	計㎡	木造㎡	鉄筋㎡	鉄骨㎡	計㎡
常滑幼稚園			932	932				
小　計			932	932				
三和小学校		3,962	74	4,036			547	547
大野小学校	99	5,912	66	6,077			529	529
鬼崎北小学校		3,801	650	4,451			504	504
鬼崎南小学校		7,475	92	7,567			774	774
常滑西小学校		8,692	140	8,832		2,367		2,367
常滑東小学校		8,198	29	8,227			1,062	1,062
西浦北小学校		5,067	100	5,167			1,134	1,134
西浦南小学校		3,833	53	3,886			457	457
小鈴谷小学校		3,954	108	4,062			516	516
小　計	99	50,894	1,312	52,305		3,501	4,389	7,890
青海中学校	127	4,254	224	4,605		526	976	1,502
鬼崎中学校	110	7,318	26	7,454			976	976
常滑中学校		12,005	225	12,230		3,875		3,875
南陵中学校		5,410	510	5,920			976	976
小計	237	28,988	985	30,210		4,401	2,928	7,329
合計	336	79,882	3,229	83,447		7,902	7,317	15,219

９　備蓄非常食・地震防災設備等

(1) 備蓄非常食

	主食					飲料	
	主食品（米・パン等）				副食(加工食品等)	飲料	
	アルファ化米	乾パン	アレルギー対応食品(主食)	ビスケット	レトルト(カレー)	水(500ml)	水(2l)
【倉庫】青海公民館	2000	1128	0	0	0	1920	240
【倉庫】常滑公園	2000	1128	240	3010	510	2400	240
【倉庫】三和小学校	800	360	0	0	0	960	120
【室内】大野小学校	800	360	0	0	0	960	120
【倉庫】青海中学校	800	360	0	0	0	960	120
【倉庫】とこなめ市民交流センター	2500	600	0	0	0	2400	240
【室内】農業管理センタ	0	0	0	0	0	9288	0
【倉庫】鬼崎北小学校	1000	480	0	0	0	1200	120
【倉庫】鬼崎南小学校	1000	480	0	0	0	1200	120
【室内】鬼崎中学校	1000	480	0	0	0	1200	120
【室内】市役所	1400	1608	250	0	0	1680	420
【室内】ボートレースとこなめ	1600	360	0	0	0	480	240
【倉庫】常滑東小学校	1000	600	0	0	0	720	120
【倉庫】常滑西小学校	1000	600	0	0	0	720	120
【倉庫】常滑中学校	1000	600	0	0	0	720	120
【倉庫】南陵公民館	2000	1128	0	0	0	1920	240
【倉庫】西浦北小学校	800	360	0	0	0	960	120
【倉庫】西浦南小学校	800	360	0	0	0	960	120
【倉庫】小鈴谷小学校	800	360	0	0	0	960	120
【倉庫】南陵中学校	800	360	0	0	0	960	120
合計	23100	11712	490	3010	510	32568	3180

(2) 耐震貯水槽配備

設置場所	内容	設置年月日
元矢田ＪＡ駐車場	円筒縦型地下式 100 ㎥、小型ポンプ付	平成 15 年 10 月３日
青海分団２班車庫	〃	平成 12 年 10 月 17 日
青海中学校	〃	昭和 56 年 10 月 31 日
大野児童センター	〃	平成 10 年 11 月 13 日
シルバー人材センター	〃	昭和 57 年 10 月 30 日
多屋老人憩の家	〃	平成８年 11 月 11 日
名鉄常滑駅前広場	〃	昭和 54 年３月 17 日
常滑西小学校	〃	昭和 55 年１月５日
井戸田公園	〃	平成 13 年９月 26 日
南陵中学校入口	〃	昭和 55 年 10 月 20 日
小鈴谷児童館	〃	平成 11 年 11 月２日
市民病院	FSF 耐震性貯水槽 100 ㎥	平成 26 年 10 月 15 日

(3) 小型動力ポンプ配備一覧（区防災班）

地区名	配置場所	地区名	配置場所
坂井区	常滑市防災格納庫 (坂井農村公園)	瀬木区	常滑市防災格納庫 (旧５－１消防団車庫跡地)
広目区	常滑市防災格納庫	北条区	常滑市防災格納庫

	（旧１－２消防団車庫跡地）		（北条長寿クラブ憩の家西側）
小鈴谷区	常滑市防災格納庫 （鈴渓会館北側）	多 屋 区	常滑市防災格納庫 （多屋長寿会憩いの家北側）
大 谷 区	常滑市防災格納庫 （旧１－４消防団車庫跡地）	榎 戸 区	常滑市防災格納庫 （榎戸横断歩道橋北側）
苅 屋 区	常滑市防災格納庫 （苅屋農村公園）	蒲 池 区	常滑市防災格納庫 （鬼崎分団２班基幹車庫前）
桧 原 区	常滑市防災格納庫 （旧２－２消防団車庫）	西之口区	常滑市防災格納庫 （旧７－２消防団車庫）
古 場 区	常滑市防災格納庫 （旧２－３消防団車庫）	大野南区	常滑市防災格納庫 （旧８－１消防団車庫）
熊 野 区	常滑市防災格納庫 （熊野神社南東側）	大野北区	常滑市防災格納庫 （大野駅西側わくわく広場）
西阿野区	南陵分団３班基幹車庫 兼常滑市防災格納庫	小 倉 区	常滑市防災格納庫 （小倉公会堂南側）
樽 水 区	常滑市防災格納庫 （樽水公民館西側）	宮 山 区	常滑市防災格納庫 （旧８－３消防団車庫）
保 示 区	常滑市防災格納庫 （常滑分団１班基幹車庫前）	石 瀬 区	常滑市防災格納庫 （石瀬公会堂北東側）
市 場 区	常滑市防災格納庫 （常滑城跡西側）	前 山 区	常滑市防災格納庫 （旧９－１消防団車庫跡地）
山 方 区	常滑市防災格納庫 （山方会館東側）	久 米 区	常滑市防災格納庫 （久米公民館西側）
奥 条 区	常滑市防災格納庫 （旧４－２消防団車庫）	矢 田 区	常滑市防災格納庫 （矢田公民館北側

(4) 災害救出用資機材配置一覧

地 区 名	配 置 場 所	地 区 名	配 置 場 所
坂 井 区	常滑市防災格納庫 （坂井農村公園）	瀬 木 区	常滑市防災格納庫 （旧５－１消防団車庫跡地）
広 目 区	常滑市防災格納庫 （旧１－２消防団車庫跡地）	北 条 区	常滑市防災格納庫 （北条長寿クラブ憩の家西側）
小鈴谷区	常滑市防災格納庫 （鈴渓会館北側）	多 屋 区	常滑市防災格納庫 （多屋長寿会憩いの家北側）
大 谷 区	常滑市防災格納庫 （旧１－４消防団車庫跡地）	榎 戸 区	常滑市防災格納庫 （榎戸横断歩道橋北側）
苅 屋 区	常滑市防災格納庫 （苅屋農村公園）	蒲 池 区	常滑市防災格納庫 （鬼崎分団２班基幹車庫前）
桧 原 区	常滑市防災格納庫 （旧２－３消防団車庫）	西之口区	常滑市防災格納庫 （旧７－２消防団車庫）
古 場 区	常滑市防災格納庫 （旧２－２消防団車庫）	大野南区	常滑市防災格納庫 （旧８－１消防団車庫）
熊 野 区	常滑市防災格納庫 （熊野神社南東調整池南側）	大野北区	常滑市防災格納庫 （大野駅西側わくわく広場）
西阿野区	南陵分団３班基幹車庫 兼常滑市防災格納庫	小 倉 区	常滑市防災格納庫 （小倉公会堂南側）
樽 水 区	常滑市防災格納庫 （樽水公民館西側）	宮 山 区	常滑市防災格納庫 （旧８－３消防団車庫）
保 示 区	常滑市防災格納庫 （常滑分団１班基幹車庫前）	石 瀬 区	常滑市防災格納庫 （石瀬公会堂北東側）
市 場 区	常滑市防災格納庫 （常滑城跡西側）	前 山 区	常滑市防災格納庫 （旧９－１消防団車庫跡地）
山 方 区	常滑市防災格納庫 （山方会館東側）	久 米 区	常滑市防災格納庫 （久米公民館西側）
奥 条 区	常滑市防災格納庫 （オクトピア奥条会館東側）	矢 田 区	常滑市防災格納庫 （矢田公民館北側）

(5) 防災用井戸

平成８年度（２地区）常滑西小学校、西浦南小学校

平成９年度（３地区）大野小学校、鬼崎南小学校、常滑東小学校

平成 10 年度（４地区）三和小学校、鬼崎北小学校、西浦北小学校、小鈴谷小学校

10　避難所

(1) 避難所　（令和５年１月４日現在）

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、下記施設を避難所として指定する。この避難所については、主要避難所を中心に、大規模地震時には応急危険判定を実施したり、上階に避難スペースを設けるなど、施設の状況や気象情報等を踏まえて開設するものとする。

地区	主要避難所	施設名	所在地	電話	標高	注 1)想定される現象や項目ごとの区分					注 2) 避難可能人数		施設の構造（階）	備考
						大地震			風水害					
						耐震	津波	土砂災害	高潮	内水氾濫	短期	長期		
三和		矢田公民館	矢田字青木 11 8	43－5717	13.1	○	◎	○	◎	○	130		鉄骨 2	
	○	三和小学校	久米字諏訪山 183	42－0749	29.2	○	◎	◎	◎	○	160	80	鉄骨 1	体育館
		久米公民館	久米字松下 101	43－4009	9.9	○	○	◎	○	○	130		鉄骨 1	
		三和南保育園	金山字平井 120	42－0774	13.3	○	◎	◎	◎	○	440		鉄筋 3	
		前山会館	金山字前田 111	42－2120	7.7	○	○	◎	○	○	120		鉄骨 2	
		石瀬公会堂	金山字北平井 99		18.7	○	◎	◎	◎	○	40		鉄骨 1	
	○	青海中学校	金山字南平井 13－1	42－0331	21.9	○	◎	◎	◎	○	450	220	鉄骨 1	体育館
		宮山公会堂	金山字油手 36－1		23.5	○	◎	◎	◎	○	90		鉄骨 2	
		青海こども園	金山字油手６ 4	2－4333	32.0	○	◎	×	◎	○	540		鉄筋 3	
	○	常滑市体育館	金山字下砂原 78－1	43－5111	38.5	○	◎	◎	◎	○	1,360	2,730	鉄骨鉄筋 3	
	○	青海公民館	大塚町 177	43－6622	4.8	○	○	◎	×	○	590	290	鉄筋 2	
		小倉公会堂	小倉町３丁目 261－2	43－8263	1.3	○	×	◎	×	×	100		鉄骨 2	
		三和西保育園	小倉町８丁目 110	42－0769	0.8	○	○	◎	×	×	450		鉄筋 3	
大野		大野児童センター	大野町６丁目 36	42－0001	1.7	○	×	◎	×	×	120		鉄筋 2	
	○	大野小学校	大野町 10 丁目 70	42－1011	1.8	○	×	◎	×	×	160	80	鉄骨 1	体育館
鬼崎		西之口公民館	西之口８丁目１	42－2810	2.6	▽	×	◎	×	○	130		鉄筋 2	
	○	鬼崎北小学校	住吉町２丁目 56	42－0222	3.2	○	○	◎	×	○	150	70	鉄骨 1	体育館
		鬼崎北保育園	住吉町５丁目 36	42－0612	10.3	○	◎	◎	◎	○	350		鉄筋 2	
		蒲池ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	小林町３丁目 113－1	3－7364	4.7	▽	○	◎	×	○	70		鉄筋 2	
	○	とこなめ市民交流センター	神明町３丁目 35	43－0660	12.1	○	◎	◎	◎	○	580	290	鉄筋 2	
		鬼崎西保育園	新田町２丁目 18－3	43－4122	2.2	○	×	◎	×	○	480		鉄筋 3	
	○	鬼崎中学校	港町３丁目１	42－0221	1.2	○	×	◎	×	○	290	140	鉄骨 1	体育館
		榎戸公会堂	榎戸町１丁目 52		12.6	▽	◎	×	◎	○	80		木造 1	
		鬼崎中保育園	榎戸町１丁目 106	42－0772	12.6	○	◎	×	◎	○ 2	60		軽鉄 1	
	○	鬼崎南小学校	明和町２丁目 47	35－2422	4.1	○	○	◎	×	○	230	110	鉄骨 1	体育館

		多屋公民館	虹の丘５丁目 74	35－5349	7.5	○	○	◎	○	○	130		鉄骨 1	
常滑	○	ボートレースとこめ（東スタンド２・３階）	新開町４丁目 111	35－5211	2.3	○	×	◎	×	○	1,120		鉄骨鉄筋 4	２・３階
	○	常滑西小学校	本町３丁目 136	35－2104	3.7	○	×	◎	×	○	710	350	鉄筋 2	２階体育館
		瀬木会館	瀬木町１丁目 32	34－4827	5.1	○	○	◎	×	○	200		鉄骨 2	
		瀬木保育園	瀬木町２丁目 94	35－2645	12.6	○	◎	◎	◎	○	540		鉄筋 3	
	○	常滑東小学校	瀬木町４丁目 100	35－2428	26.3	○	◎	○	◎	○	320	160	鉄骨 1	体育館
	○	常滑中学校	字二ノ田 16－14	35－2375	42.6	○	◎	○	◎	○	1,170	580	鉄筋 2	体育館
		奥条会館ｵｸﾄﾋﾟｱ	奥条７丁目 31	34－3815	11.3	○	◎	○	◎	○	160		鉄骨 2	
		常石保育園	奥条７丁目 36	35－4823	9.6	○	○	○	○	○	190		軽鉄 1	
		保示会館	保示町１丁目 111		2.3	○	×	◎	×	○	160		鉄筋 3	
		丸山保育園	山方町７丁目 156	34－4114	14.5	○	◎	○	◎	○	450		鉄筋 3	
西浦		樽水公民館	樽水町４丁目 77	35－4650	11.8	▽	◎	×	◎	○	170		鉄筋 2	
		西浦北小学校	井戸田町３丁目 177	35－2164	13.4	○	◎	◎	◎	○	340	170	鉄筋 1	体育館
		西浦南小学校	古場字栗下前５	35－4002	5.4	○	○	×	○	○	140	70	鉄骨 1	体育館
		檜原公会堂	檜原字平井前１―11	34－2999	28.7	○	◎	◎	◎	○	90		鉄骨 1	
		苅屋公民館	苅屋町２丁目 23	34－2165	3.7	▽	×	◎	×	○	140		鉄骨 2	
	○	南陵中学校	苅屋町５丁目 50	35－4005	17.9	○	◎	◎	◎	○	290	140	鉄骨 1	体育館
	○	南陵公民館	苅屋字加茂 151	34－4748	22.4	○	◎	◎	◎	○	620	310	鉄筋 2	
小鈴谷		大谷公会堂	大谷字奥條 24－７	37－0070	3.8	○	○	○	×	○	150		鉄骨 2	
	○	小鈴谷小学校	大谷朝陽ケ丘１－94	37－0021	21.7	○	◎	◎	◎	○	160	80	鉄骨 1	体育館
		小鈴谷保育園	大谷朝陽ケ丘１－95	37－0164	21.9	○	◎	◎	◎	○	510		鉄筋 3	
		鈴渓会館	小鈴谷字荒子 103－1	37－1441	22.3	○	◎	×	◎	○	400		鉄骨 2	
		広目公会堂	広目字前田面１―２	37－0895	14.0	▽	◎	○	◎	○	60		木造 1	
		ＳＡＫＡＩ保育園	坂井字東垣内 51－2	37－0055	12.1	○	◎	○	◎	○	140		木造 1	
空港		空港島旅客ターミナルビル	セントレア１－１	38－7554	3.5	○	○	◎	○	○	未調整	未調整	鉄骨 4	注 3
合　計			49 か所								17,090	4,500		

注１）「想定される現象や項目ごとの区分について」は次の基準により区分

・　「耐震」については、昭和 56 年５月以降の新耐震基準の施設及び耐震補強済の施設を○、耐震性を満たしていない施設を×、旧耐震基準の施設で耐震性が不明な施設は▽とし、○以外の施設は地震時の避難所として使用しない。
　なお、大地震時の避難所については、応急危険度判定結果を踏まえて開設する。

・　「津波」については、避難所として使用する施設が、浸水想定域（県の南海トラフ地震被害想定「理論上最大想定モデル」）の場合は×、浸水想定域外の場合は○、うち標高 10m以上に位置する施設は◎とする。

・　「土砂災害」については、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に施設が含まれる場合は×、含まれない場合は○、うち施設の敷地や周辺道路も含めて含まれない場合は◎とする。

・　「高潮」については、浸水想定域（県の高潮浸水想定）の場合は×、浸水想定域外の場合は○、うち標高 10m以上に位置する施設は◎とする。

・　「内水氾濫」については、東海豪雨の浸水域の場合は×、浸水域外の場合は○とする。

注２）「避難可能人数」の「短期」は、当該部分の床面積を 3.3 ㎡で除したものとし（10 人未満切り捨て）、「長期」は短期の半数とする。

・　「長期」については、主要避難所を基本とするが、学校施設については、学校の早期再開も十分考慮した上で使用する。

注３）空港島旅客ターミナルビル内については中部国際空港（株）の指定する場所とする。

(2) 福祉避難所　　(令和５年１月４日現在)

施設名	所在地	電話	標高	注1)想定される現象や項目ごとの区分				収容可能人員	備考
				大地震		風水害			
				津波	土砂災害	高潮	内水氾濫		
デイセンターおおそ	大曽町3−36	34−6585	40.9	◎	◎	◎	○	15	H26.4.1締結
ワークセンターかじまか	じま台2−167	35−6659	21.2	◎	◎	◎	○	15	〃
介護老人福祉施設しろやま	金山字屋敷30−1	44−4680	11.4	◎	○	◎	○	2	H21.3.31締結
養護老人ホームしろやま	金山字屋敷30−1	42−0771	11.4	◎	○	◎	○	2	
前山ホームらく楽	金山字前田129	43−1466	9.1	○	◎	○	○	2	
あぐりすデイサービスセンターとこなめ	新田町5−64	43−2333	3.2	○	◎	×	○	7	
デイサービスさんらいふリハビリセンター	港町6−32	43−9906	2.1	×	◎	×	○	5	
海椙の郷ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ・ｼｮｰﾄｽﾃｲ	森西町1−16	35−6706	3.1	○	◎	×	○	1	
タキタシニアプラザ	陶郷町1−8−1	36−2113	15.3	◎	◎	◎	○	10	
愛の家ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑとこなめ	陶郷町2−134−2	36−1290	5.3	○	○	×	○	4	
赤い屋根デイサービスセンター	字古社6−2	35−5255	20.0	◎	◎	◎	○	30	
愛の家グループホーム常滑社辺	字社辺34−5	36−1717	13.7	◎	◎	◎	○	4	
介護付有料老人ﾎｰﾑｾﾝﾄﾚｱﾗｲﾌ常滑	字長峰三ノ切49−7	35−9377	14.8	◎	◎	◎	○	10	
特別養護老人ホームむらさき野苑	字長峰一ノ切17	35−6681	30.0	◎	◎	◎	○	6	
老人保健施設さざんかの丘	字大窯114−2	35−7555	42.8	◎	◎	◎	○	10	
むらさき野苑南陵ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	苅屋字六本松127−1	35−6998	21.9	◎	◎	◎	○	5	
愛の家グループホーム	常滑大谷 大谷字道向96	36−7230	16.8	◎	◎	◎	○	4	
あっぱれデイサービスセンター	飛香台7−10−1	36−1611	31.9	◎	◎	◎	○	10	H25.3.29締結
ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽみどりの屋根	字古社6−49	35−6800	20.0	◎	◎	◎	○	12	
サンハートライフ常滑	山方町6−7−1	35−3393 1	1.8	◎	◎	◎	○	10	
特別養護老人ﾎｰﾑｳﾞｨﾗ南陵	苅屋字六本松127−3	35−0050	22.5	◎	◎	◎	○	10	
デイサービス縁	大谷字道向96	36−7001	16.8	◎	◎	◎	○	3	
介護付有料老人ホーム海椙の郷	大和町6−105	47−5553	4.2	○	○	○	×	2	H26.5.1締結
Ｊｏｙスペース	千代ヶ丘5−67−7 ジョーワビル3・4階	35−5115	12.9	◎	◎	◎	○	2	
計	24か所							208	

(3) ペットとの同行避難が可能な避難所　　(令和５年１月４日現在)

施設名	所 在 地	飼育場所※
常滑市体育館	金山字下砂原78-1	駐輪場
青海公民館	大塚町177	施設南側軒下
とこなめ市民交流センター	神明町３丁目35	駐輪場
南陵公民館	苅屋字加茂151	駐輪場

※飼育場所は、他の避難者への配慮のため、屋根などのある屋外（駐車場等）とする。

１１　避難場所等

(1) 一時避難場所

大規模な地震が発生した場合等に、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所として、公園、グラウンド、公共空地等を一時避難場所として指定する。

地区名	施設・場所名	標高（m）	異常現象の種類						
			洪水	び土崖地石崩す流れべ及	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫
三和	旧三和東幼稚園園庭	30.4	○	×	◎	○	◎		○
	上之山農村公園	26.4	○	○	◎	○	◎		
	矢田公民館広場	13.1	×	○	◎	○	◎		○
	三和児童館広場	6.8	○	○	○	○	○		○
	宮前農村公園	9.9	○	○	○	○	○		○
	八幡社境内(久米)	13.7	○	○	◎	○	◎		○
	前山会館広場	7.7	×	○	○	○	○		○
	三和南保育園園庭	13.3	○	○	◎	○	◎		○
	平井農村公園	19.4	○	○	◎	○	◎		○
	諏訪神社境内	24.8	○	×	◎	○	◎		○
	石瀬公会堂広場	18.7	○	○	◎	○	◎		○
	石瀬ちびっ子広場	18.0	○	○	◎	○	◎		○
	青海中学校グラウンド	21.9	○	○	◎	○	◎	○	○
	青海町ちびっ子広場	42.9	○	○	◎	○	◎		○
	上池埋立広場	15.7	○	○	◎	○	◎		○
	城山公園	26.0	○	×	◎	○	◎		○
	青海こども園園庭	32.0	○	×	◎	○	◎		○
	旧小倉公会堂周辺	1.5	×	○	×	○	×		×
	小倉ちびっ子広場(6丁目)	1.7	×	○	×	○	×		×
	三和西保育園園庭	0.8	×	○	×	○	×		×
	小倉ちびっ子広場(3丁目)	1.3	×	○	×	○	×		×
大野	旧大野小学校跡の広場	1.8	×	○	×	○	×		○
	海音寺付近の空地	2.1	×	○	×	○	×		×
	小倉神社の広場一帯	1.9		○	×	○	×		×
	大野小学校グラウンド	1.4	○	○	×	○	×		×
	大野児童センター付近の広場	1.7	×	○	×	○	×		×
鬼崎	西之口公民館付近の広場	2.6	×	○	×	○	×		○
	鬼崎北小学校グラウンド	3.3	×	○	×	○	×		
	鬼崎北保育園園庭	10.3	○	○	◎	○	◎		○
	蒲池ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ付近の空地	4.7	○	○	×	○	○		
	蒲池ちびっ子広場	5.6	○	○	○	○	○		○
	神明グラウンド	13.1	○	○	◎	○	◎		○

	神明社境内(榎戸)	10.0	○	○	◎	○	◎		○
	鬼崎西保育園園庭	2.2	○	○	×	○	×		○
	鬼崎中学校グラウンド	1.2	○	○	×	○	×		○
鬼崎	グリーンセンター鬼崎店前広場	2.2	○	○	×	○	×		○
	榎戸公会堂付近の空地	12.6	○	×	◎	○	◎		○
	鬼崎中保育園園庭	12.6	○	×	◎	○	◎		○
	榎戸駅周辺	2.1	○	○	×	○	×		○
	榎戸公園	4.4	○	○	×	○	○		○
	鬼崎南小学校グラウンド	4.1	○	○	×	○	○		○
	明和児童館広場	5.6	○	○	○	○	○		○
	新浜町空地	3.5	○	○	×	○	×		○
	多屋公園	12.9	○	○	◎	○	◎		○
	市営住宅遊園地	17.3	○	○	◎	○	◎		○
	多屋茨廻間児童遊園	18.1	○	○	◎	○	◎		○
常滑	ボートレースとこなめ西駐車場広場	3.1	○	○	×	○	×		○
	陶磁器会館付近の空き地	10.1	○	○	◎	○	◎		○
	原松公園	13.0	○	○	◎	○	◎		○
	神明社一帯	20.5	○	×	◎	○	◎		○
	北条墓地周辺	26.0	○	×	◎	○	◎		○
	北条公園	9.0	○	○	○	○	○		○
	ねむのき公園	22.0	○	○	◎	○	◎		○
	どんぐり公園	29.0	○	○	◎	○	◎		○
	ちょがおか園庭	28.0	○	○	◎	○	◎		○
	常滑東小学校グランド	24.8	○	×	○	○	◎		○
	とこなめ陶の森資料館広場	23.2	○	○	◎	○	◎		○
	常滑西小学校グランド	2.0	○	○	×	○	×		○
	旧市役所跡の広場	2.1	○	○	×	○	×		○
	常滑児童センター広場	5.5	○	×	×	○	○		○
	瀬木保育園庭園	12.6	○	○	◎	○	◎		○
	常石神社一帯	34.0	○	×	○	○	◎		○
	旧常滑高等学校グランド	19.0	○	×	○	○	◎	○	○
	火葬場一帯	40.0	○	×	◎	○	◎		○
	大曽公園一帯(常滑球場・多目的グランド)	55.5	○	○	◎	○	◎	○	○
	みたけ公園一帯	33.2	○	×	○	○	◎		○
	丸山保育園園庭	14.5	○	○	◎	○	◎		○
	山方会館広場	10.0	○	○	◎	○	◎		○
	ワークセンターかじま広場及びかじまのおおきい広場	21.1	○	○	◎	○	◎		○
	旧市場ちびっ子広場	15.9	○	×	◎	○	◎		○
	保示会館周辺	2.3	○	○	×	○	×		○
浦西	一・六青空マーケット広場	2.3	○	○		○			○
	樽水公民館/	11.8	○	×	◎	○	◎		○

	旧西浦北保育園周辺	/13.2							
	山ノ神グラウンド	6.3	○		○	○	○		
	波の音こども園園庭	2.9	○	○		○			○
	西浦北小学校グラウンド	13.4	○	○	◎	○	◎		○
	樽水・西阿野消防団車庫周辺	8.3	○	○	○	○	○		○
	西阿野ちびっこ広場	2.6	○	○		○			○
	熊野公会堂付近	2.3	○	○		○			○
	熊野農村公園	21.0	○	○	◎	○	◎		○
	古場農村公園	19.0	○		◎	○	◎		○
	西浦南小学校グラウンド	5.4	○		○	○	○		○
	西浦南保育園園庭	11.1	○		◎	○	◎		○
	西浦南児童館広場	3.7	○	○		○	○		○
	旧檜原消防団車庫周辺	20.9	○	○	◎	○	◎		○
	来明グラウンド	38.0	○	○	◎	○	◎		○
	檜原公会堂広場	28.7	○	○	◎	○	◎		○
	檜原ちびっ子広場	53.6	○	○	◎	○	◎		○
	苅屋公民館広場	3.7	○	○		○			○
	南陵中学校グラウンド	15.0	○	○	◎	○	◎	○	○
	南陵公民館周辺	22.4	○	○	◎	○	◎		○
小鈴谷	大谷農村公園	10.7	○	○	◎	○	◎		○
	八幡社境内（大谷）	3.4	○	○		○	○		
	小鈴谷児童館広場	8.1	○	○	○	○	○		○
	小鈴谷小学校グラウンド	21.7	○	○	◎	○	◎	○	○
	小鈴谷保育園園庭	21.9	○	○	◎	○	◎		○
	鈴渓会館広場	22.3	○		○	○	◎		○
	小鈴谷農村公園	20.1	○	○	◎	○	◎		○
	夕灘公園	17.3	○		◎	○	◎		○
	旧広目消防団車庫周辺	10.5	○	○	◎	○	◎		○
	広目公会堂付近の広場	14.0	○	○	◎	○	◎		○
	広目農村公園	13.7	○	○	◎	○	◎		○
	坂井公会堂広場	3.3	○	○		○	○		○
	坂井白楽会憩の家周辺	4.9	○	○	○	○	○		
	SAKAI 保育園周辺	12.1	○	○	◎	○	◎		○
空港島	エプロン内の安全な場所（限定区域）	3.2	○	○	×	○	○		○
	アクセスプラザ北側臨時駐車場	3.6	○	○	×	○	○	○	○
	旅客ターミナルビル本館南側セントレアガーデン	3.5	○	○	×	○	○	○	○
	旅客ターミナルビル内※注2	3.5	○	○	○	○	○	○	○

○　当該施設の広場及び周辺の空地とする。

○（注２）旅客ターミナルビル内については、中部国際空港㈱の指定する場所

○ 指定緊急避難場所（災害対策基本法第 49 条の４）に係る指定基準は次のとおり。
表示については、「○」は避難可能場所を、「×」は利用不可を表す。
なお、津波の「◎」は、南海トラフ巨大地震対応として標高 10m 以上の場所を表す。
○「高潮」については、浸水想定域（県の高潮浸水想定）の場合は×、浸水想定域外の場合は○、うち標高 10m以上に位置する施設は◎とする。
○「内水氾濫」については、東海豪雨の浸水域の場合は×、浸水域外の場合は○とする。

異常現象の種類	指 定 基 準
洪水・内水氾濫	避難指示等の基準の水害の対象地域（小倉町、大野町２・４・５・６・10 丁目等）外を指定
崖崩れ、土石流及び地すべり	避難指示等の基準の土砂災害（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）の対象区域外を指定
高　　潮	高潮浸水想定区域に基づき避難場所等の浸水対象外を指定。
地　　震	全ての一時避難場所を指定。
津　　波	津波災害警戒区域に基づき避難場所等の浸水対象外を指定。
大規模な火事	国土交通省告示第 767 号による広域避難地の基準（地震災害時における避難上必要な機能を有する）を適用し指定。

(2) 広域避難所

大規模な地震が発生し、火災の延焼により地域内の一時避難場所にも危険が生じた際に広域的に避難する場所として、公園、グラウンド、公共空地等を広域避難場所として指定する

名　　称	標高（m）	面 積（㎡）	避難可能人員（人）	異常現象の種類			
				100ｔ水槽	プール	地 震	大規模な火事
三和小学校グラウンド	29.2	13,092	2,610		○	○	○
青海中学校グラウンド	21.9	16,779	3,350	○	○	○	○
常滑市体育館	38.5	5,000	1,000			○	○
常滑中学校グラウンド	40.8	47,016	9,400		○	○	○
常滑球場・多目的グラウンド	55.5	30,600	6,120		○	○	○
旧常滑高等学校グラウンド	19.0	26,266	5,250			○	○
南陵中学校グラウンド	15.0	17,693	3,530	○	○	○	○
檜原公園（東駐車場付近）	33.5	12,000	2,400			○	○
小鈴谷小学校グラウンド	21.7	9,819	1,960		○	○	○
中部国際空港内 (一時避難場所参照)	3.5	屋内約 50,000 ㎡ 屋外:約 69,000 ㎡	－			○	○

(3) 津波避難ビル

施設名	電 話	所在地	標 高（m）
ホテルルートイン常滑駅前	36－3512	鯉江本町２丁目 73	1.7
ボートレースとこなめ	35－5211	新開町４丁目 111	2.3
あいち知多農業協同組合旧本町出張所	36－0551	本町１－ 51	2.9
イオンモール常滑	35－7500	りんくう町２丁目 20 －３	4.7
Ｊ－ＨＯＴＥＬりんくう	38－8320	りんくう町３丁目２－ 1	4.5
ボナール大野		大野町２丁目 122 －１	1.6
大野小学校	42－1011	大野町 10 丁目 70	1.8

(4) 医療救護所

施 設 名	電　　話	所 在 地
常 滑 市 体 育 館 4	3－5111	金山字下砂原 78-1
青海中学校	42－0331	金山字南平井 13-1
常 滑 東 小 学 校	35－2428	瀬木町 4-100
南陵中学校	35－4005	苅屋町 5-50

(5) 大震災時の救援物資配送センター

施 設 名	所 在 地	電　　話
常滑市体育館	金山字下砂原 78 －１	43 － 5111
ボートレースとこなめ	新開町４丁目 111	35 － 5211
サザンアリーナ	苅屋字加茂 151	34 － 4748

(6) 震災時の仮設住宅建設可能場所

名　　称	有効面積（㎡）	所在地
納 子 農 村 公 園	9,200	久米字東太郎 158
青海市民センター（南広場）	2,400	大塚町 177
神 明 グ ラ ウ ン ド	7,500	神明町３丁目 43
新 浜 グ ラ ウ ン ド	9,500	新浜町３丁目 29
大　曽　公　園　（野球場）	12,900	大曽町６丁目３
大　曽　公　園　（多目的グランド）	12,900	大曽町６丁目３
山ノ神グラウンド	8,200	泉町２丁目 150
苅屋地区沿道施設用地	3,000	苅屋字六本松 128 －１
来 明 グ ラ ウ ン ド	3,800	檜原字来明１－ 39
小 脇 公 園（多目的広場）	6,400	坂井字小脇 10

(7) 震災時の災害廃棄物仮置場予定地

産業会館予定地（6,676 ㎡、榎戸字上納 227－１）

沿道施設用地（3,312 ㎡、古場字道勘田 192－２）

１２　愛知県及び消防等庁への連絡先

(1) 愛知県への連絡先

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>平常時</td><td>第１　非常配備</td><td>第２　非常配備
（準備体制）</td><td>第２　非常配備
（警戒体制）</td><td>第３　非常配備</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">本庁舎２階 防災局内</td><td colspan="2">県自治センター６階 災害情報センター</td></tr>
<tr><td rowspan="4">勤務時間内</td><td>ＮＴＴ</td><td colspan="3">052－951－3800（災害対策課）
052－951－1382（消防保安課）
052－961－2111（代表）
内　線 2512（災害）
内　線 2512（特殊災害）
内　線 2522（火災）
内　線 2523（危険物）
内　線 2548（救急・救助）
（直通）052－954－6193（災害・特殊災害）
052－954－6141（救急・救助）
052－954－6144（火災・危険物）</td><td colspan="2">052－971－7104（広報部広報班）
052－971－7105（総括部総括班）
052－961－2111（代表）
内 線 5302～5304（総括部総括班）
内 線 5306～5307（総括部渉外班）
内 線 5308～5310（広報部広報班）
内 線 5311～5312（情報部整理班）
内 線 5313～5316（情報部部局班）
内 線 5317～5319（情報部方面班）
内 線 5320～5324（情報部公共機関班）
内 線 5328　（情報部調査班）
内 線 5323～5324（運用部庶務班）
内 線 5325～5327（運用部運用班）
内 線 5328　（運用部財務会計班）</td></tr>
<tr><td>ＮＴＴ
ＦＡＸ</td><td colspan="3">052-954-6912（２階災害対策課内（災害･特殊災害）
052-954-6922（６階災害対策課通信グループ）
052-954-6994（１階消防保安課内（救急・救助））
052-954-6913（２階消防保安課内（火災･危険物））</td><td colspan="2">052-971-7103
052-971-7106
052-973-4107</td></tr>
<tr><td>防災行政無線</td><td colspan="3">600－2512（２階災害対策課内）
600－2512（災害）
600－2512（特殊災害）
600－2549（火災）
600－2548（危険物）
600－2523（救急・救助）</td><td colspan="2">600－1360～1362（総括部統括班）
600－1363　（総括部渉外班）
600－1364　（広報部広報班）
600－1365　（情報部部局班）
600－1366　（情報部方面班）
600－1367　（情報部公共機関班）
600－1368　（情報部調査班）
600－1321　（県警連絡員）
600－1324　（自衛隊連絡員）</td></tr>
<tr><td>防災行政無線
（FAX）</td><td colspan="3">600－1510</td><td colspan="2">600－1514</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>ＮＴＴ</td><td colspan="3">052-954-6844（宿日直室）</td><td colspan="2">上記勤務時間内の欄に同じ</td></tr>
<tr><td>NTT　FAX</td><td colspan="3">052-954-6995（宿日直室）</td><td colspan="2">同 上</td></tr>
<tr><td>防災行政無線</td><td colspan="3">600-5250～5253（宿日直室）</td><td colspan="2">同 上</td></tr>
<tr><td>防災行政無線
（FAX）</td><td colspan="3">600-4695（宿日直室）</td><td colspan="2">同 上</td></tr>
<tr><td colspan="3">e-mail　saigaitaisaku@zpref.aichi.lg.jp</td><td colspan="3">aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</td></tr>
</table>

(2) 消防庁への連絡先

通常時（常時（平日（祝日、年末・年始除く）9：30 ～ 18：15）（消防庁防災課応急対策室）

（ＮＴＴ回線）	（消防防災無線）	（地域衛星通信ネットワーク）
03-5253-7527	92-90-49013	9-048-500-90-49013
03-5253-7537（ＦＡＸ）	92-90-49033（ＦＡＸ）	9-048-500-90-49033（ＦＡＸ）

夜間・休日（消防庁宿直室）

（ＮＴＴ回線）	（消防防災無線）	（地域衛星通信ネットワーク）
03-5253-7777	92-90-49102	9-048-500-90-49102
03-5253-7553（ＦＡＸ）	92-90-49036（ＦＡＸ）	9-048-500-90-49036（ＦＡＸ）

１３　地区防災計画策定状況

番号	地区名	計画名	策定年度	備　考
1	瀬木区	瀬木区防災計画	平成 30 年度	

Ⅵ　気象予報警報等の種類と発表基準

1　気象及び水象に関する予報警報

（名古屋地方気象台）

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>発　表　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="6">特別警報</td><td>大雨特別警報
（土砂災害）</td><td>基準値以上となる１km メッシュが概ね 10 個以上まとまって出現すると予想され、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表
土壌雨量指数基準値：概ね２７０</td></tr>
<tr><td>大雨特別警報
（浸水害）</td><td>表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表
①表面雨量指数が基準値以上となる１km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。
表面雨量指数基準値：概ね５１
②流域雨量指数が基準値以上となる１km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。
表面雨量指数基準値：概ね５１
流域雨量指数基準値：概ね４０～２０５</td></tr>
<tr><td>暴風特別警報</td><td rowspan="4">「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表。
台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表。
温帯低気圧については、指標(発表条件)の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表。</td></tr>
<tr><td>高潮特別警報</td></tr>
<tr><td>波浪特別警報</td></tr>
<tr><td>暴風雪特別警報</td></tr>
<tr><td>大雪特別警報</td><td>府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ 、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表。</td></tr>
<tr><td></td><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
平均風速が陸上 20m ／ s、海上 23m ／ s を越えると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>暴風雪警報</td><td>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
平均風速が陸上 20m ／ s、海上 23m ／ s を越えると予想される場合（雪を伴う。）</td></tr>
<tr><td></td><td>大雨警報</td><td>大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害)」、「大雨警報（浸水害)」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」のように発表、雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続
具体的には次の条件に該当する場合である。
<table>
<tr><td>（浸 水 害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>18</td></tr>
<tr><td>（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>143</td></tr>
</table>
を超えると予想される場合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>大雪警報</td><td>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
　12 時間の降雪の深さが平地で 10 ㎝を超えると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>高潮警報</td><td>台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
　潮位が東京湾平均海面（T.P.）上、2.5mを超えると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>波浪警報</td><td>高浪による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
　有義波高が３m以上と予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
<table><tr><td>流域雨量指数基準</td><td>稲早川流域＝ 7
矢田川流域＝ 14.9
前山川流域＝ 10</td></tr><tr><td>複合基準…
※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせ
　による基準値</td><td>矢田川流域＝（11、9.1）
前山川流域＝（11、9.1）</td></tr><tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>－</td></tr></table>を超えると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
　平均風速が陸上 13 m／ s、海上 16 m／ s を超えると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
　平均風速が陸上 13 m／ s、海上 16 m／ s を超えると予想される場合（雪を伴う。）</td></tr>
<tr><td></td><td>大雨注意報</td><td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
<table><tr><td>（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td>14</td></tr><tr><td>（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td>97</td></tr></table>を超えると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>大雪注意報</td><td>　大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
　12 時間降雪の深さが５㎝を超えると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>濃霧注意報</td><td>　濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
　濃霧によって視程が陸上 100 m以下又は海上 500 m以下になると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>雷注意報</td><td>　落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
　落雷等により被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>乾燥注意報</td><td>　空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
　実効湿度が 60%、最小湿度 30%以下になると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>着氷（雪）注意報</td><td>　著しい着氷（雪）により通信線や送電線、船体などへの災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
新しい着氷（雪）が予測される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>霜注意報</td><td>　霜により農作物に著しい災害が発生するおそれがあると予想されたときに</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>発表具体的には次の条件に該当する場合である。
　晩霜期に最低気温３℃以下</td></tr>
<tr><td></td><td>低温注意報</td><td>低温により農作物等に著しい災害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
　冬期・最低気温－４℃以下</td></tr>
<tr><td></td><td>高潮注意報</td><td>　台風や低気圧等による海面の異常上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表具体的には災害の起こるおそれのある場合で、次の条件に該当する場合である。
　潮位が、東京湾平均海面（T.P.）上、1.6 ｍを超えると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>波浪注意報</td><td>　高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
　有義波高が 1.5 ｍ以上と予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>融雪注意報</td><td>　融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある場合</td></tr>
<tr><td></td><td>洪水注意報</td><td>　大雨、長雨等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
具体的には次の条件に該当する場合である。
<table><tr><td>流域雨量指数</td><td>稲早川流域＝ 5.6
矢田川流域＝ 11.9
前山川流域＝ 8</td></tr><tr><td>複合基準
（表面雨量指数、流域雨量指数）</td><td>稲早川流域＝（11、4.5）
矢田川流域＝（7、8.2）
前山川流域＝（7、8）</td></tr><tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td>―</td></tr></table>を越えると予想される場合</td></tr>
<tr><td></td><td>記録的短時間大雨情報</td><td>　県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合せた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。１時間に100㎜以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表する。</td></tr>
<tr><td></td><td>竜巻注意情報</td><td>　積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、県西部と県東部に細分化し発表する。また、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２が現れた地域に発表しているほか、竜巻の目撃情報が得られて、竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。</td></tr>
<tr><td></td><td>記録的な大雨に関する気象情報</td><td>　大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報、特別警報で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるため、本文を記述せず、見出し文のみで伝える全般・地方・府県気象情報を発表する。</td></tr>
<tr><td></td><td>顕著な大雨に関する情報</td><td>　10 分先、20 分先、30 分先のいずれかにおいて、以下の基準をすべて満たす場合に発表。
1.　前３時間積算降水量(5㎞ 格子)が 100㎜ 以上の分布域の面積が 500 ㎢以上
2.　1.の形状が線状（長軸・短軸比 2.5 以上）
3.　1.の領域内の前３時間積算降水量最大値が 150㎜ 以上
4.　1.の領域内の土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合８割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過
（「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びか）</td></tr>
</table>

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まる

かを把握するための指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化したもの

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風に中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

１）注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

２）地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。

３）平地・山地の区分は、おおむね標高 200 メートル

２　津波注意報及び警報等の発表基準

(1) 津波警報等発表の基準に用いる量は、津波の高さである。津波の高さとは、津波によって高くっときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波の高さと被害の関係から、発表基準を「大津波警報」は津波の高さ３ｍを超える場合、「津波警報」は津波の高さ１ｍを超える場合とした。

(3) 海水浴等の被害を考慮して、「津波注意報」は津波の高さ 20 ㎝以上を発表基準とした。

津波注意報では、津波による陸上での被害は考えにくく、特に津波にぜい弱な地域以外は陸上において避難の必要はない。

３　火災警報の発令及び解除の基準　（消防法等施行細則より）

(1) 法第 22 条第３項の火災に関する警報は、火災予防上、市長が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかであるときに発令する。また、市長が火災の予防上、その必要がないと認めた場合に解除する。

ア　実効湿度 60 パーセント以下で、最低湿度 30 パーセント以下であるとき。

イ　実効湿度 65 パーセント以下で、最低湿度 35 パーセント以下であって、かつ、風速が 10 メートル以上か又は 10 メートル以上になると予想されるとき。

ウ　風速 12 メートル以上か、又は 12 メートル以上になると予想されるとき。

(2) (1) ウの場合において、降雨若しくは降雪のとき、又は実効湿度 70 パーセント以上で、最低湿度 50 パーセント以上であるときはこれを除く。

書　　式

（様式　災対－３：被害の通報を記録・処理するための様式）　（№２）

災害通報・処理票

災害対策本部 課

※情報の受信場所に○

受信日時	平成　年　月　日（　）　時　分	
通報者	氏名	住所
	役職（区長等）	電話
受信者	所属　課	氏名
通報内容） ※いつ・どこで・どのような被害等が発生したか		（位置図等）
処理担当課　課	担当者	
処理日時	平成　年　月　日（　）　時　分	
（処理内容）※具体的な処理方法・状況等を記載して本部へ報告		

（注）１　必要に応じて、住所地図のコピー、写真等を添付する。
　　２　重複して通報のあった場合は、同一の通報として扱う。
　　３　通報内容は、集約して災害報告を行う。
　　４　市民からの住居等に関する通報は、り災証明書の交付の際に必要となるので注意する。

（№１）

様式２

伝　達　確　認　簿

発信者			発信者		
災害対策関係	伝達 開始 終了 時間	受信者	各区長関係	伝達 開始 終了 時間	受信者
各課	時　分 時　分		各区長	時　分 時　分	
各支部			河川水門管理者		
各消防分団			農漁業協同組合		
			各学校		
備考					

（注意）発表原文を簡略化し伝達したときは、当該伝達文を添付する。

様式１（消防庁第４号様式（その１））　　（No.３）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年　月　日　時　分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重症		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）						（市町村）						
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認等」）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未確認」の欄に計上すること。

様式２　　（No.４）

災害発生状況等（速報・確定報告）

年　月　日　時　分　現在

原因		発生日時	年　月　日　時　分
発信場所			
発信機関		発信者	
受信機関		受信者	

区分				被害	区分				被害	区分				被害
人的被害	死者	1	人		その他	橋りょう	31	か所		その他	水産被害	61	千円	
	行方不明者	2	人			河川 破堤	32	か所			商工被害	62	千円	
	負傷者 重傷	3	人			河川 越水	33	か所			その他	63	千円	
	負傷者 軽傷	4	人			河川 その他（洗掘等）	34	か所			被害総額	64	千円	
住家被害	全壊	5	棟			港湾・漁港	35	か所			災害対策本部設置状況	65	設置	
		6	世帯			砂防	36	か所				66	廃止	
		7	人			消掃施設	37	か所			避難の勧告・指示等の状況	67	地区	
	半壊	8	棟			崖くずれ	38	か所				68	世帯	
		9	世帯			地すべり	39	か所				69	人	
		10	人			土石流	40	か所			消防職員出動延人員	70	人	
	一部破損	11	棟			鉄道不通	41	か所			消防団員出動延人員	71	人	
		12	世帯			被害船舶	42	隻			避難所数	72	か所	
		13	人			水道	43	戸			避難人数	73	人	
	床上浸水	14	棟			電話	44	回線			避難人数（うち自主避難）	74	人	
		15	世帯			電気	45	戸			避難世帯数	75	世帯	
		16	人			ガス	46	戸			避難世帯数（うち自主避難）	76	世帯	
	床下浸水	17	棟			ブロック塀等	47	か所		被害程度及び応急対策状況（経過）				
		18	世帯		罹災世帯数		48	世帯						
		19	人		罹災者数		49	人						
非住家	公共建物	20	棟		火災発生	建物	50	件						
	その他	21	棟			危険物	51	件						
その他	田 流失・埋没	22	ha			その他	52	件						
	田 冠水	23	ha		公立文教施設		53	千円						
	畑 流失・埋没	24	ha		農林水産業施設		54	千円		要請事項				
	畑 冠水	25	ha		公共土木施設		55	千円						
	文教施設	26	か所		その他の公共施設		56	千円						
	病院	27	か所		小計		57	千円						
	道路 損壊	28	か所		その他	農産被害	58	千円						
	道路 冠水	29	か所			林産被害	59	千円						
	道路（通行不能）	30	か所			畜産被害	60	千円						

（注）速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

被害認定基準

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 （重傷）１か月以上の治療を要する見込みのもの （軽傷）１か月未満で治療できる見込みのもの
住家の被害	（住家）	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	（棟）	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半してそれぞれを主屋の付属建物とみなす。
	（世帯）	生計を一にしている実際の生活単位をいう（同一家屋内の親子夫妻であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱う。）
	全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	（非住家）	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

	畑の流失・埋没、畑の冠水		田の例に準ずる。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
そ	道路	道　　路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
		損　　壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
		冠　　水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		（通行不能）	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋　　梁		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が 流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河　　川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破　　堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越　　水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		そ の 他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾 漁港		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第３条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	砂　　防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	がけ崩れ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第２条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆるがけ崩れを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第２条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道普通		列車等の運行が不能となった程度の被害とする
	被害船舶		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水　　道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点におけ る戸数とする。
	電　　話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　　気		災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ　　ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、

の

他

		最も多 く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹　災　者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生	（火 災）	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建　　物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危　険　物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	そ　の　他	建物及び危険物以外のもの
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路及び港湾とする。
そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害 市 町 村 数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	林産被害　農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	畜産被害　農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）、要請事項欄の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

○　人及び住家の被害状況並びにこれに対する災害救助活動状況
○　避難の状況
○　主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況並びにこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
○　主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
○　学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
○　電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況並びにこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
○　農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
○　応援要請又は職員派遣の状況

（No.7）

様式4

避難状況・救護所開設状況（第　　報）

報告の時点	日　時　分現在	受信時刻	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内容

	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種別及び日時	避難勧告世帯数	避難勧告人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
避難状況			（勧告I 指示I 自主） 日　時　分	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			（勧告I 指示I 自主） 日　時　分					屋内 屋外			
			（勧告I 指示I 自主） 日　時　分					屋内 屋外			
			（勧告I 指示I 自主） 日　時　分					屋内 屋外			
			（勧告I 指示I 自主） 日　時　分					屋内 屋外			
			（勧告I 指示I 自主） 日　時　分					屋内 屋外			
			（勧告I 指示I 自主） 日　時　分					屋内 屋外			

	救護所名	設置場所	患者数 受入	患者数 搬送	実施機関	収容人数の最大値 重傷	収容人数の最大値 軽傷
救護所開設状況							

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

（No.6）

様式3

人的被害

（第　　報）

報告の時刻	日　時　分　現在	受信時刻	時　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

内容

発生	日時	日　時　分
	場所	
	原因	
人的被害の状況	被害程度	1．死亡　2．行方不明　3．重傷　4．軽傷
	氏名等	（氏名　　）（生年月日　　） （性別　男・女・不明）
	住所	
	収容先	
	その他参考事項（応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等）	

様式5

公共施設被害

（第　　報）

報告の時刻	日　時　分　現在		受信時刻	時　分
発信機関			受信機関	
発信者名			受信者名	
内　容				
被害区分	ア　河川　イ　海岸　ウ　貯水池・ため池等　エ　砂防 オ　港湾・漁港　カ　道路　キ　水道施設 ク　その他（　　）			
発生状況	日時	日　時　分		
	場所			
	原因			
	被害区域区間			
	管理者	（電話　　）		
	被害程度（概要）			
	応急対策の状況			
	復旧見込			
	その他参考事項			

様式1

（市長からの売却の依頼例文）

番　　号
年　月　日

愛知県知事殿

市長名

応急用米穀の売却について（依頼）

平成○年○月○日午前○時○分東海地震（震源地駿河湾沖、震度５～６）が発生し、本市○○地区、△△地区及び××地区において家屋の倒壊○○戸、半壊△△戸の被害を受けました。

ついては、これらを始めとする被災者等に炊き出し給食を実施したいので、下記によりこの手配について御配慮ください。

記

1　売却希望数量

○○○kg

積算基礎等　(1)　対象戸数　○○戸

(2)　対象人員　○○○人

- 被災者　○○人
- 救じゅつ者　○○人

(3)　給食数　延○○○食

- 被災者　○○食
- 救じゅつ者　○○食

(4)　給食対象期間

平成○○年○月○日から

平成××年×月×日まで

2　輸送方法等

輸送可能車両　○台（○トントラック○台）

3　その他

緊急輸送道路（県道○○××線）は橋梁（△△橋）が損壊しているため不通である。

(No.10)

災害派遣要請書様式

発　簡　番　号
年　　月　　日

愛　知　県　知　事　　殿

常　滑　市　長

部　隊　等　の　派　遣　要　請　書

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する事由
　災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
　派遣を要請する事由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
(1)区域
(2)活動内容(遭難者の捜索援助、道路啓開、水防輸送、防疫等)
4　その他参考となるべき事項
　その他の細部については、○○○○において調整する。

(No.11)

災害派遣撤収要請書様式

発　簡　番　号
年　　月　　日

愛　知　県　知　事　　殿

常　滑　市　長

災　害　派　遣　部　隊　撤　収　要　請　書

自衛隊の災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、　月　日をもって派遣部隊等を撤収されるよう要請します。

(№12)

別記様式1

年　月　日

緊急通行車両等届出書

愛知県知事殿
愛知県公安委員会殿

届出者住所
（電　話）
氏名　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所（電　話）	（　）　局　　番
	氏　名	
通行日時		
通行経路	出発地	通行目的
備　考		

注 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

(№13)

別記様式2

第　　号

年　月　日

緊急通行車両確認証明書

知　事　　印
公安委員会　　印

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住　所	（　）　局　　番
	氏　名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備　考		

注 用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

(№14)

（別記様式４）

備考
1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色「登録（車両番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部 分を白色、地を銀色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長の単位は、センチメートルとする。

(別記様式３)　　(№15)

第　　号 年　月　日 緊急輸送車両確認証明書 知　事　印 公安委員会　印		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
使用者	住所	(　　) 局　　番
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

注 用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

(№16)

緊急通行車両等事前届出書

様式第１

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年　月　日 愛知県公安委員会　殿 届出者住所 (電話) 氏　名　　印		第　　号 地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年　月　日 愛知県公安委員会　　印
番号票に表示されている番号		(注) 1　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2　届出内容に変更が生じた場合又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3　次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者 住所	(　　) 局　　番	
使用者 氏名		
出発地		
(注) この事前届出書は２部作成して、該当車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してください。		

注 １ 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
２ 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４版とする。

（No.17）

（様式１）

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》　速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月　日　時　分
				月　日　時　分

緊急応急対策等	実施状況等 （該当する番号に○をつけること）
①　南海トラフ地震に関する情報の伝達	1 完　了　　2 半数以上　　3 半数未満
②　地域住民の避難状況	1 必要なし　　2 必要あり（ア 完 了　イ 実施中　ウ 未実施）
③　消防・浸水対策活動	1 必要なし　　2 必要あり（ア 完 了　イ 実施中　ウ 未実施）
④　応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし　　2 必要あり（ア 完 了　イ 実施中　ウ 未実施）
⑤　施設・設備の整備及び点検	1 必要なし　　2 必要あり（ア 完 了　イ 実施中　ウ 未実施）
⑥　犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし　　2 必要あり（ア 完 了　イ 実施中　ウ 未実施）
⑦　食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし　　2 必要あり（ア 完 了　イ 実施中　ウ 未実施）
⑧　緊急輸送の確保	1 必要なし　　2 必要あり（ア 完 了　イ 実施中　ウ 未実施）
⑨　地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設　置　　2 準備中　　3 未設置
⑩　対策要員の確保	1 完　了　　2 半数以上　　3 半数未満
備　考	

（No.18）

（様式２）

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月　日　時　分
				月　日　時　分

避難状況	①避難の経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	②避難の完了	避難場所名	避難人数・要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地震防災応急対策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		
	④	消防、水防その他の応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		
		備　考		

常滑市地域防災計画

附　　属　　資　　料

（令和　6　年　2　月修正）

編集発行 常滑市防災会議

（常滑市防災危機管理課）

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台３丁目３番地の５

電話（0569）47－6107